

商工委員会
議録 第三十七号

昭和四十九年五月二十一日(火曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 稻村佐近四郎君
理事 塩川正十郎君
理事 武藤 嘉文君
理事 中村 重光君
理事 愛野興一郎君
理事 稲村 利幸君
理事 小川 平二君
理事 粕谷 茂君
理事 木部 佳昭君
理事 近藤 鉄雄君
理事 島村 一郎君
理事 橋本 進君
理事 野田 毅君
理事 八田 貞義君
理事 松永 光君
理事 山崎 拓君
理事 岡田 哲児君
理事 加藤 清二君
理事 佐野 進君
理事 細谷 治嘉君
理事 瀨崎 博義君
理事 近江巳記夫君
理事 玉置 一徳君

理事 左藤 恵君
理事 田中 六助君
理事 板川 正吾君
理事 神崎 敏雄君
理事 天野 公義君
理事 浦野 幸男君
理事 越智 通雄君
理事 片岡 清一君
理事 木村武千代君
理事 塩崎 潤君
理事 田中 榮一君
理事 丹羽喬四郎君
理事 橋口 隆君
理事 前田治一郎君
理事 宮崎 茂一君
理事 石野 久男君
理事 加藤 清政君
理事 上坂 昇君
理事 原 茂君
理事 渡辺 三郎君
理事 野間 友一君
理事 松尾 信人君
理事 宮田 早苗君

委員外の出席者

資源エネルギー庁長官 山形 榮治君
自治大臣官房審議官 近藤 隆之君
工業技術院総務部総括研究開発官 佐藤 真住君
資源エネルギー庁長官官房審議官 井上 力君
資源エネルギー庁公益事業部開発課長 小野 雅文君
建設省計画局首席計画官 広瀬 優君
商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動
五月二十一日

辞任

天野 公義君
稲村 利幸君
越智 通雄君
小山 省二君
近藤 鉄雄君
島村 一郎君
田中 榮一君
上坂 昇君
竹村 幸雄君
山崎 始男君
米原 昶君

補欠選任

山崎 拓君
宮崎 茂一君
野田 毅君
橋本 進君
木村武千代君
片岡 清一君
愛野興一郎君
石野 久男君
原 茂君
細谷 治嘉君
瀨崎 博義君

同日

辞任

愛野興一郎君
片岡 清一君
木村武千代君

補欠選任

田中 榮一君
島村 一郎君
近藤 鉄雄君

本日の会議に付した案件
発電用施設周辺地域整備法案(内閣提出、第七十一回国会閣法第一一七号)

○濱野委員長 これより会議を開きます。

第七十一回国会内閣提出、発電用施設周辺地域整備法案を議題といたします。

質疑の申し出がございますので、順次これを許します。宮田早苗君。

○宮田委員 本法律案は、電源開発の促進ということが目的ということになるかと思っております。その目的を完遂するために今日のあらゆる問題を解決していかねばならぬということだと思いますので、そういう問題について本日は質問をいたします。

まず交付金の問題についてでございますが、交付金をつける発電所の出力の基準でございますが、これまでにも質問が出ておりましたように、石炭を見直そうという昨今の情勢からしますと、火力の三十五万キロワットで線を引くのは適切でないと思っております。したがって、これは改めるべきだと思っておりますが、この点、通産省はどう考えておられますか、まずお聞きいたします。

○山形政府委員 交付金の対象となります施設の問題でございますが、われわれのいま考えてお

ますのは、原子力と火力につきましては三十五万キロワット以上ということでございます。なお、水力、地熱等につきましては一万ということにしまして、全体の考え方といたしましては、現在のこれらについての技術水準の進歩の度合い等も考えておるわけでございます。

火力につきましては三十五万以上といたしましたのは、いま申し上げましたように、現在の新鋭火力はもう大体三十五万が最低のような技術水準に達しておりますし、一方日本の国土は、先生御存じのとおり国土上の限界が一応ございまして、それからやはり三十五万以下と三十五万以上では熱効率がえらく違う。熱効率といいますが、エネルギーの使用効率が非常に違いますので、むしろこれから国民のために電源を拡充するにあたりましては、やはり一番効率のいい、それから国土の有効利用に資するよりな形でこれを進めるのがむしろ政策のねらいにつながるのじゃないかということ、いまのところ三十五万以下ということにしませんで、つくるなら三十五万以上という形でこれをつかんでまいりたいと思っております。

○宮田委員 既設の発電所に対しても交付金をつけるべきではないかと思っております。と申しますのは、これから増設される分は公害防止技術も相当進んでおりました方が、古い発電所には問題が多いのが現実だと思います。固定資産税の面で優遇されるということですが、思い切ってこの法律が適用できるようにしたらどうかというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えか、お聞きします。

○山形政府委員 今回この法案を出しまして御審議願っております趣旨は、これからの国民生活の向上及び経済活動の運営におきまして、緊急に発電施設の設置を円滑化しなければいかぬというの

出席政府委員
科学技術庁原子力局長 牟田口道夫君
科学技術庁原子力局次長 伊原 義徳君
通商産業大臣 中曾根康弘君
国務大臣 森山 欽司君
科学技術庁長官 山崎 始男君

出席國務大臣

科学技術庁原子力局長 牟田口道夫君
科学技術庁原子力局次長 伊原 義徳君

が趣旨でございます。やはりその緊急性というものが一つのねらいであるわけでございまして、そういう観点からいいますと、新しくつくるものを促進するというのが筋ではなからうかと思ひます。しかし、いまお話のとおり、既設のものとの新設のものとのバランスがあまりにも著しく不均衡でございます。これまた問題でございますので、既設の発電所につきましては、その所在市町村につきましても、今回地方税法の改正を行ないまして、発電所にかかわる固定資産税の課税標準の軽減措置の廃止または縮小を行ないますとともに、大規模な償却資産にかかわります課税限度額の引き上げを行なうことによりまして、既設発電所所在市町村の固定資産税の収入の増加をはかるような措置をいたしまして、そういう観点で実質的にバランスをとってまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○宮田委員 だだいまの質問に対してお答え願ったわけでございますが、元来、今日の状況を招きました最大の原因というのは既設発電所の影響といたしまして、それが根本だと思ひます。そういうわけで、当然のことでございますが、原因をつくったその発電所に対します適用ということまでさかのぼっていかないと、新しい施設よりは古い施設の周辺地域のほうから問題提起が非常にたくさん出てくるのじゃないかというふうに懸念をするわけでございまして、そういう面についての対策として、固定資産税の面でということでございますが、それでは片手落ちだということよりは若干不足をするという気持ち強いものでありますから、もしそういう問題が惹起をいたしました場合には、はたしてこの適用というものが全然考えられないものかどうか、その点もう一度お答え願いたいと思ひます。

しまして八七％の高率で達成ができたわけでございますが、四十七年度が三三％、四十八年度がたしか四四％程度というふうなことでございまして、むしろ新しいものをどうやって促進するか、いやしくも国民生活に御迷惑のかわらないようにどうしたらいいかということでございます。しかしながら、先生のお話のとおり、既設のところでもたいてい問題があるかと思ひますが、これにつきましても、従来にも増しまして安全環境問題等、国といたしましても企業を指導いたしまして、なお環境基準の適正達成につきまして監督を厳重にしまして、既設の地点におきまします円滑な業務の運用がはかれるように今後とも気を付けてまいる所存でございます。

○宮田委員 次に、発電所の立地をする隣接の市町村への交付金の配分について、かなり弾力的な運用を意図しているようですが、二つの都府県にかかるといふ場合の調整はどのようになさいますか、お聞きします。

○山形政府委員 周辺市町村にかかわります交付金の配分の方法等につきましては、現在検討中であるわけでございます。いずれにいたしまして、都道府県知事が整備計画を策定いたします段階で関係市町村と相談の上きめることになると考へるわけでございますが、いま御質問の二県にまたがる場合の交付金の配分につきましては、たとえば両県の周辺市町村の数に応じてこれを配分する等の措置をいたしたい、したがって、二県にまたがらない場合と二県にまたがる場合とで、実質的に不均衡が生じないように実質的に配慮してまいりたいと考えておるわけでございまして、お聞きします。

○宮田委員 この法律案は公害対策でないということを政府側から説明を受ける際よく耳にしたのですが、火力発電所の場合、大気や水の汚染がゼロになる技術は望めないと思ふのであります。通常気象、潮流調査を事前にやるわけですが、発電所ができた場合の煙、温排水の影響を受ける度合いの高い市町村が隣接に当然出てくることがあり

得ると思ひます。その場合、交付金配分を手厚くしろという要求が当然出てくると思ふのでございしますが、これにどう対処されますか、その点をお聞きします。

○山形政府委員 交付金の額の決定及びこの配分につきましては、いま検討中でございますが、先生のおっしゃいますように濃淡の差が若干出る可能性があると申すわけでございます。問題は、いわゆる環境保持のあり方の問題だと思ふわけでございまして、われわれといたしましては、新設のものにつきましても、特に公害防除の施設及び規制につきましても万全を期すように、これは許可の段階で科学技術庁とも御相談いたしまして原子炉規制法及び電気事業法、それから運用におきましては、通産省におきましても環境審査顧問会の活用等をはかりましてアンバランスが生じないように、集積の拡散をできる限りはかされるように、モニタリングの活用等も含めまして、事後チェックを通じてこういうことを防除するようにいたしたいと思ひます。

○宮田委員 この法律案に関連をして目前に迫っております夏期対策をひとつ示していただきたいと思ひます。

この際承っておきたいのでございしますが、昨年末以来の石油危機が一般家庭の電気消費量にどうあらわれておるかということ、また政府が認めようとしております料金値上げが一般家庭の消費電力にどの程度響くと見ておられますか。その点お聞きします。

○山形政府委員 この夏の電力の需給の見通しにつきましては、これはなかなかむずかしい問題でございますが、最近の生産活動の若干の低下、総需要抑制策の浸透等を考えますと、いまの私のほうの感じでは約八％の供給予備力は保持できるのではないかという見通しを持っております。ただ、ここで非常に問題でございますのは、いわゆる光化学スモッグの発生の問題でございます。光化学スモッグの発生は、四月に光化学スモッグが発生いたしております。光化学スモッグといふものは、

昨年の例から見ましても夏のまっ盛りが一番多く発生するわけでございまして、この場合には、都道府県知事から緊急的な操業の中止といひますか、そういう命令が出るわけでございまして、この辺の見通しが今後どういふふうになるのかというところでございまして、実は電力の大口需要家に対しては、昨年よりやりましたように休日のウィークデーの振りかえ、特約需要のピークカット等の電力需要の平均化をいままら実指をいたしておるわけでございまして、そういう盛夏対策、夏対策といふことにつきましても、いまの見通しでは去年よりも大体うまくいくのじゃないかという感じがいたしております。

なお電力料金等、これはもし値上げ等が認められることになりますれば、その辺から、いわゆるエネルギー多消費の産業の生産活動にもそういう意味ではいい影響が出ることも期待できるのではないかと考へるわけでございまして、お聞きします。

○宮田委員 もう一つ冬場の問題についてでございますが、石油の値上げによりまして相当電気の依存の度合いというものが強くなってくるんじゃないかというふうにお思ひますが、これに対するお考えがございましたらお聞きいたします。

○山形政府委員 冬場の対策といひますが、冬場の需給の見通しにつきましては、いまからなかなか想定もむずかしいわけでございまして、御存じのとおり、三月の十八日から実施されました石油の大幅値上げでございますが、これは特殊な企業、業種を除きましてどうにか合理化等で切り抜けておるのが現状だと思ふわけでございまして、石油類の大幅値上げの率が非常に大きかったわけでございまして、また反面、産業面におきまして従来非常にむだに使用しておった面もどうもあつたようにございまして、われわれのほうの集計によりますと一〇％程度の節約効果というのは著しく生産を落とさないで切り抜けておるやに推測されるわけでございまして、全体の経済の動向、総需要抑制の浸透度合い等にもかかわるわけでございまして、われわれといたしましては、エネルギー

ギ一をむだにうんと使うという事は、石油であれ電力であれ絶対に避けるべきだと思っておるわけでございます。そういう指導監督も含めまして、冬の対策も、いま御説のとおり、これから検討を早めに行なってまいりたいと考えておるわけでございます。

○宮田委員 次に、地熱発電の開発について二、三質問をいたします。

地熱発電所についても電源立地促進交付金の対象とするという案でございますが、開発に向けての調査と今後の立地計画の見通しをまずお尋ねいたします。

○井上説明員 地熱開発のための調査でございますが、御指摘のように、石油危機に際しまして国産エネルギーである地熱の開発を大いに促進すべきであるということで、その開発促進策に取り組んでおるわけでございますが、その調査につきましては、通産省といたしましては、四十八年度から地熱資源に関する調査を開始いたしました。四十八年度におきましては、通産省の工業技術院地質調査所におきまして、北海道の駒ヶ岳北部、秋田県の栗駒北部、福島県の吾妻山北部、静岡県伊豆半島、鹿児島県の薩南につきまして基礎的な調査を実施しております。四十九年度につきましては、さらにこの調査のあとを受けまして有望な地点にボーリング等の精密調査を実施するということにしております。また、地質調査所におきまして、四十八年度以降実施しております調査につきましては、四十九年度においてさらに十五地点の基礎調査を実施する予定でございます。基礎調査につきましては、三カ年計画でございますので五十年には終わる、そのあとさらに精密調査を続行していくというふうに考えております。

今後の見通しでございますけれども、御承知のように、現在動いておりますのは二カ地点、わずかに三万三千キロワットでございますが、現在工事中あるいは建設中のものが五カ地点、十

八万五千キロワットでございます。これらの工事中の地点につきましては、本年度から五十二年程度ぐらいつまみして完成をしていくというふうに考えられますが、その後の計画につきましては、最初に申し上げました調査の進展とにらみ合わせつつ今後計画が進展するということ、いまのところ、数字的にはっきりした計画はないのが現状でございます。ただ、昭和四十四年度におきまして経済企画庁で調査をいたしましたところによりまして、その当時におきまして経済的に開発が可能であろうという調査でございますが、図上調査が主体でございますけれども、約二千万キロワット程度は開発可能であろうというふうに想定されておるわけでございます。

○宮田委員 地熱利用は新しい資源の開発として注目をされているわけですが、これに反対する意見もございまして、ある団体から反対陳情書をいただいておりますが、反対する理由は、まず一つに、砒素による河川、飲料水の汚染問題があります。二つに、地熱発電技術は初歩的段階で企業化は時期尚早である、こういう考えであります。環境庁はお呼びしておりますので、開発にあたって砒素公害対策を通産省のほうでどう推進しようと思っておりますか。お答えを願いたいと思っております。

○井上説明員 御指摘の地熱発電の開発に伴います公害の問題でございますが、これにつきましては、やはり開発する大前提として公害防止には十分意を用い、対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

御指摘の砒素の問題でございますが、地熱発電をやるに際しましては、地中から出てまいります熱水を含んだ蒸気を分離いたしまして、蒸気だけを発電に使う、熱水は通常地下に戻すということにしております。砒素はこの熱水中に含まれておるわけでありまして、地下に戻すということでは運転を行なえば砒素の問題は生じないというふうに考えております。しかしながら、地熱発電に伴いまして熱水をたとえ温泉等に地元で使わして

もらいたいというような場合もございまして、こういう場合には、使用したあと川に流す水につきましましては環境基準値の〇・〇五PPMというのがございますが、それをこえないようにして流すというところで指導しているところでございます。

それから具体的に計画中の八丁原地熱地点というのが九州にございます。ここにおきましては、やはり地元の要望にこたえまして熱水を利用していただいておりますが、熱交換機を使いまして河川水を間接的にあたためて使うというふうなことで温水を地元へ供給しておりますので、そういう問題は全くないというところでございます。

それからもう一つは、地熱発電の企業化が時期尚早ではないか、こういうお尋ねでございますが、従来地熱開発の技術につきましてはボーリングの技術あるいは低温、低圧の蒸気を使いますので、その機械をどうするか、あるいは地中から出てまいります蒸気をそのまま使いますので、それに対する腐食の問題をどうするかというふうないろいろな問題がございまして、先ほど申し上げました三万三千キロワットの地熱発電所というのは、いわば地熱開発を兼ねながら開発を進めてきた、かように申し上げていいのではないと思っております。

世界的に申し上げますと、アメリカ、ニュージーランド、イタリアあたりが中心でございますが、大体全世界で合計約百万キロワットの地熱発電所が稼働しております。こういうままでの開発実績によりまして技術的にはかなり進んでまいりまして、ボーリングをして蒸気を探り当てる技術、あるいは出てまいります蒸気を利用する技術、あるいはいろいろな公害問題に対応する技術といったようなものは相当進んでおります。従来地熱につきましては、一カ地点で取れます出力がちょっと小さ過ぎるのじゃないか、そんな小さいものではあまり足しにならないのじゃないか、こういう御批判があったわけでございますが、機械につきましても現在最大の機械は十萬キロワットのもの

がすでにできるといふことになっておりまして、機械製作技術におきましても相当程度進歩してまいり、実用に供せられる段階に達しておるといふふうにわれわれは判断している次第でございます。

○宮田委員 次に、原子力発電の問題について、特に安全性について質問をいたします。昨年の石油危機以来、政府が原子力発電の積極的推進をはかるといふ施策を掲げておりますことは、わが党の方針とも一致するところでありまして、しかし、その安全性については、学者の中でも危険視する意見が非常にたくさんあります。また、アメリカにおきましても、危険性や放射能のおそろしさを警告する学者、専門家もいろいろあります。原子力発電所の積極的開発の前提となります安全性は十分に確保されているのか、まずお尋ねをいたします。

○中曾根國務大臣 原子力発電は新しい技術でございますから、慎重の上にも慎重を期し、安全の上にも安全を確かめて実施しなければならぬと思ひ、そのようにやっております次第でございます。問題点はいま世界的にもいろいろ研究課題として指摘されております。緊急冷却装置の問題であるとか、あるいはローレベルのエネルギーの問題であるとか、いろいろ問題点もあげられており、これに対する技術的対応もいろいろ検討され、進められております。わが国におきましては、まず基準を外国の基準以上にやっておりますこと、それから審査の段階においてその基準に基づいて厳重に審査をする。特に地震国であるということ、そういう情勢、条件にもかんがみまして特に念を入れてやる必要があると思っております。

それから今度は通産省のほうへ参りまして、工事の認可、設計の認可、各段階においてやります。そのほか工事の施行中におきましても、通産局等が立ち会ひましてそれぞれの監督をやっておるところでございます。

そのほか廃棄物の問題も重要でございます。なお、再処理の問題等も関係住民に影響するところ

も大きいと思っております。
これらの諸般の問題につきまして外国以上の念を入れたやり方をもって私たちは国民の皆さま方に安心していただくように、責任を持って政府が監督し、実行していくつもりでやっております次第でございます。

○宮田委員 放射能の安全については、周辺住民はもちろんです、発電所で働く労働者の安全を確保することがまず必要なことであり、労働者の安全についてはどのように確保されているか。また、従来の障害事例というものがありませんか。また、お答え願いたいと思っております。

○牟田口政府委員 お答えいたします。

原子力発電所の中で働く労働者の安全につきましては、まず原子炉等規制法に基づきまして、設置者がその作業場へ入る出入りのところとか、そういうところで厳重にチェックするという制度をとっております。管理区域とか、汚染管理区域の設定とその区域への立ち入りのときには被曝線量の監視をいたしておるわけでございます。それから放射線作業従業者の被曝線量、管理区域における外部放射線量、それから空気中及び水中の放射性物質の濃度等の管理につきましては、一定の記録を保持させまして定期的に報告させるというシステムをとっておるわけでございます。

なお、労働安全衛生法におきましても、労働者のはうの立場から労働者が十分な規制を行なっている次第でございます。

○宮田委員 従来の事例がありましたらひとつあげていただきたいと思っております。

○牟田口政府委員 過去の事例といたしましては、日本の原子力発電所におけるものとしたしましては、従業者の許容被曝線量三カ月につき三レムという一応の基準がございますが、それをこえたものとしたしましては、昭和四十六年七月十五日の日本原子力発電株式会社東海発電所の場合が一件あるだけでございます。

○宮田委員 わが国の現在の原子力発電は導入技術にたよっているために、故障や事故のたびにア

メリカへ調査団を派遣する始末でございます。安全面で国民に不安を与えることにもなっております。原子力発電の安全確保のためのわが国独自の安全研究体制はどうなっておるか、また今後の長期的計画についてもお聞かせを願いたいと思っております。

もう一つは、安全問題とも関連いたしますが、原子力機器の標準化について、通産省はどのような施策をお持ちなのか、これも伺いたいと思っております。

○牟田口政府委員 まず導入技術にばかりたよっているのではなからうかという御指摘に対しては、いままでわが国の原子力発電は御承知の軽水炉を主としておりまして、その開発がなされたアメリカの導入技術をよくフォローしておくという必要としては当然そういう方向でまいりました。また、その審査の経験を重ねる段階、過程を経まして、また、その研究開発を通じて、自主的にそれらも処理していきけるように進んでおられるのと、また御承知のように、国産技術による原子炉の開発ということに向かっておられるので、そういう点につきましては、今後外国技術にのみたよるといいうようなことには相ならぬという方向に進んでおるわけでございます。

なお、今後のそういうような方向にもかんがみまして、原子力にかかわる安全研究には特に重点を置きまして、たとえば本年は安全関係研究といたしましては、現金ベースで百億、昨年が五十一億でございますが、現金ベースにして百億、百億をこえる金額を非常に増額いたしました。それから、それらについて特に重点を置いていこう、今後もうそういう方向で考えてまいりたいということでございます。

○山形政府委員 原子力発電機器の標準化の問題でございますが、この原子力発電の安全性の問題、特にこの機器の信頼性の向上というのは、現実問題として非常に大きな問題でございます。これがため、お示しのように最終的には標準化をき

ちつと国際的にもするというのが一番いいことだと思っております。現在の段階におきましては、通産省といたしまして発電用原子力設備に關します技術基準を改正いたしておるわけでございます。この改正の中身はほぼ標準化の前段階に当たる作業でございます。この技術基準の改正を進めるとともに、部分的にも標準化に入りたい、最終的には全般的な標準化規格化に進みたいという段階で、いま鋭意努力しているところでございます。

○宮田委員 最後に大臣にお伺いいたすわけであります。

総体的なこととして、電源開発促進のためにいろいろな法案が用意されておるわけでございまして、今日の情勢に対しまして解決がこれで全部果たせるかどうか、こういう点について大臣の御見解をお伺いをいたしまして、質問を終わります。

○中曾根國務大臣 一番大事なこととはやはり安全性に対する国民の信頼と期待にこたえることであるらうと思っております。そういう意味におきまして、いやが上にもわれわれは原子力委員会等とも連絡をとりまして、この安全性の確保について充実させていくように努力をまいりたいと思っております。

なお、いままで住民の皆さま方から非常に御不満があった地元住民に対する恩恵が何らないという、そういう欠けていた点についてこれで補って、将来住民の皆さま方にその点については理解していただくという措置が今回の措置でもございします。そういう意味において、当然行なわなければならないことを行なうという要素もございまして、御納得をいただけるのではないかと思っております。

しかし、やはり一番基本的なことは、安全性の問題とか、温排水の問題とか、そういう問題について万全を期した対策をとっていくということが大切であると思っております。

○演野委員長 石野久男君。

○石野委員 本法の第一条の目的は、電気

供給のために地域住民の福祉向上をはかることが重要だということがはつきりうたわれております。いままで各委員からいろいろとそういう点に対する質問もしていただきましたが、なかなか理解できないものがございしますので、お尋ねしたいのです。

発電過程で地域住民が安全性のことで大きな危惧を持っているけれども、この法案の目的なり規定の中には、安全性の問題については何らの記載がございません。そういう点についての政府の考え方については、先ほど宮田委員に対する通産大臣からの御見解もありましたけれども、いま一度本法と安全性の確保という問題についての関連をどのようにお考えになつていらっしゃるか、それを最初にお聞かせいただきたいと思っております。

○中曾根國務大臣 この点につきましてはすでに御答弁申し上げましたが、安全性の確保ということとは、原子力政策一般としてわれわれ最も重大に考えなければならぬ問題でありまして、この点については、原子力委員会等とも連絡をとり、また内閣、政府一体となってその政策を充実させていこうと思つた、また、いきつたところからでございます。本法は、電源開発の促進という面から、従来から欠陥を指摘されて、地方団体等からも御要望のあったラインに沿ってその政策を進めていくという意味でございます。もちろん安全性についてわれわれが重大な関心を持って本法を運用していかなければならぬということは当然のことでございます。

○石野委員 電気

ございませんか。

○中曾根國務大臣 地域住民の福祉というものは、いままで欠けていた政策を補うというところでございまして、安全性という積極面の政策は、これは内閣全般としてわれわれがおのおの分担して実行していくべきものであり、われわれとしては、そのように実行しておるものでございます。本法は、先ほど申し上げましたように、地方団体等から特に長い間御要望がございました案件でございまして、これは茨城県にいらっしゃる石野さんもよく御存じの点でございまして、そういう要望に沿って、いままでの政策の足らざるを補って、いくという意味でございまして、安全性は原子力政策全般の大前提であり、最も重要なポイントで、内閣全体の政策として進めておるところでござい

ます。

○石野委員 安全性の問題は、電力全般の問題として政府がその責任の地位に立つんだ、こういうお話ですが、ただ、この整備法案そのものを見ますと、安全性の問題にはほとんど触れておるところはございませんし、いま中曾根大臣の御説明によれば、地方の要望にこたえて、いままで足りなかつたものを補うんだということでありまして、しかし、本法第一条が規定しておりますところを見ますと、「地域住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする。」というふうになっておりまして、この「発電用施設の設置の円滑化に資する」ということのためにこの法案があるというふうに見られます。そこで、これで十分に施設の設置が円滑化するかどうかということが問題なんです。われわれはこれを立法するにあたって、この法案がほんとうに施設の設置を円滑化するかどうかということも、もし達せられなければ、本法をつくっても何の意味もありません。だから、ほんとうに施設の設置が円滑にいくかどうかということをしつかりと見詰めることが立法のやはり一番大事な点だろうと私は思います。そういう点では、大臣は、これをやればもう十分に円滑に発電用施設の設置が進

む、こういうようにお考えになっていらっしゃるかどうか、もう一度お聞かせ願いたい。

○中曾根國務大臣 これでは十分とは申しませんが、いままで欠けていて、関係市町村、団体等から長い間要望されていた欠陥を補うという意味においては前進する力を持っていると考えております。

○石野委員 趣旨説明によります、「ここ数年電力会社が発電所の立地を計画しても、地元同意が得られないため、国の電源開発計画に組み入れることのできないものが増加しており、また、これに組み入れた後においても地元住民の反対にあつて建設に着手できない」というようにいってありますが、その反対されているのは全国でどのくらいあるんでしょうか。まずそれをひとつ最初

に聞かせてください。

〔委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席〕
○山形政府委員 電源開発調整審議会で決定されておりますにもかかわりませず、地元との調整ができないでいまだ着工できないのは、火力、原子力を含めまして五カ地点でございまして、具体的に申し上げますと、新宮津、尾鷲三田、渥美、金沢、女川の五カ地点でございまして、その規模は三百五十万キロワットでございまして、
○石野委員 そのうち火力と水力はどういうふうに分かれていますか。それから原子力はどのようになっていますか。
○山形政府委員 原子力は女川一号でございまして、あとの四カ地点は全部火力でございまして、
○石野委員 その発電出力はどういうふうになりますか。

○山形政府委員 新宮津は、これは一号、二号両方でございまして、両方合計で九十万キロワットでございまして、それから尾鷲三田は、これも三号、四号でございまして、百万キロワットでございまして、渥美火力は七十万でございまして、金沢火力は三十七万五千でございまして、それから女川の原子力は五十二万四千でございまして、
○石野委員 この法案のねらうところは、現在進

んでないその部分だけがねらいにあるのか、それともやはり電気の安定供給の全体を見ますと、長期計画によりまして、相当発電規模についての火力、水力、原子力に期待するところの類別が違つてくると思いますが、電力の長期計画の中でこれから大きく期待する面、そうして特にこの整備法によつて期待する発電量というものはどういうふう

に予測されておりますか。

○山形政府委員 電力の需要の推移を見ますと、四十七、八年は大体一〇ないし一一％の対前年伸び率で推移しておたわけでございますが、四十九年度は、御存じのとおり、給需要抑制等で現在の推定では五・一％ぐらいの対前年伸び率に終わるのではないかと見込みでございまして、五十年以降の電力需要の伸びにつきましては、いまいろいろなむずかしい要素が多いわけでございます。政府全体といたしまして、基本計画の見直し等もいま計画中でございまして、いろいろとむずかしい点があるわけでございますが、われわれのほうで一応非公式に推定いたしましたところ、四十七年度から五十三年度まで大体八・九％ぐらいの伸びが考えられるのではないかと見方もあるわけでございます。その場合、部門別でございまして、これもまた非常にむずかしい問題でございまして、やはり原子力が相当程度の主力で考えられるわけでございます。現在大体原子力の比率が非常に低いわけでございますけれども、五十二、三年の段階におきましては、全体の需要及び供給の中におきましてウエートも相当の高さに上らざるを得ないとわれわれは見ておるわけでございます。

○石野委員 相当の程度ということじゃちょっとわかりませんので、大体どういうような比率になるのか、そこをはつきりしてもらわないとちょっと論が進まないのです。

○井上説明員 電源別の今後の開発の問題でございまして、電源の中には水力、火力、原子力とありまして、火力の中には地熱発電といったようなものも含まれます。水力、地熱発電につきまして

は、これは国内資源でございまして、その開発を極力促進したいということであるが、現在のところ、水力は既設が約二千万キロ、工事中が一千万キロということでございます。

今後の開発でございまして、現在水力の中で大きなものは揚水発電が非常に大きいわけでございます。揚水発電は、これは深夜の火力、原子力による揚水によりまして昼間に発電をするということでございますが、これにつきましては、いわゆるエネルギーといつたしますと、効率は落としてしまつたわけでございます。上げたり下げたりいたしますので、それによる効率は非常に悪くなりまして、しかしながら、昼間のピーク用に必要だということ、ある一定の揚水式発電所の開発は計画されております。それから一般のエネルギーを生じます水力でございまして、これはいろいろの地点をいま再検討中でございまして、これはいろいろと四十九年度、本年度でございまして、計画されておりますものは九電力で約二十カ地点、五十三万キロという程度でございまして、一地点当たりが非常に規模が小さくなつてきておる。それで、足しましてもなかなか大きな規模にならないということでございます。

それから地熱につきましては現在三万二千キロ、二カ地点でございますが、工事中のものが十八万五千キロ、そのあと開発が計画されておりますものは現在調査中でございまして、具体的にまだはつきりしておりません。

国内資源につきましては、このほかに石炭があるわけでございますが、石炭につきましてはなかなか増産がむずかしい情勢でございまして、したがって先ほど長官から御説明いたしましたような将来の伸びを想定いたしますと、重油火力あるいは原子力ということがどうしても主体にならざるを得ません。

今後の需要の伸びにつきましては、先ほどございまして、本年度五・一％、来年度以降平均八・九％程度と想定されているわけでございます。

が、そのうち火力、原子力がどの程度の比率を占めていくかという点につきましては、従前原子力発電につきましては昭和六十年、六千万キロという目標で現在計画を進めているわけでございますけれども、その辺の詳細につきましては、通産省の総合エネルギー調査会におきまして六月ごろをめぐりに現在検討中、こういうことでございます。

○石野委員 火力と原子力との伸びについての見通しをいまのところは政府では明確には持っていないということですか。

○中曾根国務大臣 前に、六十年、原子力六千万キロワットと一応の目算を立てましたときに、大體の方向として考えたものが、私の記憶によりますと、原子力が二五％ぐらい、それから火力が五〇％ぐらい、残りを水力そのほかという大體のめどであつたように記憶しております。それで大體六千万キロワットという数字ができておつたと思つて、それを今度の新しい石油の問題とか公害問題とか、そのほかの問題等も考慮して、いま総合エネルギー調査会におきまして、どういふような関連にしていくなか検討してもらつてるところでございます。近く答申が、六月ごろ出ると思つて、それから、それによりまして正確な方向をきめてまいりたいと思つております。

○石野委員 こまかい数字はわからないようですが、一般に六千万キロワットというのは、従来、昭和六十年、六千万キロワット、原子力、こういうことをわれわれは一般に言つておつたと思つて、いま中曾根大臣の言われる六千万キロワットの中には火力、水力、何々が全部いろいろあるのだというふうなことで、ちょっと食い違ひがあるんじゃないかというふうな聞き方をしたのですが、これはさしておきまして、本法が期待しておる発電効果、特に地域住民の反対が非常に強いからということとかね合ひで、将来発電を大きく期待するのは水力でもない、地熱でもない、主として原子力である。火力と原子力との比率はどういふふうに見て、どれだけ発電量が期待されるかということが明確にされることと本法を規定するこ

ととは非常に重要な関係があると思つて、それがほとんどわからないまま、この法案をつくつても、私は法の成果があつてこないだらう、こゝろ思いますので、そういう意味では聞いておりますが、やはり原子力、火力、重油ですね、重油と原子力との関係、特に本法が必要とされる発電個所の問題点の多いところというものは原子力のほうにあるのか、火力にあるのか、水力にあるのか、そういう点について政府の考え方、見方をひとつ聞かしていただきたい。

○中曾根国務大臣 日本の省エネルギー、省資源政策の方向から見ますと、あのばく大な原油を積んでタンカーが要るとか、水陸連絡設備が要るとか、そういうようなコスト等を考えてみますと、原子力の方向に進む必然性を持つていと思つて、それから原価の問題にいたしましても、原油の値段が非常に高くなつてまいりまして、発電効率を見ますと原子力のほうが安くついできて、われわれが最近得た試算でも、原子力では四円ぐらい、それから火力で七円台ぐらいになるのではないかと、こゝろいわれております。そういうふうな面からいまして、やはり原子力の方向に発展するというのが歴史の趨勢であると思つて、われわれもそういう趨勢のほうへいかざるを得ないであらうと思つております。

それと同時に、やはり無公害エネルギーという面から見ますと、水力というものも重要視しなければならぬ段階にもなつてまいりまして、日本の包蔵している水力の可能性について、われわれとしては、次第に奥地になつてまいりと思つて、すけれども、やはりこれを開発するということは公害対策の面からも非常に重要な面であるだらうと思つて、それから石炭火力の問題が登場してまいりまして、これは石炭政策の充実という面から見ても非常に重要な部分でありまして、量的に非常に拡大するところまで、いまのところは期待し得ませんけれども、しかしいまの二千二百五

十万吨を下らざるという最低ラインを上昇せしめていくという面においては石炭火力も非常に重要視すべきである、そういうふうな考へておられます。

○石野委員 将来の発電は、主としてコストの面からも、あるいは資源の問題等を見ても原子力にたよらざるを得ないだらうというところでございまして、そういう政府の発想とこの整備法との関係からいまして、現在、電調審を通つていられるものの中で、原子力関係は女川の問題があるというお話でございました。女川の電調審を通つたのはいつでしたでしょうか。

○山形政府委員 女川は第五十二回の電調審でございまして、四十五年の五月の決定でございまして、

○石野委員 四十五年の五月のことですが、いま四十九年の五月です。もう四年です。四年間、これが電調審を通つてから工事着工ができなかった理由はどこにあるのでしょうか。

○山形政府委員 一番大きな理由は、この原子力発電建設に伴います温排水及び放射能不安に対処します、主として漁民側の皆さまの不安の表明でございまして、四十五年以来、県の協力によりまして地元と話し合ひが進められておるわけでございます。

○石野委員 女川の問題に対して、この法案は何かの効果をあらわすと思つておられるかどうか、その点を聞かしていただきたい。

○山形政府委員 発電所の建設が難航しておりますのは、先ほど大臣からお話ございましたように、一番大きなのは安全、公害、環境の問題でございまして、もう一つは、やはり地元で、発電所にメリットがないということにつきましての地元住民の皆さまの不満といふことも、その二つの要素であるわけでございますか、その二つの要素、一番大事なのは安全、公害対策の推進と、これに関連します地元との完全な意見の調整ということであろうかと思つて、いま申し上げました二つの要素というのは両方お互ひに関連し合つて

おりまして、片っ方だけの要件が充足されましても、もう一つの要件が充足されまさんと、やはり電源は推進しないという要素があるわけでございます。この法案が成立いたしました、その施策が整備されますならば、それとちろん前提としての安全、公害対策の推進と両方相まらまらして、こゝろいふ非常に問題になつておられます地点につきましてもその前進が期待されるのではないかとわれわれは考へておるわけでございます。

○石野委員 あまり回りくどくお話ししなくても簡単にやつてもらへばけっこうです。

いづれにしても、やはり女川の温排水問題あるいは放射能の問題についての漁民なり、あるいは地元民との話し合ひがつかなければ、この法案が期待するような福祉問題には入つていけないのです。私は、女川の問題がもう四年間も膠着した状態で、電調審を通つても工事に全然着工できないというふうな問題こそ、いわゆる電力の安定供給を確保するために考へなければならぬ問題だらうと思つて、その問題に対しての対策はいま立っていないのです。あとでまたもう一べんその点については聞きますけれども、電力の安定供給を長期にわたつて期待するおまな焦点が合はされるものは原子力だということには間違ひないと思つております。

そこで、現在原子力の発電計画を持つてい、計画画の中で、反対運動にあつていないところ、あつているところはどういふふうな状態であるか、私はこの問題を十分に見詰らないと本法をつくつてもやはり効果が出てこないと思つて、この際ひとつ北海道から九州までの原子力発電所の設置個所における住民の協力体制あるいは反対運動の情勢というものをここでお知らせいただきたいと思います。北海道の岩内のはりからずつとやつて下さい。

○山形政府委員 現在計画されておまして、またはいまの女川のようにすでに認可されておまして地元で調整が難航しておりますのを順次申し上げますと、一つは北海道電力の泊地点。これは

漁業関係者や地元住民の一部に温排水の影響で現在反対運動が行なわれておるわけでございます。それから二番目が東北電力の女川でございます。これは省略いたします。

それから三番目が東京電力の福島第二発電所でございますが、これはすでに四十九年四月、地元住民の一部が公有水面埋め立て免許の取り消しの行政訴訟を起こしているわけですが、この理由といたしましては、原子炉の安全性と審査のずさんなことから、海岸浸食によります環境破壊などがその理由になっております。

それから四番目が日本原子力発電株式会社東海第二発電所でございますが、これにつきましては四十八年十月、原子炉設置許可の取り消しの行政訴訟が起されておるわけでございます。その理由は原子炉の安全性と審査のずさん性でございます。

それから五番目が北陸電力の計画いたしましたおき才能発電所でございます。これに對しましては、地元住民の一部から安全性と温排水の影響及び農地の大幅な喪失というものが反対理由で現在反対運動が行なわれております。

それから六番目が四国電力の計画いたしましたおき伊方発電所でございます。これに對しましては四十八年八月、地元住民の一部が総理大臣に對しまして原子炉設置許可の取り消しの行政訴訟を起したわけでございます。その理由は、原子炉の安全性の審査がずさんなことから、審査にあたり原子力三原則に違反しているのではないかと、いうことを理由にいま訴訟が行なわれておるわけでございます。

○石野委員 いま出されたものほかに各地にまだ原子力発電予定地での反対運動は相当ありますが、いま長官からお話のあったものだけを見ましても、そのいずれもがやはり福祉向上に對しての施設が足りないからとかなんとかいうことの反対は、いまのところ一つもあらわれてないんです。ほとんどこれは原子力発電炉に對する安全性の問題あるいは温排水の問題、まあ能登の赤住では農

地喪失の問題が一つございますが、ほとんどはみな原子力の三原則に基づく問題点なり、あるいは安全性、環境保全の問題を理由として反対運動が続けられております。

私は本法ができました。一番大きな期待をかけております原子力発電所の反対運動にはまずほとんどメリットが出てこないだろうと思っております。先ほど長官は、一つだけではだめなので、両々相まってということで趣旨説明の段階で申し述べておられる、いわゆる地域住民の福祉の向上という要望がある、それにこたえなければならぬと言っておりますが、地域住民の要望だといわれる福祉向上のための要望を掲げて皆さまのところに来ておられる地域はどのような地域なんでしょうか。そしてまたそれはどういふような団体なのか、その点をひとつここで明確にしてください。

○山形政府委員 この法案につきましては、発電を予定しております。またこれから計画の可能性がございます市町村は、従来から非常に強い関心をお持ちでございます。市町村会といましてぜひこの法案を通していただきたいということをおわれに表明しておりますと同時に、たとえば敦賀地区におきまして市長からわれわれのところ個別にそういう促進方の御要請もあつたわけでございます。私のところではございません。担当の部長のところ等には、そういう個々の地点の市長及び村長さんからも強い要望が出されておるわけでありませぬ。

○石野委員 この法案を強く要望しておるのは、各発電を予定されている地域の市町村会あるいは市長さんなり町長さんなり、あるいは大体政府権力とをきわめて密接な関係がある方々であつて、地域住民——もちろん市長さんは住民によつて選出されておられますから、そういう意味では関係はありますけれども、しかし大体推進方というのは政府の意向を組んでいるという方々であり、あるいは電力会社の御意向を十分にくんでおられる方だということが言えると思うのです。ただいま教員では特に皆さんのところへ推進方の要望があつたと言

つておられますけれども、しかし敦賀の市長さんは、関西電力の美浜発電所の三十四万キロワットの発電をやめてくれと言っているのは違ひますか。美浜発電所の三十四万キロワットの発電は、御承知のように、いわゆる熱交換器の細管が故障を起こして、八千八百五十二本のうち二千九本、あとまた四本加わつて二千三十三本めくらせん工事をしておる。現在三十四万キロワットの発電が二十万キロワットおそらく出ない、十五万キロワットも出ないのだからと思ひます。先ほど中曾根大臣からは、原子力のコストは非常に安いものにつくとおられますけれども、少くとも美浜第一号炉の発電は、キロワット四円くらいではとてもできるものではないと思ひます。設計上の三十四万キロワットの半分も発電できないで、どうしてそんな安くつきますか。敦賀の市長はもうやめてくれ、市会の方でもそういうような要望が強く出ているのと同じです。

○井上説明員 関西電力の美浜発電所でございますが、敦賀市ではなくて美浜町にあるわけでございます。美浜町長のほうからは、現在のところ、そういうお話をわれわれのほうにはございません。

○石野委員 地元ではもうこの美浜の発電はやめてくれという意向が非常に強く出ております。おそらくあの発電所は、もうあと一年もたないうちに発電はできなくなるだろうと私は思ひます。このことは、発電炉が実用炉ではないということなんです。実験過程なら三十四万キロワットのもの十五万キロワットになっておつても、実験だからいろいろ調査すればいいのだけれども、実用炉でそんなことでコストが合つていくはずはないし、電力会社は維持できるはずはないのです。ほかでもうけているからうまくやっていると、このこと自体ではそれはいいかないでしょうか。私は原子力については、先ほど中曾根さんもおっしゃられたように、やはり推進すべき性格のものであるということについて、その前提としてはやはり安全性の確保、環境保全という

ものに十分な体制がなければ、それを進めることは非常に危険であると思ひます。そういう点についてはまず私は中曾根大臣に所見だけを簡単に聞かせてもらいたいです。

○中曾根國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、政府全体として安全性の確保、公害問題に取り組みまして、原子力委員会、通産省あるいはそのほか環境庁が手を分け合つて充実さしていくべく努力しておるところでございます。

○石野委員 政府全体として考えておられることはしばしば聞くのですけれども、この法案ができましたと、たとえ女川なら女川へ持つていけばそれがうまくいかない。ところが、この法案を持つていきましたと、道路をつくり、港をつくり、また女川の場合は、電調審を四年前に持つていきました。石野さん反対しているけれども、これだけのものが町へ入るのをあなたは入れないようにするのですか、こういうようなことまで言われたんだ。この法案のねらいはそういうところにあるのだから私は思ひます。やはり原子力についての考え方、特に原子力の平和三原則のたてまえからする原子力の見方というものを非常に軽く見ていると思ひます。

森山長官にお尋ねしますが、長官は、原子力の発電について、電力供給については原子力発電というものは非常にメリットがあるものだという見方からいふとお話は聞いております。私は、やはり原子力発電の安全性の問題というものは、火力だとか水力とは違ひの、火力の場合は、あるいは重油の場合でもそうすけれども、脱炭素あるいは脱硝の技術的作業をすれば、一定程度の環境公害を防ぐことはできる、ところが原子力については、放射能についても廃液についても、

的にそれを克服できないものがあるために、この問題は重油を使う場合の発電とは非常に違ったものだというたてまえもあって、原子力基本法というものが特にこのことについて重大な関心を持つておる、こう思っております。本法ができるについて、長官は、本法の第十条第二項によりまして、「この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。」ということになっております。総理大臣の権限をほとんどあなたが、具体的に行政上の処置をなさる。原子力問題についての安全性確保、環境保全についての問題の解明について、もうそれは十分できているといま確信をお持ちになっておられるのかどうか、この点をひとつ聞かせてください。

○森山国務大臣 たいだいまお話がございましたが、先ほど中曾根通産大臣からお話がありましたように、石油危機以後におけるわが国のエネルギー問題、特に電力の問題に関連をいたしまして、いろいろな方面から多角的にエネルギーを求めているということの必要がございますから、そのことは否定いたしません。水力も見直す必要があるかと思ひますし、また石炭についても従来方式ばかりでなく、新しい方式で、できるならばそういうやり方も考えていかなければならないことはもとよりでございます。しかし、そういうエネルギーの多角的利用を考えたとしても、本命は原子力ということをやつていかなければならないわが国の情勢であることについては十分御理解を願えることと私は確信をいたしております。日本は、アメリカのように石炭は三百年分、露天掘りみたいなところで入っていくとやたらに掘れるというわけには、数量的にも品質的にもまいたらない状況でございますし、またアメリカのように油を持っておりません。一九六〇年代までアメリカは油は全部自給自足、七〇年代に入って輸入したわけでありましたが、アメリカの消費量が非常に大きいため、わが国の輸入量全体をオーバースするくらいに量になっておるわけでございます。また天然ガスを非常に大量に産出する。これらの国、たと

えばアメリカなんか比べてみますと、わが国の場合は、石炭につきましても、また石油につきましても、天然ガスにつきましても、さらにまた水力資源につきましても、従来の電調審の計画によりまして、昭和四十八年から五十二年ぐらゐの計画であったと思ひますが、新規の水力資源の開発というのは百万キロワット程度でありまして、あとは大部分が揚水発電というふうなことでございまして、どうしてもこの際はエネルギーの多角的利用ということも考慮しながら、しかし現実的には当分の間、少なくとも今世紀一ぱい近くは原子力によらざるを得ないという状態につきましては、石野委員もその情勢については十分御認識であらうかというふうにご意見を伺うておる次第でございます。そういう意味で、原子力というものを、たまたまこれだけ日本にエネルギー、特に電力需要にこれから対応することが大局的にもできませんし、また来年の七月、八月の電力の最需期につきましては、すでに電力需要に対する供給予備率は安全度八ないし一〇%を割って、来年の夏の電力最需期は非常に窮乏な情勢になってくる、なかなかやりくりがつかぬという情勢になりつつあるわけでございます。局地的、局部的にいろいろ問題になります。

それから、いまの状態からまいりますれば、昭和五十三年には供給が需要を下回るというふうな状態になってまいりまして、ゆゆしき事態に相なると思ふのであります。電力会社は電力の供給責任がございすけれども、われわれ政治家もそういう点を考えていかなければならぬと思ひます。そういう前提に立ちまして安全性の問題について私の所見を申し上げたいと思ひますが、原子力の利用というものは、御案内のとおり、軍事利用から出発して平和利用に入り、実用段階に入つてまだ二十年足らずでございます。きわめて新しい科学であり技術であり産業であるわけでありまして、それだけに未熟な面があるという面が一方にあり、新しいだけに新しい技術の手法を用いて進ん

でおる、すなわち技術の発展段階として産業革命とか、あるいは技術革新とか、あるいはテクノロジーズアセスメントというような段階が考えられるわけでありまして、その中で原子力の平和利用はテクノロジーズアセスメントの段階を実現しているほとんど唯一の産業、ほとんど唯一の技術である。科学であると考えて差しつかえないと思ひます。であります。であります。たとえば原子炉一つとりまして、機械でありますから、局地的な故障があります。人間が操作するわけでございますから、ミス操作はあるわけでございます。そういう機械であるから故障があるとかミス操作がございすけれども、とにかくかきわりの機械が動くとか、最悪の場合機械がとまるのであります。機械がとまるから安全のしるしなのでございまして、とまるとから一々たいへんだというふうには考えられません。アセスメントの技術段階においては考えるべきでないというふうには私どもは考えておるわけでございます。また先ほど美浜の炉の燃料棒の問題等についてお話がございました。それにいたしまして一年十二月のうちに、二カ月半ぐらゐ国が監督して行ないます定期検査があるから、そういう問題の問題点がわかつてきたわけでございます。もちろんたとえ燃料棒にふぐあいがあつて、それにせんと詰るとか、燃料棒の鼻の先が曲がつておつたとか、そういうことにつきましても、どう処理するかという問題は残りますけれども、そういうものがわかつたのは現在のシステムでもって国が監督してやる定期検査があるからそういうことがわかるのであつて、ある意味においてこれは問題点であると同時に、それだけ安全度を証明しているというふうにご意見を伺ひたいと思ひます。

その地域住民は、先ほどから言つておる通りに、原子力に大きな期待をかけておる政府の希望があるにもかかわらず、各地では反対運動が起きておる、その反対運動がほとんどみな安全性の問題と環境保全についての問題、たとえば温排水の問題とか、何かそういうものなんです。特に東海村なんかに入りますと、今度は使用済み燃料を処理

のために努力しなければならぬ、そういう角度から昭和四十九年度の予算につきましては、皆さまの御批判、御叱正あるいは御賛同をいただき、昭和四十八年度の安全性の予算は七十億円でございましたが、四十九年度はこれが百五十億円で、倍以上増加になりました。御案内のとおり、公共事業費は四十九年度は四十八年度の額で内容は四十七年度並みといわれるこの時期に、額において倍以上の増加をしております。これは私どもの心づもりでは三年計画の一年目でございます。二年目、三年目というふうにご意見を伺ひたいと思ひます。

○石野委員 長官からいろいろ御説明を伺ひました。たびたび同じ説明は聞いていたのですが、私に聞いていないのは、本法案を審議するにあつて、目的がやはり発電用施設の円滑化に資するためこの法案をつくつておるわけですから、その点で福祉の向上を盛んに言うけれども、その前に、安全性の問題あるいは環境保全の問題等について、前提としてそれが確立していかないとだめな感じがしないですかというのをよくは言つておるわけですよ。それについて政府は十分の対応策がとれているかどうかということをお聞きしたわけなんです。

○森山国務大臣 どうぞその意味において、安全性の問題については政府が責任をもつて対応して努力をしております点につきまして、すでに十分御承知のところでございますが、御理解賜わらんことをお願いいたします。

○石野委員 長官からいろいろ御説明を伺ひました。たびたび同じ説明は聞いていたのですが、私に聞いていないのは、本法案を審議するにあつて、目的がやはり発電用施設の円滑化に資するためこの法案をつくつておるわけですから、その点で福祉の向上を盛んに言うけれども、その前に、安全性の問題あるいは環境保全の問題等について、前提としてそれが確立していかないとだめな感じがしないですかというのをよくは言つておるわけですよ。それについて政府は十分の対応策がとれているかどうかということをお聞きしたわけなんです。

もう一度聞きませうけれども、長官、ほんとうにその地域住民は、先ほどから言つておる通りに、原子力に大きな期待をかけておる政府の希望があるにもかかわらず、各地では反対運動が起きておる、その反対運動がほとんどみな安全性の問題と環境保全についての問題、たとえば温排水の問題とか、何かそういうものなんです。特に東海村なんかに入りますと、今度は使用済み燃料を処理

のために努力しなければならぬ、そういう角度から昭和四十九年度の予算につきましては、皆さまの御批判、御叱正あるいは御賛同をいただき、昭和四十八年度の安全性の予算は七十億円でございましたが、四十九年度はこれが百五十億円で、倍以上増加になりました。御案内のとおり、公共事業費は四十九年度は四十八年度の額で内容は四十七年度並みといわれるこの時期に、額において倍以上の増加をしております。これは私どもの心づもりでは三年計画の一年目でございます。二年目、三年目というふうにご意見を伺ひたいと思ひます。

する再処理工場、廃棄物の処理をする問題、そういうような問題についてほとんどに住民が安心できるような何か政府の施策にめぐらしてあるかどうかという心配をされているわけなんです。

お聞きしますけれども、いま、たとえば美浜の一号炉、二号炉の事故が大きくならなかったのは、定期検査なんかがあって、モニターが進んでいるからだという御意見がありますけれども、モニターで安全性を押しやるということは、率直にいいますと、いま私たちが原子力に持っている危惧からいうとおそれいけません。事故はモニターに反映する前に出てくるものなんですからね。だから、私たちは炉の安全性、環境保全の問題については、モニターには一定程度のものがありますけれども、事故等についてはモニターではおそれいけません。そういうものについての配慮なり危惧といふものについて政府はどういうふうな手を打っているかということが非常に大事だということをお話しておる。だから、たとえば放射能問題についてモニター、モニターといいますが、放射能の問題について目安線量は出ておるけれども、規制線量というものは出ていないでしょう。それはできていますか。あるいはまた、温排水の問題についてもそういう規制処置がちゃんと法的には出ておるのですか。あるいはまた廃棄物処理についての規制は十分に立法的に処理されておるかどうか。そういう点について政府の一つの見解を聞かしてもらいたい。

○森山國務大臣 最初にこの法律の第十条第二項に「内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。」ということ、この法律に対する所見として、特に環境の安全性をお話しになりましたが、私は、先ほど来通産大臣が話しておられますように、やはりこれは電源開発という開発利益を地元還元するという考え方に徹しておる法律であるというように考えております。したがって、安全性の問題等については直接関係のない法律であるというように、要するに、電力をせっかくなつくたはいいが、そのつくられた電力

は町場の工場に行く、町場の店用に使用されて、地元には格別ありがたみがないということに対する不満といふものはあるわけでございますから、そのための開発利益を地元還元するということがこの法律のねらいであるというふうに考えております。したがって、この法律がいろいろ交付金その他を出しますことと安全性の問題とは関係がないというように私は考えておるわけでございます。その点は先ほど通産大臣のお話のとおりでございます。

それから安全性の問題について石野委員から、この委員会だけではなくて、科技特等ではしばしば御教示を御受けておるわけでございます。必ずしも意見が同じでない場合もございますけれども、われわれは一生懸命そういう方向の御批判といふものにこたえるべく努力をする、それはまた前進のために相なるだろうといふことはいつも申し上げておるわけでございます。いろいろ御批判につきましましては十分筆筆服膺してこれらの事態に対処をいたしております。

ただし、世界的に見ましても、たとえばアメリカの場合を考へましても、ことしの初めにワシントンのエネルギー会議に出ましたが、そのときレイ原子力委員長に会いました。それで、いまアメリカでは四十三基二千五百万キロワットが現に動いておる。現在の日本の総電力需要量のおよそ三分の一がアメリカでは現に稼働しておるわけでありまして、五十三基が現在建設中であるわけです。またフランスは、あの会議でジョーベルとキッシンジャーさんが大いにやり合ったわけでございます。また、この原子力問題に非常に御熱心でございます。いろいろ御批判の意見を出され、フランスとしてはこれからつくる発電所は全部原子力にするということを明言しておられたわけでございます。ドイツも力こぶを入れておる。世界の趨勢がそういう状態になっておるのでありまして、おっしゃることく非常に安全性に致命的な問題がございますならば、世界各国がこういう問題をそれだけ大きなものとして取り上

げるわけがないと私は考えます。わが国におきましても、昭和三十七年か八年から四十七年の約十二年間、原子炉規制法に基づいて故障の通知が全部で三十七件あります。それはいずれも小さな故障でございます。人命に障害を与えようとする事故は一件もございません。正確に言えば、実は三件あったわけでございますが、その三件はいずれもオペレーターの過失によるものであり、しかも受けました放射能は基準量以下というふうなことでございまして、わが国の実績からいいますと、そういう心配になる事故といふものはないわけでありまして、世界を見ましても、実用段階に入る前の軍事利用とか平和利用のための実験段階は別でございます。この傾向はもう実用段階に入ってから以後、この傾向はわが国にとどまらず、世界じゅうそういうふうな状態になっております。でありますから、私は原子力の安全性については全く心配をいたしておりません。先ほど来申し上げましたように、テクノロジーズアセスメントという新しい技術方法を持つているとは申せ、いろいろ問題はございますから、その御指摘を受けて一つ一つ真剣に取り組んでいくところに安全性確保の最良の道があると思っております。こういう委員会の席で恐縮でございますが、いつも石野委員の御指摘に真摯に取り組んでおることは御案内のとおりでございます。

○石野委員 長官からいろいろお話がございまして、本法はやはり趣旨説明のところにもありますように、地元住民の反対があつて建設に着手できない例も多々あります。それを何とかするためにというところで、いま長官のお話を聞くと、本法は安全性とは関係ありません、ただ地域住民の福祉向上の面を考へる、そのオンリーの法律であるという御説明がございました。こういう法案の立て方であるとする、私は問題が大きくなってくると思つております。商工で審議されている委員の皆さんもそうだと思つて、本法をつくるにあつて、その前提になるところの安全性の問

題、あるいは環境保全の問題がどうなつておるか、それが十分でなければ、第二の地元住民の福祉の問題に入つていけないじゃないかというのがむしろ論の焦点になつていられないじゃないだろうかと思つております。ところがいみじくも長官から、この法案は安全性の問題とは関係ない、こういうおっしゃり方でございます。これはまた同僚議員や何かからいろいろ論議してもらいます。こういうふうな形でこの法律をつくるということになつたら、おそらく地元の住民は、それこそあめ玉配布法案だということになつてくる。地元におけるところの反対運動の焦点に全然触れないのですよ。そんなもの考へ方では議員をつくることならば、原子力基本法はやはり議員立法です。原子力基本法に基づいて発電する原子力発電といふものについての考へ方、それとこの法案との組み合わせの問題を私は議連でもう一べん考へてもらふなければいかぬと思つた。この法案については、中曾根大臣からも先ほど安全性の問題については大前提だといふふうな言われた。だから私は、その大前提だといふことをこの法案はどうかというふうな受けとめておるかといふことを指摘しているわけなんです。

長官にちよつともう一べん聞きますが、この法案はほんとうに安全性の問題とは無関係なんですか。

○森山國務大臣 この法律は第一条の目的に書いてありますように「電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置の円滑化を資することを目的とする。」簡単にいへば、開発利益の地方還元といふことをいっているわけでありまして、町場の工場や町場の人たちの利益というためにはなくて、地元の連中に対してそれだけの開発利益があれば戻すのが当然じゃないか、そういう均衡論の上に立つてこの法律はでき

ているものだと私は理解をいたしております。

しかし、先生のおっしゃいました安全性の問題につきましても、これはもうさらにその大前提になるものでございまして、すでに予算委員会等で総理をはじめ関係閣僚からもお話がありますように、政府が責任を持って取り組まなければならない重要な問題である、この法律以前の重要問題であるというふうにも私どもは考えております。しかしながら、この法律自体の意味するものは開発利益の地元還元という考え方でございまして、でございますから、石野委員も御案内のとおり、先般石野委員と御同道なされた方々ともいろいろ意見交換いたしました際に、安全性にいろいろ問題があるからそういうものを黙らせるために札びらでほったたをたたく、そういう趣旨ではないかというふうな趣旨の御質問がございましたから、いや決してこの法律はそういう意味ではないのである、開発利益の地元還元の問題である、安全性確保の問題とはこれは別個のたてまえのものである、それから、申すまでもなく、私がこの際あらためて申し上げますことは、安全性の確保はこの法律の大前提、大前提になる問題であるというふうな御理解をいただきたい、直接この法律が対象とするものではない、こういうことであります。

○石野委員 その問題についてはまた論議をいろいろあつてはなかつたかと思いますが、まずそれに関連しまして、四十七年の八月に原産会議のほうから科学技術庁のほうに「安全・環境確保のための体制整備に関する要望」というのが出ておりますね。出ていますでしょうか。

○森山國務大臣 私の着任以前のことでございますので、私自身はまだそれについて十分わかりませんが、科学技術庁としてはそういうものがあつたというふうな事務当局は聞いております。

○石野委員 それからそのあとで昨年の一月に原子力産業会議から「原子力開発地域整備促進法(仮称)の制定等の要望について」というのが出ておりますね。

○牟田口政府委員 提出されております。

○石野委員 これらの要望の中で法案設定についてのいろいろな所見があります。そのあと一昨年の六月に原子力開発利用長期計画というものを科学技術庁では出してありますね。その長期計画によりまして、今後の大規模開発にあたって一段と安全性の確保と環境の保全に万全の配慮を払わなければならない、こう書いてあります。ですから、原子力発電については、安全性の確保というものはもう大前提だということはおのずからわかるだろうと思っております。そしてそういう中で原子力産業会議は、「原子力開発地域整備の促進を効果的に実現する上では、その前提として、先に日本原子力産業会議が要望を行った安全・環境上の問題に関する国の体制・対策等が不可欠である」というふうな言っているわけですよ。

ですからいま皆さんが、政府が提案しておりますこの法案を進めるにあたって一番大事なのは、先に四十七年八月に体制整備に関する要望書を出している、その要望書が一番大前提でございますよ、こういうふうな言っているわけですよ。それでその大前提になるところで何が書かれておるか。その要望書の第三点にいきますと、ここではもう完全に「原子力開発地域整備の促進を効果的に実現する上では、その大前提として、「安全・環境上の問題に関する国の体制・対策等が不可欠である」と言っているのですよ。ですから、私が先ほどから聞いていますのは、国の体制・対策ができていくかどうかということをお聞きしておるのですから、そして先ほど具体的には私はその規制措置が十分できているかどうかということをお聞きしているが、それにちつとも答えていないのだ。ですから、その点を明確に原子力局長からでもいいですから答えてください。

○牟田口政府委員 安全体制につきましては、まず規制法上の体制につきましては、先生御承知のとおり、審査から設計工事の認可、それから運営、運転をいたしました際の管理、それから排出、廃棄の管理等、厳重な管理を行なっておりますから、これはたとえば廃棄にいたしまして

も、最近は一・数ミリレムという状態にはその程度の廃棄が行なわれるという状態に相なっております。

それから安全研究ということ、先ほど御答弁申し上げましたとおり特に今後とも力を入れてまいりたいと考えておりますが、先生御指摘の審査体制ということにつきましては、まず四十九年度には人員の増加を要求いたしました、これが従来行政官庁の例としては非常に大幅であると思われましても、十名程度の人員増を認められまして、それからさき申し上げました安全研究の予算としては非常に大幅な予算が認められまして、今後にも増してまいりたいと考えています。

なお御承知のように、原子力委員会では安全会議というものを設けてまして、この方面に知識経験を有する者を集めて、原子力委員会としてこの問題については重点を置いていくということ、先般第一回会議が開かれました次第でございます。

○石野委員 安全体制の問題について規制措置が立法的にも十分にできていないんじゃないかということをお聞きしているのですよ。たとえば放射能の問題について、放射線量について立法的な規制措置が全然できていないでしょう。目安線量というものは出ておりますけれども、規制措置はできていないんじゃないかということをお聞きしているのですよ。あるいはまた温排水についても規制措置もできていないんじゃないか、廃棄物の処理についての規制措置も明確に出していないんじゃないか、あるいは原子力の長期計画に基づいて、あちらでその計画どおりに進んでいるとすれば、あちらでもこちらでも廃棄物は数多く出てまいります。五十二年度までは、どうにか各発電所での出た使用済み燃料の処理を東海の再処理工場でもし予定どおりいけば処理できるかもしれないでしょう。だけれども、五十三年になるとできないでしょう。そういうものについても全然やはり対策が立っていないんじゃないか

ないですかということをお聞きしているのですから、その問題について答えてくださいと言ったのです。

○牟田口政府委員 まず再処理体制についてでございますが、再処理工場は、現在御承知のとおり動燃事業団で建設中ございまして、昭和五十年年度後半に操業を開始するといふ予定に相なっております。この再処理工場の稼働をもちまして日本のこれからの再処理をすべて行なうということ、十分でないと思えますが、その分につきましては外国にこれを再処理させるということ、そういうことで、両方の方法によりましてこれは処理できるもの、こういうふうな考え方をしております。

それから廃棄物の処理、処分ということにつきましては、かねがね検討は続けておるわけでございますが、現在といたしましては、非常に低いレベルの廃棄物と、それから低いレベルの廃棄物と、それから中程度の廃棄物と、それから高いレベルの廃棄物とに分けて、そのごく低いほうは、たとえば適当な措置をして放出する。低いレベルのものはその固化等をしてこれを処分する。その処分の方法につきましては、陸地、海洋等の処分の研究と見直しを目下検討中でございます。中程度及び高いレベルにつきましては、なおそういうこととで昭和五十年年度後半ぐらゐまでには処理方針を決定するように検討中でございます。その間におきましては、いまのような処理によって貯蔵庫に貯蔵するということが十分処理できるものと考えております。

なお、長期的には今年度の予算でそれについての長期的な体制も含めてどうするかということの調査費がございましたので、これに基づきまして検討を続けていくという所存でございます。

○石野委員 予算措置をどうするかという問題もさることながら、安全性の問題や環境保全の問題についてみんなが心配しているのだから、そういう問題についての規制措置が十分でない、と地元での不安というものが排除されないでしょう。かりに皆さんから言えば、何だか左が

この点は、本年一月に原子力産業会議が中心となりまして海外調査をいたしまして、その結果明白になっておりますと、現時点においては主としてヨーロッパ諸国、イギリス、フランスに十分再処理余力があり、将来はアメリカにおきましても新しい再処理工場の大規模なものができますので、そこにおいて十分再処理余力がある。したがって、日本から委託すれば再処理を十分引き受け、こゝろ調査結果になっております。

○石野委員 そうすると、アメリカでも受けるというところで、それまでの間というのはみな外国に依存する、日本で第二の再処理工場は国はつくらないのです。これは民間がつくるのです。その点もう一べんちよと聞いておきます。

○森山國務大臣 原子力委員会の従来の考え方は、そういう考え方で臨んでおたわけでありませぬ。

○石野委員 いまのところは国が第二工場はつくらないという考え方で、第二の再処理工場は民間がやるという考え方でございませぬ。

○石野委員 再処理工場の第二工場が民間でやられるのだということになりますと、どこでやるかということが具体的にまた問題になってきます。予定されるところは、政府ですらわからないでしょうが、これはまたたいへん問題が大きくなるだろう、こゝろ私は思いますが、もう一べんもとへ戻りまして、目安線量の問題については五ミリレムということが出ておりますけれども、法的に規制されるべきものがまだ出ていないということ、出ていないか出ていないかということについてはつきりした答弁、それからもう一つ、温排水についての規制措置ができていないかどうなのか、それから第三には、いわゆる廃棄物等について、これについての処置方法、たとえば放射性廃棄物の固体廃棄物はどういうふうな処置するのだということについて、いまだどういふところまで確実に政府の方針がきまっているのかどうかということ、こゝろではつきりと、簡単にいいですから、結論だ

けでいいですから、ひとつ伺いたい。

○森山國務大臣 政府委員をして答弁いたさせます。

○伊原政府委員 先生御指摘の幾つかの点のうち、まず規制値につきましては、原子炉等規制法によりまして周辺公衆に対して年間五百ミリレムという規制値がございませぬ。これに對しまして目安量がこの百分の一ということ、さらにそれを實際の運転は下回る、こゝろいうことで努力をいたしておる次第でございませぬ。

温排水につきましても、これは原子力発電特有の問題ではございませぬ関係もございませぬ、電気事業法の守備範囲になるわけではございませぬが、この環境審査につきましては、通産省で環境の御専門の方の御審査をいたさしたのを原子力委員会がさらに環境担当の御専門の方の御意見を聞いて検討した上で十分にその問題点を理解し、総合判断をした上で原子炉設置の許可をする次第でございませぬ。

なお、温排水の規制につきましては、環境庁が中心となりまして目下関係省庁と連絡をとって規制の検討をいたしております。

さらに放射性廃棄物の処理処分につきましては、本年度予算におきまして放射性廃棄物処理処分センターの調査費をいたさしたので、それをもとに、主として固体低レベル放射性廃棄物の処理処分のセンターを設立すべく目下鋭意検討調査中とございませぬ。

生方に顧問をお願いいたしまして、私どもの内部におきまして実態的にケース・バイ・ケースに判断をしまして環境のアセスメントをやっておる、こゝろいうことでございませぬ。

○石野委員 いまの御答弁からいたしますと、放射線量については五百ミリレムという規制措置はあるけれども、目安線量がもう五ミリまできているということ、目安線量がもう五ミリまできている五百ミリレムでは、今日の世界的な常識から言いますと、もう五百ミリは問題にならないと思っております。温排水の問題はまだ検討中だ、それから廃棄物の問題についてもこれはやはり全然見通しはついていない、こゝろいうことでございませぬが、こゝろいうように全然、検討中とございませぬ、まだ結論は出ていませぬと、こゝろをこの前に置いておいて、それでこの法案はもととやはり安全確保、環境保全確保というものが前提とならなければこの法案の効果がないということが大臣の説明の中からも出ておるわけですよ。片方の前提になるものが全く、検討中とございませぬ、暗中模索とございませぬ、これだけは税金を取って、来年はもうこれだけの税金は町へ配付になります、こゝろいうことになるんですよ。これはどういふことなんだ。結局地元でとにかく安全性の問題や環境保全の問題で大騒ぎをしてる諸君に対しては何の答えもしないで、とにかく黄金の金をばらまき、こゝろいうことだけがこの法案の、いままではつきりわかった所在なんですよ。だから一般には、この法案はいわゆるあめ玉配布法案だ、こゝろいうわけなんですよ。私は、こゝろいうことではまづいと思ふんだ。特に、私は先ほどから言っておりますが、やはり廃棄物の処理計画というものをはつきりしなければいけないと思ふ。私はまたあとで委員会でも聞こうと思っております。私はまづ、少なくともやはりこの廃棄物処理の計画について、これは国内のあるいは諸外国のそういういろいろなものがありませぬから、こゝろいうものは本委員会に対しても資料として出して、こゝろ出して、その出してもらったものを各委員が検討

の上でやはり審議をしていませぬと、この法案はできたけれども、前提になるものは何一つとして対策が出てこないのではどうにもなりません。とにかく原子力の発電計画については、一応四十九年度の利用基本計画というものがありますから、これはやはり本委員会に対しても資料として出していただきたい。そしてこの計画に基づいてどういふような状態で廃棄物は蓄積されていくのか、それをどういふふうな処理しようとしていくのか、こゝろいうことについての計画も資料として出してください。そういうようなことを十分検討しない上に本法をつくるということになると、やはり原子炉だけはじゃんじゃんできてしまふ。しかし地元では、どんなことがあってもやはり理解ができません、こゝろいう状態が反対運動が残っていく、こゝろはこゝろにもならないんじゃないかと思ふ。

中曾根大臣にお尋ねしますけれども、やはりいま科学技術庁の皆さんからいろいろのお話がありましたように、前提となる安全性の問題、あるいはまた環境保全の問題等についての国の体制がまだ十分できていない。そういう状態のもとで地域住民は納得しないと私は思ふんですよ。そういう問題を無視してこの法案をつくっても、逆効果だけが出てくるのではないだろうかと思ふ。こゝろはこゝろ、大臣はこゝろいうふうにお考えになりますか。

○中曾根國務大臣 必ずしもできていないとは思いません。現にやっておるわけ、またさらに改善を加えてやろうとしておるわけでございます。温排水の問題にいたしまして、私は前に科学技術庁長官をして、時代から先生といふいろいろの回答を取りかわして御質問をいたして、そうしていろいろのデータをそのころからもう収集してきておるわけですよ。これは火力発電についても温排水は出ておるわけであつて、その火力発電に関するデータもすでに若干はあるわけですよ。蓄積もありません。だがしかし、五十万キロとか百万キロとかいう大型になったものについては、ブルーベンデータというものはまだ世界的にはない、証明された

データというものはまだ日が浅いからわからないわけ
あります。それはある意味においては類推あるいは
小さな規模における実験等をもって想定しながら
進んでやっているとあります。何キロなら
ば一度の範囲、一度の範囲の場合にどういうこと
が起こり得るか、これは尾鷲でどういうことが過
去において起こっているか、火力発電について、
温排水についていろいろ検討も加えて、これなら
ばだいたいどうあるか、そういう反応を確かめつ
つ進んでおるところであります。

それから廃棄物にいたしましても、大体ローレ
ルの使い捨ての紙とか、そういうようなものは
ドラムカンに入れておる、これが何千個くらいに
なるであろうか、こういう計算も一応はしてお
るべきであります。それが重いレベルのものにな
った場合には貯蔵庫にたくわえておく、それがあ
る一定限度以上になった場合にはコンクリート詰め
にして海中投棄をせざるを得ぬだろう、そういう
ような外国もある程度やっておることを日本もま
ねをしつつ一応の資料を得つつ、そういう準備は
しておるわけがあります。

そういうわけで、世界的レベルに合ったいろ
ろな温排水やあるいは廃棄物に関する対策は講じ
ておるのであります。その考えていることを全
部いま実行しているというわけではございませ
ん。それはいま言ったように、世界的にまだ新し
く出てきたものでありますから、完全なものをや
るについてはデータが不足しておるといふ意味に
おいてはデータが不足してあります。しかし、毎日毎日新
しいデータを見比べつつ改善を加えて処理をして
いるというところはあるのであります。それは世界
的レベルの基準においてやっておるわけでありま
す。進行速度に応じて日本もおくれなくように確
かめつつやっておるわけでありまして、やはり新し
く出てきた科学の産物については、そういうやり
方で進むことがやむを得ないやり方であると思
うのであります。

そういう観点からして、いま御指摘のように、
一方において危険性があり、一方においてニンジ

ンを与えて進めさせようという矛盾ではないかと
いう御指摘がございまして、そういう矛盾
した情勢ではないとわれわれは考えております。
全然片一方をやらぬで、それで片一方だけやる
というのではなくして、確かめつつ一歩一歩改善
を加え、新しい方向へ安定するように、安全性を
増すように一歩一歩進んでいるのだ、それは世界
的に新しい科学の場合にはやむを得ない措置であ
るのだというところを御理解願いたいと思つてあ
ります。

○石野委員 新しい科学だからやむを得ないもの
がある、それはやはり実験段階におけるところの
問題の処理としては一応うなずけるのです。しか
し、こういうふうな実用炉というふうな形で、し
かも国がエネルギー対策をすべてそれに依存しな
くちやならないというふうな考え方からいいます
と、その考え方は地域住民に対して非常な危険負
担を前提としなくちやならなくなってくるのだろ
う、私たちはこういう考え方をしておるわけでお
ります。こういう点は確かに中曾根さんと私たち
との違いになるのかもしれない。たとえば温排水
の問題について、通産省はまだ環境庁との間の話
し合いができていない、こう言うのです。しかし、
その温排水の問題は、地域住民の反対運動と非常
に関係があることは言うまでもない。たとえ先
ほどお話がありました北海道の岩内の問題です
ね、泊の問題なんかでございまして、ここらに行き
ますと温排水問題が最も大きな反対理由なんです
ね。あそこはもう中曾根さんも御承知だと思いま
すけれども、スケソウダラの一番のすくくとれ
る場所です。そしてスケソウダラというのは温度
八度までのところではとれるんだそうです。しか
し九度になるともうスケソウダラは一匹もいな
い。だからはえなわをする船は温度計を入れてお
いて、海中の温度が八度までのところははえなわ
を持っていく、だけれども九度になるとスタンバ
イで方向転換して、はえなわを——もう九度のと
ころは、はえなわをやったって一匹だって食らい
ついてくれないんだ。そういうところなんです

ね。だから、温排水問題等についての処置ができ
なければ漁民が反対するのは当然なんです。そ
ういうように、現地における地元で反対している
諸君に対する基本的な解決してやらなくちやなら
ない問題が解決されなくて、そして片方で税
金をあなたたがのところに配付してあげますよと
いうようなことで、私はあめ玉だと言いました、中
曾根さんもあめ玉でもどっちでもいいですが、と
ンジンでもあめ玉でもどっちでもいいですが、と
にかくそんなものをやったってこれは聞きません
よ。だからこの法案は、そういう問題をもう少し
しっかりと考え直さないと、中曾根さんは発展段
階だからしかたないんだと言っているのは、それは実験
という立場ではいいけれども、科学技術庁長官の
ごときが実験なんて一言も言わない、これはもう
実用段階だ、もうそんなことを心配する必要はな
いと言いつつ切っているわけなんです。だから中曾
根さんの言いつつと森山さんの言いつつでは、一つ
の炉に対しての見方も全然違うのです。まだ中
曾根さんのほうは、新しい科学だからと、こうい
うことで謙虚でいいと思つてます。森山さんは全
然そういうふうなことを考えなしに、だいたい
ぶだ、だいたいぶだと言っているのです。だから、そ
うなると原子力基本法の守り番をなくちやなら
ない科学技術庁長官の問題が出てくると思つて
ますよ。私は原子力基本法の立場に立って原子力
発電というものをみますと、こういう法案とはそ
ごを来たしますよ。矛盾をしますよ。やはり
安全性の問題、環境保全の問題についての原子力
基本法が期待しているもの——しかもお尋ねしま
すが、公害基本法によりまして原子力発電という
ものはどういふ扱いをされておりますか。これは
科学技術庁にちよっとお聞きしますが、どうい
うような扱いをされておるんですか。

○中曾根国務大臣 環境並びに公害の面からの管
理というものは、それぞれの基本法なりあるいは
法律がございまして、その面からのいろいろな制約
を関係各省並びに企業者が実行し守っていくとい
う形でそれぞれの面からの注意を実行していく、
それから安全に関しては原子炉規制法そのほかの
諸般の法体系がございまして、それによって、ICR
Pを基準にしてつくっておる日本のそれらの諸基
準を厳格に守っていく。これは基準自体を厳格に
すると同時に、それに基づく審査を厳格にし、か
つ着工その他の段階においても政府が責任を持
つて監督していくという形においても安全性が確立さ
れておるものであります。こういう新しい科学技術
の産物につきましては、すべてオールマイティで
全部検証済みというわけにはまいりません。実験

○石野委員 これは法案審議の過程で公害基本法
はその八条で放射能の大気汚染については排除し

ております。同時にまた、原子力基本法にゆだね
られておる面で規制措置をつくるべきことが期待
されております。そういうものはまだ実際問題と
してできていないんです。だから、そういうよう
に不備なものがたくさんあるからこそ、原子力
については現地住民が不安感を持ち反対運動が起
きているのです。これは法案提出者の政府とわれわ
れとの間に考え方の違いがあるだけではなくて、
いわゆるこの施設者であるところの電気事業をや
る人たちは開発、増設というふうなことをだけ考
えて、地域住民に対する安全性の問題、環境保全
の問題については全く顧慮してない、そういう立
場での法案が立案されているという結果になっ
てしまっているのです。率直に言えば、原産会議
はそのことを大きく期待しているわけなんです。
国にその体制をつくらなければいけないというこ
との要請をしているのだけれども、国はその体制
を整備もしなければ対策も立てないという中
でこの法案をつくるというところについては現地
住民は納得しない、私はそう思うのです。この点
については通産大臣と科学技術庁長官とから、現
住民はその点について納得されるかどうか、そし
ていま反対している諸君にこたえらるかどうか、
その点についての所見を聞かしていただきます。

段階から次第に成長させて、そして試行錯誤的に安全率をとって進めてきておるわけでございます。初めは五万キロ、それが十五万キロ、それが三十六万キロ、それが五十万キロ、最近百万キロ、それは実験を重ね、経験を重ねて安全率をとりながら次第にそういうふうな成長してきておるのであります。これは火力発電の場合においても、ほかの科学の場合においても同じような歩みをたどってきたのだらうと私は思います。ただ、原子力の場合は影響が非常に大きいものでございますから、ほかの場合よりもさらに深い注意を以て安全率をとって進まなければならぬと思っております。そういう点については、政府の現在の諸基準、法律等はそういうものに対応するものになっておるものと確信しております。われわれもいたしましては、発電あるいは工事の地点の実行というふうなものについては、いまのような原子力がほかのものに違うぞという観点に立って、扱いを慎重の上にも慎重にしていこうかまを第一義にやるべきであると思っております。そういう観点に立ってわれわれは進めてまいりたいと思っております。

もう一つは、やはり住民の皆さんに納得をいただく合理的な説明、理性的な処置ということが非常に重要であると思っております。そういうことがないと、長期的に見て発展性を有するものではないと思っております。そういう点については、われわれが持つておる科学的知識、われわれがやっておる安全に対する確信を詳細にお知り願って、理知的な理解の上にこれを進めるように努力してまいりたいと思っております。

○森山国務大臣 先ほど公害対策基本法第八条によりまして「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる。」原子力を抜いておりますが、これは原子力のほうがしっかりした規制ができておるから抜いておるので、だらしなから抜いておるのではありませんで、どうかその点は御理解願います。

たいと思っております。

それから先ほどの規制線量の問題でございますが、いま原子力の周辺地区におきましての放射能は五ミリレムでございます。先ほども申し上げましたように、自然放射能は百ミリレム、ICRP、日本の原子炉規制法においては五百ミリレムです。およそ百分の一になっており、それから、自然放射能の二十分の一になっておるわけでありまして、もうそういう意味の心配はあまりないものであります。それから再処理工場の場合につきましても三十二ミリレムくらいでございます。またICRP、わが国の原子炉規制法に基づくと五ミリレムのおよそ十五分の一くらい、自然放射能の三分の一くらいでございます。自然放射能という意味において安全度とはいえ、帰るところ周辺住民に対してそういう放射能がどこまで影響を与えるかということでございます。低くは低いにいたしましたこととは、もうICRPの基本方針に書いてあるとおり、私どももそういうふうな思っています。しかしながら、そういう目線量があつて、しかもそれは規制線量よりはるかに低い、安全率について全く心配のないくらいに線量で現在行っておるわけですね。軽水炉発電は今日そこまで進化、発展をいたしましたわけでございます。その際、規制線量を法律上引き下げなければおかしという御議論には私は納得できない。むしろ法律で定まっております百分の一程度になつておるならば、自然放射能の二十分の一程度になつておればそれが安全のしるしではないか、私はそういうふうな考えたいと思つておるわけでございます。何か私が科学技術庁長官なのにならば、安易な考え方を持っているようにおっしゃられるわけでございますが、私は、中曾根通産大臣とそういう意味においてその意見の差はないというふうな考へておる次第でございます。

そこで最後に、この法律の問題につきましてもどう思ふかというお話でございますが、私は、先ほど来申し上げましたとおり、この問題は原子力発電所の開設という一つの開発利益、できた電力が町場の工場や一般の民生用に使われて、地元何のありがたみもない。やはり開発利益の地元還元という公平の思想で始まったこととございまして、その法律の前提になつて真剣に取り組んでいかなければならない安全性の問題について、何かそれを糊塗するためにこういう法律を考えたのではありません。どうにか石野委員のような有方な方々から、この法律の本旨につきましてもいろいろ見方を持たれることはよくわかりませんが、しかしながら、この本旨につきましても先生からもひとつ関係の方々によくお話も願ひ、ぜひ皆さまにわかつていただけるように、私は御協力を願ひたい。先生が一番よくこういう問題を知つておられるので、ぜひひとつお力添えを願ひたい、そのように思つておる次第でございます。

○石野委員 私がよく知つておるから納得するようには一生懸命ちようちん持ちしろということだけども、それはなかなか簡単にいかない。中曾根大臣からお話がありまして、新規の産業だから、これは試行錯誤を重ねていかなければいかぬということをおっしゃられた。新規産業で実験段階ではしやうがないけれども、これだけ大きな施設を試行錯誤を重ねていくよりしかたがないのだということになると、施設の周辺地域の住民は全く完全なモルモット化されてしまふのですよ。そんなことはちよつと聞けないということだけ一言申し上げておきたい。

それから、いま森山さんからお話しの、再処理工場の問題で、三十二ミリレムでございます。云々というふうなことを言つておられるけれども、しかしあなた方が出しているたとえは再処理工場の審査書類の中で見てもらいなさい。一〇二ページの八千キュリー、これはクリプトン85、それに全身被曝の三十二ミリレム、それから廃液によるところのトリチウムの問題からいけば〇・七、そして全身被曝の外部照射、内部照射、ずっと計算してくると、皆さんから出ている書類だけでも年間四

十三・七ミリレムになるのですよ。これはまたあとでこまかく言いますが、そのほかにやはり危険物の貯蔵で行くえ不明になってくるブルトニウムはどうなるのだ、高レベルの放射性液はどうなるのだというふうな問題になつたらますます問題が大きくなってきます。それだけじゃない、今度は事故における被曝評価の問題なんかでも、これはほんとうにでたらめだといつていくらいなんです。いま私たちが、ウラン燃料とかブルトニウムなんかについての放出量の問題がどんなふうな人体に影響してくるかということを考えていきましたと、ICRPの勧告線量をもとにした値だけです。これは大体六百ピコキュリーになるのです。非常に重要な問題になつてきますが、タンブリンさんの説によりますと、これは〇・〇一四ピコキュリーの段階で肺ガンを起こすといふことがいわれておるのですよ。ですから皆さんが言うように、ピコキュリーなんてどうでもないということではなくて、なるほどです。これは時間がありませんから多く申しませんが、私は、放射能の問題についての線量規定問題は非常に重要だと思つておるのです。そういうふうなことで法案を進めようとする皆さんは試行錯誤を重ねる中で進まざるを得ないのだ、こういうことを言うけれども、試行錯誤の対象になるところの周辺地域住民というものはたまたまものじゃありませんよ。だからそこでは必ず問題が起きてきて、反対運動が起きます。この法案はそういう問題については全くこたえていない。この法案では、そういう地域住民は納得しませんよ。それにこたえていませんからね。そうして政府はそういうところでニンジンをはらまそうとしても馬はそこへ寄つてこないと思つておる。そういう点を私はもう一べん再検討していただきとう存じますし、先ほど申しました原子力の発電の計画の問題は、これはひとつ委員に出してもらいたい。委員長にお願ひしますが、廃棄物の蓄積見直しや廃棄物の処理計画等について国内あるいは外国のものを資料として出してくださるよう、委員長よろしく願ひいたしますね。

○森山國務大臣 数字の問題についてお答えいたします。

先ほど八千ピコキユリーというのがございましたが、これはミリレムに直しますと三十二ミリレムでございますし、その他のものを合わせて四十幾つという計算も可能でございますが、御案内のとおり、自然放射能百ミリレム、その半分以上というところでございまして、許容規制域五百ミリレムに対して十分の一以下でございまして、それから、そういう意味の安全性については心配はございません。しかし、少しでも低くなるように私どもは努力してまいり、そういうつもりでございませぬ。

午後一時十二分休憩

○濱野委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時四十一分開議

○濱野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原(茂)委員 本法案の逐条二、三条お伺いをしながら、それに関連いたしまして少しく現在の開発技術の進展状況などもあわせてお伺いをしてみたいと思ふ。

最初に、第三条の三号にありますような住民の福祉向上に必要な公共用の施設の整備という事項があるわけですが、これは地域住民専用の施設も含まれていると考えていいかどうか。

○井上説明員 その地域社会におきます公共的な施設、つまりその地域におきます専用の公共施設は含まれるというふうに考えております。

○原(茂)委員 その範囲には何か限定がございませぬか。いろいろありますね。公民館から病院、学校、上下水道あるいは堤防もあれば岸壁、護岸もある。ことによると防波堤もあるでしょうし、あるいはまた冷凍倉庫みたいなものも市場としては必要になる。何かこういう公共の施設の中で、わ

れわれが考えている広範な、大体いま目の前にありますものは全部入るんだ、いやこういうものは入らないという制限がございませぬか。

○井上説明員 「住民の福祉の向上に必要な公共用の施設」と申しますのは、ただいま先生御指摘の道路、港湾、漁港、都市公園、水道等、地元住民の福祉向上に必要な公共の施設をいっているわけでございます。そういうふうな性格のものすべてに入る、かように考えております。

○原(茂)委員 特に流域下水道みたいなものも入ると思つてよろしゅうございませぬか。

○井上説明員 入ることになるかと思つて、上げられるので、なるうかと思つて、この場合は、なるというふうなお答えだと見てよろしゅうございませぬか。

○井上説明員 具体的にまだどの範囲までということをお明確にしておりませんが、入ることとして検討させていただきます。

○原(茂)委員 第四条の整備計画のほうへ今度は入りますが、「発電用施設の設置の円滑化に資するため」というふうな条文はうたつてはいるわけですが、この「円滑化に資するため」というのには二つのサイドがあると思つて、一つは、先ほど石野委員が言ったあめ玉法案ではありませんが、いろいろと住民が納得するような条件を備えて、発電所の側にとって有利になるような円滑化という解釈と、もう一つは、やはり地域住民のための円滑化というのが主体になるという施設の設置、住民サイドで円滑化が考えられるのと、電気事業者である設置者のサイドの円滑化というのと、おそろしく進展していくうちに二つに分かれると思つて、これがどのように解釈したらよろしいのでしょうか。

○井上説明員 発電用施設の設置の円滑化ということでございますので、電気事業者のつくり出す発電用施設の設置の円滑化でございます。先生御指摘になりますもう一つの面でございますが、これはその目的のために当然住民の生活の円滑化をはかるという公共施設の整備をする、こういうこととの関係になるかと思つて、

○原(茂)委員 いまのように御答弁になった解釈だと少し問題が残るのじやないかと思つて、発電所サイドの発電をする施設をつくることを円滑に進めるためのというきわめて明瞭な解釈がまず前段にあつて、そのあと、そのために住民サイドの公共福祉等の施設を考へる、どうちでも同じようなものですが、本法の精神がそういう二

段がまえの精神、発電が主、住民が従だ、こういう御答弁になるのですが、それでよろしゅうございませぬか。

○井上説明員 答弁のしかたに若干問題があつた、こういうことでございませぬが、住民の福祉を考へるということが第一でございまして、発電用施設の設置の円滑化をそういうことをすることに

よつてはか、こういうことでございませぬか。

○原(茂)委員 そうでなければいけないと思つたので、わざわざ確認をしておいたわけでありませぬか。

それから四の二項にある「指定された地点の二以上が近接している場合」とは、たとえば私のほうからお伺いしてみますが、原発でいうと、福島の場合、これはたしか双葉と大熊の二自治体でしたがつては、それからたとえば敦賀の場合だと、これは今度、御存じのように、美浜、高浜に若狭湾を両方でにらむように設置されている。しかし行政区域は全然別ですが、その一カ地点に施設をする企業が違つたものが二つある、三つある、こういう敦賀の場合は例示になるだろうと思つて、この両方いづれも同じようにこの条文で解釈できるように考へているのでしょうか。

○井上説明員 御指摘の点は両方のケースがこの場合に入つておられると思つて、

○原(茂)委員 だから企業が二つ、三つあつたときには、その二つ、三つを一緒にした公害対策

○井上説明員 近接して幾つかの公害を発生する可能性のある施設がある場合には、御指摘のように全体を足しまして極力公害を減らすようにするということを進むのが至当だと思つて、

○原(茂)委員 だから企業が二つ、三つあつたときには、その二つ、三つを一緒にした公害対策

○井上説明員 近接して幾つかの公害を発生する可能性のある施設がある場合には、御指摘のように全体を足しまして極力公害を減らすようにするということを進むのが至当だと思つて、

を行なうということが強力に指導される、こう解
釈してよろしゅうございませうか。

○井上説明員 そのとおりでございます。

○原(茂)委員 次の第八條、整備計画の事業の
用に供するために国有財産、普通国有財産です
が、これを譲渡することができ、こうなってい
るわけですか。これは自治体あるいは受益の側か
らいいますと譲渡、譲与ということのほうが望ま
しいと思つては、やはり場所によつては、状況
によつては、いわゆる無償貸与の方式も法律が定
めておられるので、無償貸与あるいは賃料を半
分にまけるというふうな場合だつてあつていいん
じやないか。なぜ一足飛びに譲渡、譲与という
ころへすばつと飛んでいったのか。無償貸与なり
所有権だけ国が持っているということだつて考
えられていいんじやないかと思つて、どう
な検討の経過で一足飛びに譲与、譲渡にいつた
かという経過を伺いたい。ケース・バイ・ケース
で無償貸与があつてしかるべきだ、あるいはまた
貸与料の減額措置を講ずるといふケースもあつて
いいんじやないだらうか。何でもかんでもこれか
ら起る発電用施設の円滑化をはかるために全部
普通財産をやつてしまふんだという一足飛びの考
え方はちよつと乱暴じやないかという感じがする
のです。

○山形政府委員 この八條の規定が置かれました
趣旨は、整備計画に基づき事業を円滑に推進
するための国の援助でございます。この同種の趣
旨が首都圏整備法、工業整備特別地域整備促進
法、琵琶湖総合開発特別措置法等にそれぞれある
わけでございます。

この条文の譲渡といふのは、一応有償とい
うことを前提にいたしてございまして、贈与とい
うようなことばの法律上の使ひ方は無償というこ
を意味するわけでございます。この法律の趣旨
は、先ほど申し上げましたほかの法体系とのバラ
ンスから見ましても、大体国の普通財産の譲渡を
受けるに際しまして、その事業の公共性にかんが
みて優先的に考慮すべきであるということと明確

にうたうことで十分であるんじやないかと考えま
す。

ちなみに、本条において考へております普通財
産と考へられますものは大体国有地が主たるもの
となると思つて、一部には国有林もその対象
に入るんじやないかと思つてございませうか。

○原(茂)委員 私の伺ひたいところは、なせ一足
飛びに飛んだんだ。その前に無償貸与という方法
をなぜ考へないのか。円滑化をはかるため、公共
の施設だから、したがつてただ譲与、譲渡、これ
はもろろん無償だ。譲渡、譲与ですから、与える
ほうです。当然のことですが、そういうことに
一足飛びにいつた経過は、一体論議をされたか
かと質問に対して、いままでのようにきつぱ
りと理解できるような答弁がなかつた。たとえ
ば、先ほどお聞きしました第三條三号のいわゆる
公共用の施設とは、先ほど確認したように公民
館、病院、学校、冷凍倉庫、護岸、堤防、堤防、
防波堤あるいは上下水道、流域下水道、汚水処
理、公園といふようなものが、いま長官の御説明
にあつたように、一足飛びに、こういう用に供す
るものだから国有の普通財産を与える、無償でや
るんだということにいく対象でしょうか、どうで
しょうか。

○山形政府委員 本条が発動いたしますのは、お
そらく整備計画に基づきまして各都道府県が市町
村長の意見を聞きまして、当該市町村及び周辺市
町村に公共施設を整備することに相なると思つて
けでございませうが、その場合に、やはり地元の方
地方の実態に即した福祉の増進、国民生活の向上
といふものを、非常に大きな公共性がある
と思つて、先ほど私がちよつと申し上げたま
した首都圏整備法、琵琶湖総合開発法等の例にも
ならいまして、その必要に応じて譲渡という規定
を法律上置いておきまふとすることができま
すので、そういう規定を置いたと思つてござ
いませうが、別途、私若干不確かなところがあるか
もしれませんが、国有財産法の運用が一般的にこ

れは可能でございますので、その目的と、その重
要性に即しまして国有財産法の一般的な規定の適
用、活用等もはかつてまいることに相なると存ず
るわけでございます。

○原(茂)委員 国有財産法の三條あるいはまた二
十條までいろいろ読んでみますと、何も一足飛び
に無償であげますよといふところへ——いま例示
しましたような公共用の施設として確認をされた
こつた普通国有財産を無償で譲与した前例が
ございませうか。

私の言ひたいのは、国の財産の扱い方が少し甘過ぎ
やませんかといふことです。こつた甘過ぎない
円滑化をはかることは必要ですが、少し甘過ぎない
か。一足飛びにただあげますよ、しかもその公
共用の施設とは冷凍倉庫まで入る、流域下水道の
地域まで入る、こんな前例がありますか。

○山形政府委員 私の先ほどの答弁が非常に不明
確で誤解を生じたことをおわび申し上げます
が、この八條の譲渡といふのは有償でござ
いまして、無償譲渡ではございません。財政法第九
條の一項の規定との関係で、無償の場合には法律
上無償で譲渡するとか、または譲与するとかい
ふことばを用ひますが、慣例でございまして、単純
に譲渡と書いてありますときには、当然これは財
政法の規定に基づく適正な対価を取つてこれを譲
り渡すといふこととございませうので、私の答弁が
ちよつと不十分でございましたので訂正いたしま
す。

○原(茂)委員 そうですか。なるほど私が読み違
いをしてきたことになるので、これはまたあとで
別途問題になるでせう。ここにある譲渡とい
うのは、これは無償の譲与ではない、第九條による
んだ、こつた譲与になるわけですね。この問題
は別途また各委員から問題にするだらうと思つ
ますが、私は、もしこつた譲与ならば一歩進め
て、無償貸与といふような第三條の譲与を幅を
広げていつてもいいような公共用の施設がずいぶん
あるんじやないかといふふうに今度は申し上げたい
わけですか。無償貸与をやつていいんじやないか。有

償で譲渡をするといふ解釈だといふなら、逆に無
償貸与をしてしかるべき公共用の施設があるん
じやないか。

法案の要綱なりそれから参考資料なりを読みま
しても、その点が不明確でしたからこつた譲与の
解釈をしたわけですが、いまおつたような明確
な、これは第九條による有償の譲渡なんだとい
ふことになりませう、おそらくこの周辺整備の法律
を期待している全国の自治体の関係者はがっかり
する面があるんじやないかと私は思ふ。この点
は非常に俗に解釈されて、これが一番大きな
あめ玉だと言われていたものが有償なんだ、無償
じやないんだよといふことになつたことはいへ
んな問題だらうと思つて、同時に私は、この
公共用の施設の前段に確認をいたしました内容等から
いくなら当然無償貸与でしかるべきものがあるん
じやないかと思つて、大臣いかがでせう。
これは有償で譲渡なんだといふことに全部押
し切りますか。私はやはり公民館なり学校なり
いふようなもの、あるいは護岸、堤防といふよう
な案件に関しては無償貸与でいってしかるべき
ではないかと思つて、いかがでせう。

○山形政府委員 この法律は電源周辺地域の公共
施設の整備でございますが、全体の財政当局との
御意見の調整等もはかりまして、同種の法体系、
たとえば首都圏整備法または琵琶湖総合開発特別
措置法等、同種の法律がいまの条文と同じような
ところでバランスがとれておりますので、一応わ
れわれとしましては、その範囲内におきましてで
きる限りの整備計画の充実ははかつてまいりたい
と考へておるわけでございます。

○原(茂)委員 いま私の質問したことに答えてな
いのですが、どうですか。私は公共用の施設の中
で、特に病院、学校、公民館、護岸、堤防とい
ふようなものは普通国有財産の無償貸与でいいん
じやないかと思つて、これはこの条文にはどこ
にも書いてないのですが、明瞭にわかつてないの
ですが、大臣どうでせうね。私はこれは内容によ
つては区別していいんじやないかと思つて、す

が、いかがですか。

○中會根國務大臣 これはいろいろな態様があると思われれるのです。無償で譲渡する場合もあるいは情勢によってあるかも知れませんし、あるいは先生おっしゃったように安くしてやるという場合もありましようし、あるいは所有権が移転しないで貸してやるという場合もありましよう。私はそういう意味で、第九條でございませうか、御指摘になりましたように財政上等の援助を与える、そういうような包括的な概念の中に含めて、その中の内容をいろいろ検討したいのではないかと、そういうふうな気がいたします。

○原(茂)委員 さすが大臣の御答弁で満足です。そういう解釈でそのように運用さるべきだと思ふ。幅狭く有償の譲渡でございませうか、こう言ったら、この円滑化というのは非常に期待に反する結果になる。いま大臣の答弁されたように運営されるもの、こういうふうにあつたに確認をしておきたいと思ひます。

それから私はずばり大胆にものを言い過ぎるかも知れませんが、今日以後の発電について、国民生活との関係、特に重油の輸入の現況、将来性というのを考えますと、やはり国家的な見地から言うならどうしても国有化が必要だと思ふ。発電に関する国有化というものを考えていったほうがいいんじゃないかというように思ひます。現在すぐにはできないじゃないかと、やはり方向として国有化を考へるといふことが、国民生活を基礎から左右する電気、電力、こういった問題に關しては、政治体制のいかんを問わず方針として国有化が指向されるべきだと思ふのですが、この点は大臣いかがでしょうか。

○中會根國務大臣 御主張は理解されぬこともございませぬが、われわれのやはり自由経済を信奉する側からいいますと、能率の点とかあるいは開発の進行とか、そういういろいろな面から見まして国有化はいかがという気もいたしません。まあしかし、御主張は御主張として拝聴いたす次第であります。

○原(茂)委員 重ねてこの点だけ大臣にもう一度お伺ひしたいのですが、たとえば電信電話のごときは公社制度による運営がされているのであります。確かに国家の動脈に四散するようになつておる電信電話のごときはどうしてさるべきかという前提で今日まで運営がされてきた。鉄道はさうでありませうか。明治何年か知りませんが、とにかく十七年か二十年ごろかに民営の鉄道を幾つか統合して現在の国有鉄道になつていゝ。これも国民生活との関連において国家が主体的に責任を負うというたてまえで鉄道が今日があると思ふ。電気、電力というふうなものはこれに匹敵して絶対に劣るものではない。そういう論理を展開すると、だから今日、郵政事業全体に対して民有化が考へられる。鉄道そのものも民有化というものが考へられる。検討をされていゝという論理も逆に展開されるだろつと思ふのですが、さうであつても私はいゝと思ふのであります。そのことが国民のコンセンサスを得られて、さうあつてしかるべきだといふことになるなら、後刻いかよの検討がさることだらうと思ふ。私はいまのような電力事情にあるはいいと思ふ。私はいまのような電力事情にある限り、これはかつて鉄道、電信電話のありようから考へても、当然国が責任を持つて運営をするといふ何らかの形態に移行する方向があつてしかるべきだ。そして国民に対して国が責任を負うといふ明確な立場、態度が、この間のうちに、いろいろ石油、重油の問題を通じて今日調査がされていゝ、あるいはいろいろ法的な問題が起きているといふようなことも避ける、それらを通じて国民への安心感を与えていくといふような意味からいゝ。何らかで電力の一元化があつていいのではないかと申すのですが、もう一度、こういう観点から大臣の御所見をお伺ひしたい。

○中會根國務大臣 日本でも永井通相のもとに電力国家管理をやつた歴史がございませぬ。あれは戦時経済といふことで強行したわけがございませぬが、その前でも明治閣下、国民国家のいわゆる絶

対制と申しますか、そういうものが成立する過程におきましては、国民的統一といふような関係から鉄道が国有化されたり、あるいはいまの郵政事業等々、みんな出てきたわけがございませぬ。それが封建的な社会から民主主義的社会に移行する過程において、かなり効率を發揮した要素も私はあると思ひます。しかし、民主主義が成熟してきて自由主義経済が旺盛に發展してきて今日まで、はたしてそれを維持していゝことが国民のためになるかどうかと、国民の側から見た場合に、これはまたあらためて検討し直さなければならぬのではないかと。日本固有の鉄道といふものが公社組織になりましたのも、一歩ゆるめようといふ考へであつたのではないかと。だから、昔間におきまして、いろいろ官営事業を民営に移せ、たとへば塩とかわれわれがやつていゝアルコールとか、あるいはタバコのようなものは、もう民営にやつたらいいじゃないかといふ議論も、また一面においてございませぬ。まあいまはさういふいろいろな議論が交錯しておる時代でございませぬけれども、私の感じでは、やはりこれだけ資本主義が発達して、そして經營能力があつてきたといふ時代になりますと、むしろ民間に移譲して自由競争をやらせるといふのが能率がいいのではないかと考へておる前に、あるいは銀行とか、あるいは保険をお考へえになつていゝしやるかも知れませぬ。むしろそういう金融機関のほうが先行すべきものであると社会党の先生方は考へておられるかも知れませぬが、私はやはり、たとえばソ連といふ国を見ておきまして、シベリアへ行つてみまして、もしこの国が自由経済の国であつたらシベリアはもつと開発されていゝらう、また人間もずいぶん大ぜいあそこへ来ていゝらう、ちやうどテキサスを開發したように、アメリカ人が西へ西へと流れていゝたように、チャンス求めて、ある場合に、は欲にまかせて行つたのではないかと考へます。実は私シベリアを見て感じたわけがございませぬ。さういふ考へからして、今日の事態から見ると、

電力を国有化するといふことは、われわれの考へからするとちやうど逆のような感じがいたす次第であります。

○原(茂)委員 それだけお伺ひしておけばいいのであります。いまこれに結論を出さうとしてもなかなかむづかしい問題であります。

ただ、いろいろお話があつた中で、たとえばソ連のシベリア開發の例があつた。一つの見識だと私はお聞きいたしました。私は現在のソ連の体制が、まあ全体的には国民生活のおくれであるソ連といふものを考へたときに、非常に国家的な力が住民の福祉といふものに向かつて出さうと思へば思い切つた力が出せるような体制といふ意味では評価している一人でございませぬので、開發だけを例にとらえてソ連の体制をいま大臣がおっしゃつたように見えていないといふふうな考へていゝものですが、ただ、国有鉄道が公社に少しゆるんできたといふお話がございませぬかと、私の考へも、ですから国有の方向ではあつても、国鉄が公社化されたら同じところまで逆にペースを合はして、電力問題だけは国家的な責任の場で問題の解決をはからなければいけない問題が対外的に對内的に、先ほどの石野委員とのやりとりをお聞きしておきまして、たいへん大きな公害対策だけでも問題を含んでいゝといふような状況が考へると、民間企業にこれをまかせると、かつて電氣があつて一元化したときの戦時下、戦後における状況等を勘案いたしましたとしても、電力は何かの方式による国が一元的に責任を負う形で問題の解決に当たらないと、私企業中心の問題の解決にゆだねておいたのでは、電力事情は外部からの影響でほんろろをされる、国内のいろいろな状況によつて住民パワー等も起きて、それによつてまたほんろろをされるというところで、この電力問題の一元的な行政といふのは、中會根大臣がずっとおやりになつていゝればこれは確かにいいかも知れませぬが、やがて総理にでもなつて、そのあとずっとおやりになるというのならいいのですが、現在のような状況を考へると、遺憾ながら、どうも電力というこ

の問題に関する限りは、何かを考えなければ、現在のよう自由主義経済下における態様がいろいろだ、公式論で割り切っただけではいけないというように考えていますが、その点は見解の相違として、きょうはおいておきたいと思ひます。

ここでこまかい問題を少しお伺ひしてみたいのですが、通産省が中心で開発したてまいりましたMHD、電磁流体発電機、これの開発の現状とその将来性、新聞に一部出たことがございましたが、その容量、見通し、ある種の大出力の限界を一応設定して、一体それがいつ完成の予定なのか、どこが中心でこれをいま実際の施策をやっているのかというようなことについて、一々聞かないで済むように、ひとつこれだけはじっくりとお聞かせをいただきたい。

○山形政府委員 いわゆるMHD発電でございますが、これは非常に先端的な技術ということで、通産省は昭和四十一年からこれを大型プロジェクト制度に乗せまして、工業技術院電子技術総合研究所が中心となりまして、民間の協力を得て推進して現在に至っておるわけでございます。

現在までに超伝導マグネットの開発というようなことで、これは世界的にも相当の成果ということに相なっておるわけでございます。この辺につきましては、同じくMHDを推進しておりますアメリカ及びソ連からも非常に高く評価されておる現状でございます。進捗状況を申し上げますと、現在までに発電機のコンポーネント開発を終了いたしました。現在は約千キロワットの容量の短時間実験機及び小出力長時間実験機という二つの実験機によりまして運転を現在行なっております段階でございます。今後の予定といたしましては、昭和五十年でいま行なっております実験的な段階を終わらしまして、その成果を取りまとめまして、今度は大容量長時間実験機の開発に取り組みたいという現段階でございます。現在まででございますが、四十一年度から五十年度の計画でございますが、総資金量が六十四億円。それから一番中心になっておりますのが、先ほど申し上げましたように電

子技術総合研究所、これに協力いたしております民間会社は三菱重工業、日立製作所、石川島播磨重工業及び日本酸素株式会社でございます。

○原(茂)委員 長時間発電用という長時間は、目標はいま何時間にしていられるのですか、五十年にできる目標です。

○佐藤説明員 現在の実験におきまして運転時間でございますけれども、先ほどの御説明のように、現在二種類の試験をやっております、非常に長時間やるものと、出力は大きいのですが短時間やるものとやっております。短時間のものは、現在まで連続で二時間、累積で六十時間実績がございます。長時間のほうは、百時間をこすような実績を持っております。この運転時間の実績は、現在アメリカの水準とほぼ同じレベルでございます。実用機になりますとこれが数千時間ということになりまして、私も千キロワットの実験機で大体十時間連続すれば一つの壁を越える。その次に百時間くらいのところをねらいまして徐々にスケールアップしていく、こういうことを考えているわけでございます。

○原(茂)委員 ついでにもう一つ、高出力発電機の場合には、現段階では何キロワットくらいできているのですか。

○佐藤説明員 現段階では一千キロワットでございます。なお、アメリカも大体五百キロワットと、その辺でございます。ソ連が非常に大きいものを現在やっております。二万五千くらいのものを考えておりますが、実際は六千キロワットくらいの出力しかございません。これは実験のやり方でございます。いきなり最初から大きなものをつくりましていろいろ特性を調べていくやり方と、ステップ・バイ・ステップにやっていくアメリカ、日本のやり方の両方ございます。私どもはやはり二軸接近法、二方式で開発していく、こういうやり方を現在やっております。最終的には二万キロとかあるいは三万キロくらいのプロトタイプの大規模機がある時期に建設いたしました。これで実証しないと本物

のMHD発電はできなからうということでございます。

なお、参考のために申し上げますと、現在の技術予測では、大体一九八五年ごろに実用化のめどがつくのではないかとというのが世界的な専門家の意見をまとめた技術予測の結果になっていっているような状況でございます。

○原(茂)委員 これの特徴はしるうとよくわかりませんが、結局熱の効率をよくする、高温ガスを発生させて、それによってその速度で直接発電ができる。片方は重油を燃やして蒸気が煮え立ってタービンが動いて発電をするということを通じて、結局熱の効率という点でいくと、このMHDの場合には約五割の効率がある。よくいってほかのものは大体四割以下だということで、熱の効率からいうとたいへんなメリットがあるのだというふうなことになるのだらう、こう思うのですが、その点はどうかが一つです。

いまのお話ですと、現在すでに千キロワットというものができている。千キロなら実用段階がすぐに来たのだということになりますと、この熱効率の高いMHD発電というものを今後のわが国の発電業界全体に取り入れられるところは思い切った取り入れたほうがコストの面でもいいのか、やっつけはいるのだけれども、コスト的にどうも近い将来にはこれを実用化段階に取り入れることがむずかしいというのか、コスト的にも取り入れることが可能だという計算はもうできていると思ふので、もし可能だというなら、今後六千キロあるいは一億五千万キロという六十年、七十年の所要電力を考えたとき、いつごろ、どの程度の容量までこの電磁流体発電で担当できそうなのか、三つに分けてお答えを願ひます。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。最初のMHD発電機の経済性でございますけれども、先生御指摘のとおり、MHD発電は、私どもも見通しでは熱効率最低五割、うまくいけば六割、理論的には七割ということが可能でございます。現在の通常タイプの蒸気タービン方式ですと

三五%ちよつとということになりますので、この間のエネルギーの節約、化石燃料の節約という意味ではたいへんな効果を持つ技術でございます。

しかしながら、現在技術開発上の問題といたしましては、二千度前後の非常に高温ガスを利用するために、その耐熱材料あるいは電極の材料というようなことで非常に技術的にはむずかしい問題をかかえておりました。この辺の開発を今後進めたいとほんとうの実用化にはなかなかないという状況でございます。私もいま千キロワットで実験しておりますけれども、千キロワット程度では付属装置の設備が非常に割高になりまして、とらいてい経済性はございません。と申しますのは、非常に強力な磁場をつくるために絶対零度に近いリウムガスを利用いたしまして、これで冷却して伝導性を非常に上げて、それで磁場を強くするという、いわゆる超伝導マグネットを使っておりますが、こういう設備が非常に巨大なものになりまして、付属設備のほう金が金かかるといふような現状でございます。したがって、この経済性を上げるには、全体を大きくいたしまして付属装置の相対的な設備費に占める比重を下げる、下げないと設備費が非常に高いものになるというので、全体を大きくすることがこれからの問題でございます。しかしながら、全体を大きくするには、先ほど申し上げましたように、耐熱材料その他の非常にむずかしい問題がございます。この辺のめどを今後徐々に立てていくということが私どももねらっているところでございます。したがって、数万キロワットのものがございます。一応実用機ということで現在の発電システムに対抗できるようなコストにはなりませんので、私どもはその数万キロの実用機を技術的にまず完成させるというところに重点を置いていっているわけでございます。その段階で設備の経済性なりあるいは運転コストなり等、十分なデータが把握できるだらうというところで、現在では千キロワットをベースにある程度の推定はしておりますが、ここで御説明できるような状況にはなっておりません。

将来計画といったしましては、したがって技術が開発されるのが、基礎的な大型化のめどが立つのが昭和五十五年とかあるいは六年とか、その前後になりまして、実際に導入されるのがおそらく昭和六十年、一九八五年以降になるというふうな考えでおります。こういう技術でございますので、一度めどが立てば相当急速に普及するというふうな期待されるわけでございます。

なお、この発電機は通常のボイラタービン型の発電機と組み合わせて使うことになっておりますので、これだけですべての化石燃料を使った発電システムを構成するというわけではございません。ある何割かのものをごく運転するというふうな形になるかと思っております。

なお、公害問題等につきまして、この発電機はNO_x、SO₂につきまして非常に特徴のある中身を持っておりまして、公害対策はきわめて容易であるという技術的なめどを現在得ておる次第でございます。

○原(茂)委員 これは国際的にも高く評価されている日本の開発技術ですから、非常に大きく期待されていると思うので、思い切つて力を入れて、いま五十五年という一応の日安があるようですが、五十五年にしても六年、七年にしても、日本の電力需要を救済意味では画期的な技術だと思っております。思い切つて努力をしていただきたいと思っております。

最後に、もう一つだけその問題で勉強のために聞きましておきたいのは、ガスに伝導性を持たせるために水酸化カリウムを入れてやっていると、水酸化カリウムは、結局いろいろとこびり着くといいますが、そういう現象を起すという問題を一つの難問として取り組んでこられたはずなんです。これは解決できたのですか。

○佐藤説明員 いまの水酸化カリウムの問題でございますが、これは高温の二千度のガス体がいれば電線のように電流を通ず性質を持たせるためにはある種のイオンをその中につくらなければいけないわけでございますが、その種といったしまして

で、通常シードと称しておりますが、水酸化カリウムを入れておるわけでございます。これが実際排ガス中に出てきまして、これが付属の熱交換機であるとか、そういうものに非常にたまりまして、運転を中断する非常に大きな原因になってまゐっております。私どもある程度この水酸化カリウムの沈んでくる現象について基礎的な知見を得ましたので、これをできるだけ防止するような、そういう運転条件を現在検討中でございます。

なお、最終的にはそれだけでは十分でございませぬので、電気集じん機その他これを回収するということが必要になるわけでございますが、これについては機器の開発は大体終了した段階でございます。

○原(茂)委員 その次に、これも将来のために聞きたいのですが、地下発電という実験が日本ではいま検討されはじめたようです。特におたこのどなたでしたか、見玉原子力発電課長さんか、これが提唱をして、通産省がこれを取り上げて、これは有望だ、とにかく原子力発電でいろいろ問題の相当部分が解決できる、特に炉を格納器に入れて岩の中へ穴を掘ってすっぽり入れてしまふ、現在三十メートルから七十メートルくらい大きなものの格納器に入れておるわけですが、それ、北欧を中心にして十カ国ぐらゐがすでにやっております。世界では十二カ所ですが、やられておるはずですが、これをいま及ばずながら日本も取り入れるべきではないかというふうなことで検討していると思っておりますが、現段階どうなっているのですか。

○井上説明員 お尋ねの地下式原子力発電所の問題でございますが、原子力発電所の立地問題は、御承知のように、いろいろ問題で行き詰まっております。現在の現状でございますが、こういふような時点でございまして地下立地方式を検討いたしまして、立地の可能地点を拡大しておくといいことはたいへん有意義なものではないかというふうな考えでおるわけでありまして、通産省といったしまして

は、こういった観点に立ちまして地下式原子力発電所の技術的な問題点あるいは経済性等を調べて、わが国での開発可能性を検討しておるところでございます。御指摘のように、外国には幾つかの地下式原子力発電所がすでにあるわけでございます。たとえばフランスのSENAとか、あるいはノルウェーのハルデンとか、あるいはスウェーデンのオゲスタとかいうような発電所が地下式でつくられております。日本の場合には、水力発電所におきましては地下式のものかなりあるわけでございますが、原子力発電に関しては、現在技術的あるいは経済的に当省内部におきましていろいろ事務的に検討しておるといふ段階でございます。

○原(茂)委員 この機会に地下式発電、特に原子力発電というものを地下の中へ入れてしまふというふうなことが考えられ始めたということ、それがどういふ特徴を持っているのだというふうなことに考えている全体をお答えになるほうがいいのではないかと。原子力発電というものは、われわれのいま心配しておりますような安全性というものが完全に確立できない限り進めてはいけぬという立場をとっていませんけれども、これは現実には合わないかもしれないけれども、これは一安全性というものを確保するために地下式原子力発電というものがかくかくの利点があるのだというふうなことを具体的に検討したというふうな、その利点なるものを五つなり六つくらいに分けてあげることができると思っております。それをあげていただきたい。もちろんまだ実際の試験をやつていませんので、何か通産相の諮問機関の調査会にその検討を依頼したはずなんです。その依頼した内容、依頼をするにはいつまでどのようなるものをとらうという目標が設定されたら、それらの際にお聞かせをいただきたい。

○井上説明員 地下立地式の原子力発電所の利点でございますが、まず安全性向上への期待ということで、事故時に岩盤による放射性物質の格納効果がある。それから原子炉が地下に埋設されておるために、外部飛来物による災害の可能性が低くなるというふうな利点が期待できると思っております。それから立地条件の緩和という点でございますが、日本のような非常に狭い国土のあるいは山岳地帯が非常に多いというふうな国におきましては、立地条件の緩和あるいは立地の拡大と申したらいいかもしませんが、期待できる。こういうことでございます。原子力発電の地下埋設と安全性向上によりまして敷地面積が狭くできる可能性がある。それから建物その他構築物が外から見えないということ、美観をそこなわないで済むのではないかと。従来平地でないといふ点からいって、冷卻水が得られれば場合によれば立地が可能だ。地形上の制約が比較的少ない。それから冷卻水が十分得られれば海岸でなくとも内陸立地も可能ではないか。それから美観をそこなわないことのために、国立公園等の中でも立地が考えられるのではないかと。こういうことが考えられます。それから立地する場所によりまして送電線を非常に短くできる、あるいは送電の信頼性の向上がはかれる、あるいは人家に非常に近くできるということになりますと、地域暖房等の多目的利用が期待できる、あわせて土地の有効利用がはかれるというふうな利点があるかと思っております。

ただ問題点といったしましては、これは安全性というふうな点に関して一番検討しなくてはならないわけですが、放射性物質の地下水への漏洩だとか、あるいは浸透後の挙動というふうな点に問題がないか。それから事故時の放射性物質の格納効果が期待できると先ほど申しましたが、どういふふうな期待ができるか。それから地震に對しても岩盤が安定であるということが十分確認できるかというふうな点、それから技術上の問題点といったしましては、空洞形式の場合には良好な岩盤がなく、十分に復雑であるというふうな点がある。岩盤が十分に良好な岩盤が得られるかどうかというふうな

第一類第九号 商工委員会議録第三十七号 昭和四十九年五月二十一日

点、それから掘さく工事が非常に多いということ、発電所の面積自体は小さくなりましても経済性が低下するんじゃないかという点、それから施設を拡張する場合に、要するに何基も増設していくというような場合に拡張が非常にむずかしいんじゃないかという点、いろいろまだ検討すべき点も残っているんじゃないかというふうに考えております。

○原(茂)委員 先ほど質問してなかったのかどうか知りませんが、大体的に見通しとしては、やはり総合的に考えて日本の原子力発電の方式としてはこれに相当のウエートを置いてしかるべきだというふうな考えになるのですか。それが一つと、現在地上、平地に建設されておりますようなあいつ原子力発電と比べてコスト的には一概概算的にどうなるのでしょうか、こういう点について伺いたい。

○井上説明員 お尋ねの点でございますが、先ほど申し上げましたように、立地の制約といえますか、それを緩和できるというような点からいいますと、十分検討するに値する問題ということで内部の検討課題として現在取り上げているところでございます。

立地のやり方といたしましては、現在通常とられております平地に立地するというこのほか、この地下立地の方式、あるいはオフショア方式と申しまして、海の中につくる。これは島をつくったり、あるいは極端にいいますといかだを浮かせてその上につくるというようなフローティングの方式もあるわけですが、そのフローティングの方式等につきましても、外国ではすでに工事中あるいは発注されている発電所もあるわけですが、これも、立地の制約が多いわが国といたしましては、こういった特殊な立地の技術を開発していくという事は十分検討に値する問題だといふふうに考えております。われわれのほうでは、現在内部的に検討課題として取り上げて今後検討を続ける、こういう段階でございます。将来一応問題点の整理等が十分終わりましたら具体的に検討計

画を立てて進めたいというふうに考えております。

経済性の点につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、どんな種類の岩盤が得られるかというふうなことでかなりケース・バイ・ケースによって違ってくるというふうに考えられます。また具体的にそれそれ候補地点におきます現在の岩盤その他を調査しているわけではありますので経済計算がまだできないわけではあります。が、いろいろの調査と並行いたしまして経済的な検討を進めていきたい、かように考えております。

○原(茂)委員 次に進みます。

この法案全体の今後の開発の状況を見ていきますと、考えられる大きな問題としては、現に火力なら火力の例をとりますと、重油専焼の火力あるいは石炭専焼の火力というものがあつた。重油の危機問題以来いよいよ重油だけというわけにいかない。石炭のガス化等も考え、その施設をつくり、石炭の貯蔵の場所もつくりながらだんだん重油専焼を兼焼にしていかなければいけないという事態にすでになつてきている。いま火力の例をとらえているのですが、現在のままの火力発電だけではどうもいってよろしいか、そういう状況ではない。そういうことになりますと、どうなんでしょう、現在の火力発電所の周辺の状況、公害問題あるいは現に行なわれている増設等を見ただけでも敷地の問題がある。まあおもに敷地の問題です。その他いろいろの問題があるというときに、どうも重油だけじゃ困るというので、平たく言うなら石炭のガス化等を考えるという兼焼のための増設をするときに、現火力発電所にその兼焼をするための総合的な敷地の拡大ができる状況にあるかないか。もし御存じならどうかの例をあげていただいて、これはこれだけあるからいいようにござります、あるいは基本的には重油専焼の火力をもう兼焼にはしない、現状のままですとやっています、こういう方針であるならばぜひそれでいい、こういうとき

に、一体現在の火力発電所を兼焼にするための総合的な敷地の拡大という、敷地だけに例をとつても大きな問題として残っておりますが、現状に合わせるために一体どのような行政的な考慮をされているかをお伺いしたい。

○井上説明員 現在の電力会社の火力発電所でございますが、御承知のようにほとんど石油だけの発電所になつておまして、石炭をたける発電所というのはいわゆる少ないわけでありまして。今後石炭を多くしたいというムードにいまなつてはいるわけでございますが、石炭をよけいにかこうといたしますと、やはり公害施設その他あるいは発電所の環境に与える影響等十分考えなくてはなりませんので、いろいろの制約要因を考え、設備の状況を考えますと、大体現状よりは百万トン程度の石炭を現在の設備でたける、こんなような状況になつてはいるわけでございます。

○原(茂)委員 私の質問したこと一つずつ答えていただくようにお願いしたい。

○井上説明員 既設の発電所では、ほとんど石炭だけに改良できる余地を持ったものはございせん。

○原(茂)委員 これは大臣にお伺いしますが、私もそうだろうと思う。余力がない、貯炭場をつくる、それだけでも大問題です。公害問題がある、拡張できない。新たに重油に石炭を加えるというようなことは非常に大きな問題をはらんでいる。しかし私は、現状からいうなら、火力発電所に対しては、いま考えられているような何らかの方法か、新しい方法を考えない限り、石油だけにたよつて現在の日本の大部分の火力の施設というものだけに依存することは非常にむずかしい状況にある。いやもう石油は金さえ出せば安心なんだという状況にあるとは思えない。金さえ幾らでも出すというふうな状況でもないというふうなことを考えますと、ここに何らかの政治的な配慮がなされるべきに、しかも政治的な動きのもとにおけるわが国の電力事情を考えたときには、現在の火力

に対して特別の政治的な配慮がなされないとほんとうの意味の先取りした手当てはできないという状況にあるんじゃないかと思うのであります。そんなことも含めて先ほどいわれる公社国有化論を申し上げたわけですが、それはおくといたしまして、現在の火力発電というものに對する措置を政治的に何らかの配慮をする段階にある、こう思いますが、いかがでしょうか。

○中曾根國務大臣 したいと思つております。六月に総合エネルギー調査会の答申がござりますから、その答申を見て石炭審議会にはかつて火力の問題を前進させていきたいと思つております。

最近の情勢を見ますと、エネルギーのセキュリティーという問題から見まして、またコスト計算の問題から見まして、また日本の炭鉱労働者の現状等も見まして、石炭火力なしは石炭混焼火力という方向に国策を進めていく大きな時期が来つたように思つております。そういうラインに立ちまして、いま総合エネルギー調査会ではいろいろエネルギーバランスの問題について検討していただいております。いづれ答申が出てまいります。そういう方向に沿つた答申が出てくることを私個人としては期待しております。その結果を見まして推進していきたいと思つております。

○原(茂)委員 六月の報告の内容を見てからまた機会がありましたらお伺いをいたしますが、ぜひそのことが真剣に考えられ、取り上げられるようにこの機会にお願いをしておきたいと思つております。

それから次に、廃棄物処理の問題に移りたいのであります。たとえば原発という、福島などにいまだいろいろの意味で、廃棄物をドラムかんに入れるか、別途の格納器をつくらせて積むにしても、多少の余力はあるというふうには思つて。しかし、片方の教員ですか、教員はもう一ぱい、おそろく現在だつて満タンになつちやうな状態で、廃棄物を保存するのにも困つてはいるんじゃないかと思つて、先ほども石野委員と廃棄物の問題でいろいろとお話がありました。ありまし

たが、私は現に住民にいろんな不安を与えているこれらの問題の大きな一つとして、現に廃棄物を保存するという問題だけ考えても、例を教員と福島にとつただけでも、片方には余裕があるけれども片方はもう全然余裕がないという状況にあると思うので、これをどう処理なさろうとするのか。廃棄物はほとんど出ているわけですが、一ぱいになつてしまつたときにどうなさるのかということを含めて、この廃棄物全体をどう処理するかの基本的な方針がまだ出ない。海洋投棄をやる、アメリカのように岩盤を掘つたあとの中にみんな突っ込む、日本にはそんな場所はないというようになると、これは確かに大問題として近い将来に答えを出すべきだろと思う。出さなければ大問題だ。しかしその間、現在の廃棄物の処理というものは場所によってはもう全然余裕がない、場所によっては余裕があるという、その廃棄物の余裕のないところを一体どうなさろうとするのか。

○井上説明員 原子力発電所の放射性廃棄物の問題でございますが、廃棄物は分けたいとして三つございまして、気体と液体と固体に分かれます。

気体廃棄物は主として炉心冷却用の水に含まれるガス分でございますが、これは現実には減衰タンクとか、あるいはフィルターを通して放射性物質の濃度を十分低くした上で濃度を測定し、安全を確認して放出しております。周辺監視区域外における被曝線量は四十七年度実績では年間約二ミリ以下になっておりまして、基準の五百ミリレムは十分下回っている、こういう状況でございます。

それから液体廃棄物でございますが、液体廃棄物につきましては、蒸発濃縮器とかあるいはフィルター等の廃棄物処理設備におきまして処理されまして、処理済み液は放出せずに再使用いたします。処理設備によって処理された一部の低放射性の廃液と作業衣等の洗たく廃液等は多量の復水器冷却水にまぜまして希釈して放出いたします。この際の放出濃度は許容濃度を十分下回っていると

いうことを確認いたしました放出しております。それから、お尋ねの固体廃棄物の問題でございますが、これにつきましては主として気体及び液体廃棄物処理に使用されたフィルターとか、あるいはイオン交換樹脂等の固形分でございますが、これはドラムかんに入れましてセメント等による固化を行なうという処理を行なつたあと、発電所の敷地内の固体廃棄物置き場に保管され敷重に管理されております。これらのための保管管理のスペースにつきましては、現在使っておりますのは敷地の中のごく一部をもつて足りているわけでございますが、敷地の中で場所困るという問題は問題にならないというふうに考えております。

○原(茂)委員 その問題はまた他の委員会でも少しお伺いしなければいけませんので、譲りませう。

そこで、また本条に少し返るのですが、先ほどの公共用の施設というものを、これは金額的にいって何か限界があるのか一つです。申請があれば全部やるというわけじゃないだろと思う。限界があるのかどうか、それが一つであります。

それからもう一つは、その財源について一応書いてございますが、交付金の問題、あるいはこれは業者から千キロで八十五円だか幾らだか取らうというふうなものだけではどうも足りませぬから、財源措置をどうするか、その二つに分けてまずお聞きしたい。

○山形政府委員 整備計画でいろいろ整備計画が出るわけでございますが、これは市町村の御意見も聞いて出るわけでございますが、これは道路、港湾、その他、それぞれ関係大臣がおるわけでございます。この整備計画につきましては、関係大臣が全部これをい合わせる精査いたしまして、かつ国の一般的な事業との調整はかりましてこれをきめるわけでございます。要は、その地域全体の公共施設が調整されながら整備されていくと

いうことがポイントであろうかと思うわけでございます。それから財源の問題につきましては、現在御審議願つておりますように、電源開発促進税を電気事業者から徴収いたしまして、これをいまの各地から出ました整備計画に照らして配分をいたすわけでございます。

○原(茂)委員 ですから、やはり公共施設何何、こうあげましても、整備計画の中に盛り込んでくる要求に対して金額的な制限というものは一応出てくる、こう見ていいわけですね。

○山形政府委員 これは一応限られた財源でございますので、当然に各地から出ますものが全部これに適合するということではないわけだと思ひます。しかしながら、いま申し上げましたように、できる限りその地方の一番地についたいわけの地元の声というものが一番適切に反映するような配慮はいたしたいと考えておるわけでございます。

○原(茂)委員 そこでお伺いしたいのですが、この法案が通つたといつたしまして、来年度あるいは再来年度以降順次これが適用されていく、一番早い時期に現に計画されている四十七年度あるいは四十八年度には、一回にわたつて、三回にわたつて基本計画のつくり直しをやつて現在に至つていのですが、一体いまのお見通しでいくと、一番早い時期に電気事業者からどの程度のお金がつくあいまの基本計画です、いま発電所をつくつていこうとなつていられる基本計画が、おありになるが、その基本計画でいって、一番早い時期に幾ら、次の年には幾ら入るといふ計算がされているのですか。

○小野説明員 いま電力会社のほうで計画しております電源開発は、今年度分は、今度の交付金は継続分にも出されるようなことになつておりますので、その分が大体三千万キロワット相当分くらいあるかと思ひます。それから今年度分には新規に工事を始めようとして、電力会社の工事業量というの大体二千万キロワット分くらいあります。したがつて、その二千万キロワットというの

がいつから着工できるかどうか、またそれが地元が賛成を得られるかどうかという問題があるかと思ひますが、一応両方合わせまして約五千万キロワット分くらい今年度交付金が出るのではないかと考えております。金額では大体今回の予算で八十億くらいを見込んでおります。これは十月以降ということになっておりますので、約半年分の支出額でございます。

○原(茂)委員 まあそうなるでしょう。大体私も推定して、そんなものであるという計算をしてみたい。

先ほど第三条の問題でお伺いしたような公民館だ、病院だ、学校だ、冷凍倉庫だというふうなものに、やはり周辺地域整備という形をたいへん地方自治体のこの発電所建設に該当する地域における人々は大きな期待をされているのですが、これは金額的にいまのように見ていくとたいへん金額にありませんね。たいへん金額にありませんね。いまのような金額で公民館、病院、学校、冷凍倉庫、護岸、岸壁、堤防、これは一カ所に全部あるわけではございませんが、上下水道だ、流域下水道だ、汚水処理だ、公園だというふうなことに使おうというのたいへん大きな期待をされているのですが、金額でどう出してみたいとたいへん金額にありませんね。たいへん金額にありませんね。たいへん金額にありませんね。

○小野説明員 たとえば原子力発電所の場合ですと、百万キロワットの原子力発電所を一応建てますときに、私も私が予定しております交付金の額といひますのは、発電所が建つ市町村に大体十五億くらい、それからその周辺にやはり同額の十五億くらいではないかというふうなことを考えております。これは大体五年間くらいにわたつて支出したい、こんなふうなことを考えております。

○原(茂)委員 ですから、五年ぐらゐの間に十五億から三十億、三十億にしても年六億です。しかも、百万キロの原子力発電はいままで経過か

ら見ても今後ますます建設が困難になつていく。非常に状況というものはきびしく、そうたやすくできるものではないということになる、あなた方が持つてゐるこの基本計画を年度別にずつと見ていったところで、そんなに地方自治体が期待するよう大きな金額がいくなんという事にはならないじゃないかというふうには私に考えておられます。何か先ほど石野委員があれ玉法案だと言つたけれども、なるほどうまいことを言つたな——これはだけれど、大ぜいの人が言つてゐるのかどうか知りませんが、これはほんとうに何か打ち出されてゐるばく然たる期待に比べますと、金額的に計算をしていくと、年度別のこれが順調にいったとしてもたいした金額にはならないなということが実は考えられておられますので、いまのようなことをあえてお聞きをしたわけでありませう。

私は将来のことを考えて一つお聞きをしたいのですが、それは現在電力料金の値上げを行ないつつある。これはまあたいへんな問題で、さなきだに狂乱物にもう一度拍車をかける、とどめをさすような状況になるだろうという。公共料金が相次いで値上げをされてくる、十月までいろいろなものが値上げになる、そのはしりを電力料金でやる、たいへんなことに火つけ役をやるというふうに思うわけですが、いまお話を伺つてゐるような状況で、電気事業者からの財源でこの周辺整備法を実施していく過程で、やはり地方の要求が非常に強いというので、ついにその入つてくる財源以上にどうしても出さざるを得ない、どうしても学校も建て、公民館も建ててやらざるを得ない、予算が余分になるといったようなときには、どうでしょう、あす以後の問題なんです、従来の経過からいうと、ややもすると政府は安易に電気料金の値上げによつてそれをまかなうということにもう一度なる危険があると思つておられます。そういうことがあつてはいいけないと思つて、今後この公共用の施設がいかに各地からの要望が強かつたからといって、それにこたえるために電気事業者からの財源ではまかないきれないといった

分を必ず出すようになると思つておられます。陳情がある、請願がある、それ何があるというので、いろいろな団体の要請について応じなければいけない立場で、余分に出すようにきつとなる、この種の問題は、その余分に出したときに、余分に出したものを安易に電気料金の値上げという形で再び三たびそれをまかなおうとするようなことがあつてはたいへんだと思つておられますが、この点は、大臣からそういうことがあるかないかをお伺ひして、その決意をお伺ひして、時間が来ましたので終つたかと思つておられます。

○山形政府委員 私からちよつと申し上げたいと思つておられますが、いまの先生のお話のとおり、いろいろと各地方におきましては整備計画以外に整備をすべき問題があるかと思つておられますが、本法案におきましては、第九条によりまして、財政上、補助金運送上の優先条項的な規定もございませう。また、金融上の特別配慮ということ、地方債の特別配慮の規定も置いておるわけございまして、そういう観点から福祉施設の整備をはかるべきが本筋でございまして、そういう観点からの再度の電気料金の値上げとか、そういうことは全然考えられておらないわけでございます。

○原茂委員 大臣、そういうことで絶対に値上げはないのだというふうな、この問題からする値上げはしないというふうにお答えがあつたのです、それを確認していただきます。

○中會根國務大臣 そのとおりでございます。

○原茂委員 ありがとうございます。

○濱野委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 最初にお尋ねしたのでありますけれども、いただきました資源エネルギー庁からの「発電用施設周辺地域整備法について」という説明書の中で、二番目に「近年発電所の立地は、地元住民の反対により難航することが多く、電気の供給力は、計画を大幅に下回つておられます」とあり、これに対する資源エネルギー庁のお答えは、理由の第一として「地元住民が発電所の立地に伴う環境保全に対し不安感を持つてゐること」「第

二は、発電所が建設されても他の工場の場合と異なり雇用効果等が小さく、必ずしも地元住民の福祉向上に役立たないこと」です。こう書いてあります。そして、その対策として七番目に「発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備に必要な費用」云々、と書いて、立地問題については、公共施設を充実して、そのために交付金をやりさえすればすべて片づく、こういうふうにお説明されておるのであります。その点、どういふことですか。

○中會根國務大臣 その点は、石野委員に御説明申し上げましたが、一番大事なことは安全の確保それから環境公害問題の解決等がやはり大前提として先行すべきものであります。この法案のねらわんとおしておられるところは、いままで当然関係住民に還元すべき福利というふうな問題をややもすれば等閑に付しておつた、発電する地域の皆さんには何ら恩恵はなく、ある場合には土地を移転させられる、商売もなくなつてしまふ、ある場合には公害の飛沫を受ける、しかし電気は中央でみんな使つてしまふ、そういう不満が非常に強くあつたために、地元で還元しようという考えに立つていまままで足らざることをこれで補うという意味も非常に多いのでございませう。

○細谷委員 ちよつと、いま私は七を申し上げましたけれども、先ほどの設問に対する五番目に「今後の発電所の立地にあつては、地元住民の福祉の向上と地元経済の発展に資する発電所の建設を行なう必要が有ります。」その答えは「発電所が建設される地点の周辺地域において道路、港湾、診療所、公民館等の公共用施設を整備し、地元住民の福祉の向上と地元経済の発展を実現していくことが必要」であります。そうならば「発電所の立地が地元住民の生活を豊かにする」と、すべてこれで片づくように書いてあります。これは問題があります。そこで私は、今日立地問題というものは、公害問題もさることながら、あまりにも政府の施策というものが発電所所在住民あるいは自治体に対する冷遇からきておる、こういうことをまず指摘したいのです。

そこで、質問いたしますが、自治省いらつしやつていますね。地方税法の三百五十条に「固定資産税の税率」というのがありますね。この三百五十条の二項、三項はいつ加つたのですか。

○近藤政府委員 税の担当でございませぬので、調べましてさつそく御返事いたします。

○細谷委員 近藤審議官、税はいいで。大蔵でゆつくりやるから。この三百五十条というのは四十一一年ころにできたものなんですか。三百五十条の二項と三項というのは何をねらつておられるか御存じですか、お答えいただきたい。当時あなたは税務課長で税務におつたでせう。答えなさいよ。

○近藤政府委員 取り寄せておられますので、ちよつと御猶予いただきたいと思つておられます。

○細谷委員 官房におるから答えられないかもしらぬけれども、この三百五十条の二項、三項というのは、発電所所在市町村の固定資産税を減らす、こういう目的で設けられたんです。読んでみましようか。市町村は、百分の一・七をこえる税率で当該年度の固定資産税を課するときは、あらかじめ、文書で、その旨を自治大臣に届け出なければならぬ。ただし、その所有する固定資産に對して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の三分の二をこえる納税義務者がいない場合その他政令で定める場合は、この限りでない。一つの町村に大きな発電所が有りますと、その納税義務者が圧倒的な課税標準のウェイトを持つ、そういう場合には一・七をこえて課税をすることはまかりなりませぬよと、こういう規定なんです。発電所所在市町村をいじめるという意味でこれはつけ加えられたんです。それで、その政令というものはどういふことかといひますと、ひどいもので。読んでみましよう。政令の五十二條の十二「法第三百五十條第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。激甚災でにっちもさच्चもいなくなつた場合はけつこうであります。市町村が財政再建促進特別措置法の規定によつて財政再建計画に基づいて自治省の

許可を得て固定資産税の税率を定める場合はけつこうであります、その他の場合は一・七以上だめですと、こういうことなんですよ。通産大臣、これで発電所所在市町村の冷遇でなくて何ですか。メリット、メリットといいますが、こういう発電所に有利、所在市町村には全くメリットのない、他の市町村は二・一の制限税率までかけているのをかけさせないようにしたところにも大きな原因があるでしょう。いかがでしょう。

○中曾根國務大臣 その条文に該当するかどうかは他の条文によるか、今回は、既設の発電所等の固定資産税がそういうわけで削減されているのを解除しようと、いままでもふやしてやると、そういう条文を配慮いたしまして、既設の発電所の市町村に対する政策を打ち出してきておる次第でございます。

○細谷委員 それはあとで質問したいと思っております。いまは、三百五十条の二項、三項は、発電所所在市町村をいじめるため以外の何ものでもなかった。しかもそれが、たしか四十一年と思えますけれども、こういう条項がつけ加わったということでございます。

その次に、三百四十九条の三は、いま大臣がおっしゃったように、発電所ができませんと、最初の五年間は課税標準は三分の一なんです。固定資産評価額の三分の一しか課税できない。五年過ぎまして次の五年間は三分の二しか課税できないんです。十年目からやると一〇〇%課税できるということになっております。ところが、償却は進んでいきますからね、ちょうど五年目になりますと大体六割ぐらいになるわけです。十年しますとまた同じように三分の一ぐらいになるわけですか、常に発電所をつくりましても家屋等の固定資産については、大体まあ半分ぐらいいしか取れない。これも冷遇でしょう。いま大臣は、そういうことで今度は改めたとおっしゃいます。改めはいたしましたけれども、四十九年の一月一日現在までにでき上がっている発電所は、いままでの三分の一が三分の二になる、いままでの三分の二が六

分の五になる、それだけでですよ。依然として発電所所在市町村、しかも既設のものについては冷遇が続いておるじゃないですか。これはどうなんですか。

○近藤政府委員 先ほどの件でございますが、四十三年の改正で入っておるようでございます。それから、いま御質問の件でございますけれども、大臣からお話ございましたように、本年の税改正によりまして、地元市町村に対して固定資産税がより多く入るようという配慮で従来の三分の一を三分の二にする、あるいは三分の二を三分の五とするというような改正を行ないまして、これによりまして単年度で約六十九億ばかりの増税と申しますか、地元市町村に金がいくという形の改正を行なったわけでございます。

○細谷委員 それは通産大臣の所管じゃありませんで、自治大臣の所管であります。四十九年一月一日以降新しくできる発電所については特例措置を講じないんですよ。なぜ今日まで、四十九年一月一日まで、いままでも不当な扱いをされておられたに依然として軽減措置をつなぐんですか。それはもう既得権だからいかんともしたいというならば、公平の原則で何らかの措置をしなければいけません。おやりになる意思がありますか。

○近藤政府委員 お話のように、四十九年度から着工する分については、もちろんこれは全部課税するということになっております。過去の分につきましては、いままでもあつた軽減措置を講じておりましたのでその激変緩和というふうな趣旨も兼ねましてあつた形に落ちついたと記憶しております。

○細谷委員 これからつくるのは全く特例措置はゼロだ、いままでもさんざん特例措置をやられておつた。圧倒的な発電能力を持っているところに対しては依然として冷遇を続けるのなら、発電所建設について地元の自治体住民が協力しない重要な原因になることはあたりまえでしょう。大臣、そうじゃないですか。通産大臣いかがですか。

○中曾根國務大臣 いろいろ先生がおっしゃるよ

うな事情もあると思えますが、一面において税のバランスとか、いろんな面で自治省のほうでも苦勞なさいらっしゃるだろうと思つたのであります。ある程度時間をかけながら、漸次バランスを回復するということが適切ではないかと思つております。

○細谷委員 問題点であるということは、これから本論に入る前の前提として指摘しているわけですよ。その次に三百四十九条の四と五があるんですよ。この三百四十九条の四というのは、一つの町に、たとえば五千人未満の町村に発電所ができませんと、五億円までしか税金は取れないんですよ。発電所ができた場合に、何百億という金をかけても五千人未満の市町村ならたつた五億円しか税金対象にならないんですよ。こんなことでは発電所をつくつた町の住民が協力できないというのもありたいまです。それで少し気がねしたんでしよう。三百四十九条の五で基準財政需要額で救います。どういふことかと申すと、百分の二百、基準財政需要額の二倍までのところまでは税金を取つてもいいんです。けれども、五千人以下のこの町の人は、この救助の方法でもおそらく五億円が十億円か十五億円になるだけですよ。二百億円の発電所ができたとしても、圧倒的な九割というのとは自分のところの税金にならないんです。これは協力できないでしょう。大臣、少しは手直ししてはいるんですよ。少しは手直ししてはいるんですよ。これはめっちゃくちゃです。しかも、これは既得権じゃありませんよ。電力会社が県のほうに残りの分を納めるだけでありまして、電力会社が納める税金は変わりません。でありますから、市町村と県のほうに分けて出すだけであつて、電力会社が出す税金は償却資産の場合変わらないんですよ。こういう措置を残しておいて、そうして新しい税金を起して公共施設を充実するなんてもつてのはかだと思いませんか。お答えいただきたい。

○中曾根國務大臣 従来から関係市町村長さんの

皆さん方からはわれわれも陳情を受け、ごもつともであると考えて、固定資産税の問題は何か前進しなければならぬと強く考えておつたところでございます。しかし、地方税関係の議員さんや当局にはまたしかるべきバランスの観念というふうなものはあるのでございませうか、私にはちよつと解せないところもありますが、ともかく一歩でも二歩でも前進させるという意味では、今回はあの人たちに見えぬけれども、国政全体の斉合性という面から見まして、われわれが期待しておるとおり二歩、三歩と飛躍できなかったことは残念でございますけれども、今後とも努力してまいりたいと思つております。

○細谷委員 いまの通産大臣の答弁は、これはいまの内閣の中軸にある通産大臣ともあるものがあるが、自治省に責任を負わせるなんてけしからぬですよ。本来こういう特例を設けたことは、通産大臣、あなたの時代じゃありませんけれども、通産省が言うことをきかぬので、こういう特例になつたんですよ。自治省の責任じゃないですよ。通産大臣の中曾根さんの責任だとは申し上げておられますけれども、それにしても、内閣の中軸にある、将来あるいは内閣をつくるだろうとわかっておる人が他の人に責任を転嫁するなんてもつてはかたです。そう思ひなら、変に思うなら、直ちに直していただきたい。いかがですか。

○中曾根國務大臣 未熟にして力足らざるをうらむのみでございますが、しかし皆さま方の御協力を得て、機会を見て二歩、三歩と前進するようにしてまいりたいと思つております。

○細谷委員 自治省、きょうは財政局長は来てないけれども、通産大臣は直すというのですよ。直しますか。

○近藤政府委員 いまのお話の中で二つの問題があると思つて、一つは、大規模償却資産という関係におきまして都道府県と市町村との間の配分の問題が一つございまして、そちらは御承知のよう

に本年度の改正によりまして、若干市町村のほ

うに有利に直したということがございます。もう一つの点につきまして、本来満度までか

○細谷委員 いろいろの事情というが、通産大臣に聞くと同じ自治省が悪いのだと言ってお

○山形政府委員 これはまだ認可の水準がきまつておりませんけれども、約五百億円増加になる予定でございます。

○細谷委員 五百億円か、六百億円といわれているわけですね。自治省はどうなさるのですか。

○近藤政府委員 先ほど申しましたように、税担当の責任者をいいますので、非常に重要な問題でございますので、担当しておりません私が答えるのもいかがかと思

に下げて、その分を電源開発促進税に回せ、こういうことがあつたと仄聞してゐるのであります

○中曾根国務大臣 自民党の中にはいろいろ知恵者があり、政策マンがおりまして、電気ガス税を分離せよ、あるいはそのうち、電気税は全額電源

○中曾根国務大臣 これはしろうと考えかも知れませんが、政治的センスにおきまして、やはり電気やガスというふうなものは、空気や水みたいな

○細谷委員 電気税というものは、そういうふうに消費的のもので、国民大衆に課税されるものだから悪税である、だからやめろというわけですね

○中曾根国務大臣 そのように思います。やめたかと思つております。

○中曾根国務大臣 われわれといたしましては、法律を通したくというものを前提にして料

○細谷委員 私の聞く先のことまで答えておられる。大臣、私が聞きたいのは、あなたは、消費者

○山形政府委員 今回の電源開発促進税はキロワットアワー当たり八錢五厘でございますが、いま御審議願つております電源開発促進税の今後の運

○細谷委員 四錢二厘五毛織り込んでゐるというわけですね。全体の申請の中で、通産省からいだいた資料によりますと、各電力会社、九電力

わけですね。全体の申請の中で、通産省からいだいた資料によりますと、各電力会社、九電力

○細谷委員 電源開発促進税は総額二百億ですか。ほんとうですか、あなた、二百億つて、二百億なら二百億でいいですよ、そう受け取つて議事録にびたつと書いてお

○山形政府委員 ちょっと私、間違えて恐縮でございます。平年度ベースは三百億円でございます。ただ、

○細谷委員 念を押しますけれども、先ほどあなたは二百億のちよつと半分、百億分を今度の料金に織り込んだというのですか、これは何ですか、

○山形政府委員 平年度は三百億でございますが、今回は初年度でございます。実際の徴収の問題からいいますと、四カ月計算で四十九年度は、もし法案が通過いたしますれば、その三分の一ということで百一億という計算になるわけ

げの中には百億も繰り込んであるのでしょうか。平年度は三百億円入っているんでしょ。そうじゃありませんか。どうですか。

○山形政府委員 今回の電気料金につきまして、電気料金審議会の答申にも基づきまして一応原価計算期間を一カ年ということにいたしておられます。したがって、当面は四十九年度ということでございます。四十九年度におきましては、その促進税は百一億円分がそういうわけで、今回の申請の原価計算、査定の上原価計算上は百一億円でございまして、平年度ベースは三百億でございます。

○細谷委員 ですから、時間ももったいないんだ。あなた半分と言ったけれども、それはうそではないですか。電源開発促進税は料金の中に一〇〇%繰り込んであります、こういうふうにお答えただけです。繰り込んであります。そうして、そのことは百一億円、四カ月分しか入らぬです。来年度を見ますと十二カ月分入るわけですから、三億円入るといふことになるわけですから、電源開発促進税は一〇〇%コストの中に繰り込みました、こういうふうにお答えはつきりしてあるんですよ。

○山形政府委員 先生のおっしゃいましたとおりでございます。本年度は三分の一でございますが、その意味において全額入っておるわけでございます。ただ、原価計算期間が一年でございますので、来年度以降三百億見込むというふうなことの計算はいたしておりませんけれども、なるだけ長期にこの電気料金というものは安定すべきだと思いますが、そういう意味を含めまして先生のおっしゃるとおりでございます。

○細谷委員 大臣、いろいろやりとりいたしましたけれども、遺憾ながら電源開発促進税というものは消費者からは取らないような表面上のかけこり、キロワット時当たり八錢五厘というようになっておりますけれども、料金を通じて一〇〇%消費者に転嫁されております。これは悪税でし

う。あなたが言った悪税と同じじゃないですか。電気税と性質は一つも変わらぬでしょう。問題があります。いかがですか。

○中曾根国務大臣 電気税の場合はいわゆる消費税の性格でありまして、それでこれは一般会計に繰り込まれてしまふ。本税は電源開発という特別の目的のために特別会計を設けて設置されたものでございまして、そういう点においては若干性格は異なる目的税でございます。しかし、こういうものがダブっていることは感心しませんので、私らは電気税を廃止する方向に努力していきたいと思っております。

○細谷委員 電気税は悪税だから廃止する、かっこうが違いますけれども、姿はちょっと変えておられますけれども、もう間違いなく消費者に一〇〇%転嫁されておるものでありますから、それに全部転嫁するということになりますと、これはつじつまが合わないですよ。賢明な通産大臣の御答弁と聞かえませんが、実質、同じ性格、それを国の目的税として取り出す。目的税であるからには、納入する住民が直接に利益を受けるというの目的税でございます。ところが、税の議論はいたしませんけれども、この場合は全国の消費者から取り上げておいて、そうして特定の電源開発の立地地点に配るわけでありまして、税体系を乱すということがいえます。しかしそれはきょうはもう議論いたしません。こんな目的税はありませぬ。ありませんけれども、同じような性格のものを、電気ガス税は廃止して、全く同じ性格の消費者にすりかえておる課税である電源開発促進税はまさしく悪税の最たるものだ、そういうふうにお申し上げなければならぬじゃないですか。いかがですか。

○中曾根国務大臣 確かに税の専門家から見られますと、そういう御指摘なさるような一面もなきにしもあらずでございますが、しかしまた一面において電力不足という状態を考へてみますと、国民全般に電力の安定供給を確保するために電源を確保しなければならぬ。そういう大目的のため

に国民の皆さんに御協力を願って、そして将来ともに安定供給を保障する措置を講じておくというこの目的を御理解いただいて、あまりりっぱな税とは私申しませんが、これはやむを得ず御協力いただいてお願いしたいと思ふものでござい

ます。

○細谷委員 大臣、私は税の専門家でも何でもありません。ところが税の専門家から言われると、どうだろうなんて言つてすりかえちゃ困るんですよ。私は税の常識論、原則論から申し上げているのであって、こういう誤った目的税なり、そして電気税は悪税だから今度のやつも悪税に近いけれどもと言つても、同じ内容でありますから、この種の税はやはりやるべきじゃない。私は先ほど申し上げましたように、電源の立地地点というのはいままできわめて冷遇されたわけでありまして、それに対して冷遇されないように電源開発をやつて、発生した電気は全部消費地に送つてしまつて、何もメリットがない、残るものは公害だけだ、こういうふうな今日の税のあり方あるいは国の政治姿勢、こういうものから改めるべきです。発電所の固定資産税の一、四というものが基準であつて、制限税率は二、一でありますから、発電所所在市町村にだけ特別な条項をやつて、税の自治権というものを侵害する必要はないですよ。この姿勢から改めなければ周辺整備は全くその根底がはかないものだ、間違つて、こういうふうにお申し上げざるを得ません。どうですか。

○中曾根国務大臣 とにかく電源開発ということ是非常に重要な段階になつてまいりました。これは国民の御協力で推進する以外には推進できないのであります。いろいろ精神的な御協力も大事ですけれども、物質的な御協力もまたその一つとしてわれわれは考へてみたわけでございます。そういう意味で、電気税の場合は消費税として取らなければならない、ほかの一般会計やその他消化されてしまふ。しかし、この税金の場合は電源開発、電力の供給安定、そういうようなことが出

て、電気に関係しては、いづれ時間を経て還元してくるともございまして。そういう意味においては、何と申しても、悪質性というものは少し減殺されるんじゃないか、その還元力というものが多少ある、そういう点でぜひとも国民の皆さんの御理解をいただいて、いま目の大事である電源の開発について御協力願ひたいと政府としてはお願い申し上げるものでございまして。

○細谷委員 いまの通産大臣のことばの中にちょっと聞き捨てならぬことがあるのです。一般財源としての税収というものは取られつきり、目的税ならば返ってくる、こういう議論では困るのです。それなら国税も同じでしょう。十数兆円を国民が納めております。いまの電気税にいたしましても、地方公共団体には四十九年度で千五百億円入るのです。一般財源です。それを地方公共団体の税として住民の福祉に還元されておるわけですよ。取られつきりな損のしつぱなしなんということばは、これは改めたいだかぬと、一國の大臣としての認識不足が疑われますね。いかがですか。

○中曾根国務大臣 取られつきりという表現は雑な表現でありまして恐縮でございます。これは取り消させていただきますが、私が言わんとしたところは、電気税の場合には、それが徴収されて都会やそのほか相使われてしまつておる、しかし今度の場合には、国民から御協力をいただいて、御協力をいただいたともである電気についてこれが安定供給の方向に使われる、そういう意味においてよりファミリーな性格を持つておる、そういうことを申し上げられると思ひます。

○細谷委員 この問題はあくまで具体的にやりまふけれども、これ以上はもう、大臣どうも税についてあまりにも認識不足のようでありまして、ひとつ国税はむろんのこと、地方税のことも少し関心を持っていただきたい。

次に、具体的にこの法案の内容に入つていくわけでありまふけれども、大臣、前回の七十一国会に出された法律案と、それから新しく手直しをし

て出された法律案の中で第二条「この法律において「発電用施設」とは、火力発電施設又は原子力発電施設で政令で定める」というのが旧条文の書き方ですよ。新しい条文になりますと「原子力発電」というのがトピックに出てきているわけですよ。何か理由がありますか。

○山形政府委員 特別な理由があるわけではございません。火力、水力ということを変えたこと、特別に逆転しまして原子力を重視した、そういうような意味はございません。

○細谷委員 まあそうおっしゃるでしょうけれども、先ほど来いろいろ議論されておったように、しかも最近稲葉私案とかいろいろ出てきておりまして、そうしてこれからのエネルギーの中心というの原子力だ、こういうようなムードがある中において、先ほど来お二人の委員の質問を通じて明らかなのは、単に従来の法案では「火力発電施設又は原子力発電施設」となっておったのを今度は「原子力発電施設、火力発電施設又は水力発電施設」となっている。水力が加わったことはけっこうでありますけれども、原子力をトピックに出した。ウエートからいって、トピックに出るあれじゃないでしょう、電力のいまのウエートからいっても、これは何かやはり意識的なものがある。大臣、そうじゃないですか。あつさりおっしゃったほうがいいですよ。

○中曾根国務大臣 別に他意はございません。

○細谷委員 まあ別に他意ないと言われども、私はやはり十分意識的にこの文が書き変えられておる、こういうことを指摘しておきたいと思っております。

そこでひとつお尋ねしたいんでありますけれども、一体全体この周辺整備によりまして交付金の対象になる発電施設というのは、全体の発電施設、発電能力、そういうものに対してどの程度になりますか。四十九年度は全発電施設に対してどのくらいになるか、年次別にひとつお答えいただきたい。

○小野説明員 今度の交付金の対象となりますので、新しくつくる発電所でございますので、新しく建設しようとする発電所の正確な数字はちょっと私わかりませんが、九〇%以上が対象になると思っております。対象からはずれずには小さな発電所だけでございます。

私がお聞きしているのは、既設の発電所は対象にならないわけでしょう。それに新しいものが加わるわけですね。これはまだ稼働しておりませんよ。しかし、その発電容量というのはきまつてくるわけだ、五十万とか百万とか。そういうもので全体として何%ぐらい対象になっていくのか、それを聞いていますよ。これから新規に着手するもの、あるいは現に着手するもので、それが完成した場合には、現在のたとえは能力というのが八千万キロワットあったとしますと、そのうちのどのくらいがこういう対象になってくるのか、これを聞いています。言ってみますと、ここでわからないならば、年次別にこれから六十年くらいまでどういう対象になるかという表をあとでいただければいいですか。

○山形政府委員 まことに恐縮でございますが、いま手元に数字がございませんので、御趣旨のことを調査いたしましたして書面を出したいと思っております。

○細谷委員 私は、この電調審の計画決定あるいは最近発表された稲葉私案のケーススリー、こういうものに基づいて一体全体それが完成した時に全体の中でそういう促進交付金、立地交付金をもらうものはどのくらいかといえますと、大体において一割から二割の間です。そうして期限が来ると落ちていくわけですから、一割から二割、残りの日本のエネルギー、電気エネルギーを持つておる八割か九割というのはこういう恩恵にあずからないんですよ、既設のものは既設のものからできる電気と新設のものからできる電気は、住民にとっては変わらないでしょう。名札をつけているわけじゃないでしょう。ここにも不公平拡大の大きな問題がある。しかし委員長、時間がありますから、ここには資料を持っておらぬという

のですから、年次別に、全体の発電容量に対してどのくらいのウエートでこういう交付金がもらえるようになっていくか、ひとつその表を出していただきたいと思いますが、委員長、よろしゅうございましょうか。

○濱野委員長 出してください。

○山形政府委員 先ほども答弁しましたように、提出をいたしたいと思っております。

○細谷委員 それではそういうことをお願いいたします。

次に、地点の指定の問題について質問いたすわけでありませうけれども、この第三条の第一項一号は、発電用施設の設置に関する計画が確定である、でありますから、発電所所在市町村というところで、それから一項二号は、これは工業再配置促進法に基づく移転促進地域あるいは受け入れ地域あるいは白地、こういうことになるわけでありませう。それから三番目は周辺ということでありませう。特に周辺ではいろいろ問題がありませう。この辺を具体的に簡明にお答えいただきたいと思っております。

○山形政府委員 周辺地域がどういう範囲に相なるかということでございますが、原子力施設及び火力発電施設につきましては、その施設の設置予定地点が属します当該市町村は当然でございますが、その当該市町村に行政区画上隣接しております市町村までを含む予定でございます。

ただ水力発電施設につきましては、これは水域の関係等もございまして、相当幅広く、しかもパランスがとれますので、隣接ということもございませんで、その水域が関係します当該市町村のみをいま予定しておるわけでございます。

なお、隣接ということば、法律的にはその行政区画と行政区画の間には他の行政区画が介在しないという意味で隣接という、くっついておるといふかっこうで考えておるわけでございます。

○細谷委員 そういたしますと、いわゆる境界線というところで、所在市町村と境界を接しておるところはよろしい、こういうことですね。周辺

市町村というのはそれだけでいいんですか。海はどうなりますか。それから対岸、たとえば川崎の対岸である木更津、こういうような場合はどうなりますか。これは海を通じて境界を接しているという理解するのですか。

○小野説明員 海につきましても一応行政区画があるというふうな解釈されております。したがって、海で境を接している場合にも、これは隣接ということに読むことにしております。

○細谷委員 これはこの程度にいたしまして、その次に移りたいと思っております。

お尋ねいたしますが、旧条文の第六条の問題でありますけれども、これはどうして今度削除したのですか。発電用施設を設置する者は、整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように協力しなければならぬ」と書いてあります。旧条文でありますと「整備計画に基づく事業はその事業に係る経費の全部又は一部を地方公共団体が負担するものについては、当該地方公共団体は、発電用施設を設置する者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をその者に負担させることができる。」主務大臣は、前項の規定による経費の負担に、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができると。この重要な二項、三項はなくなっております。なぜでしょうか。

○山形政府委員 今回整備計画に基づきます事業に対します助成措置として、交付金の交付の規定を設けたわけでございますが、発電用施設を設置する者がこの交付金の納付をいたすわけでございます。今回このような交付金の規定を設けましたことによりまして、地方公共団体の行ないます公共用施設の整備事業に対する助成が、その額と現実性において従来に比ばまして非常にはつきりと明確なものに相なるということになったわけでございます。

なお、このような旧条文にありましたような電気事業者の負担金の規定を削除したからといって、当然のごときでございますけれども、電気会

社が負担すべき補償事業とか工事用の道路の建設とかは、従来どおり電力会社が負担すべきであります。これは当然のことでございます。今回の法文の整理上交付金の規定の条文を置きましたことに関連して修正をいたしましたわけでございます。

○細谷委員 補償金などは出すのはあたりまえです。何も関係ないでしょう。補償金など電力会社が出すことは、原因者負担でこれはあたりまえです。二項、三項を削ったということは、これでもまだ第六条で電力会社に話ができるのだ、こうおっしゃるかもしれませんけれども、二項、三項がないということは、電力会社はたいへんな免責です。

そこでお尋ねいたしますが、一休全体国民の税金、血税である国の補助金等をもらってやる公共事業と名のつくものが、半島の突先に発電所ができた、道も何もなし、そこに道をつくる、そういう場合に補助金を出すということは、公共事業として妥当ですか。私はかつて私の住んでおる海の埋め立て地、炭鉱でありますから、そこに会社が空気の抜け穴をつくった。ずっと海を干拓したわけでありまして、道路はありませんでした。その道路を公共事業でつくったんです。会計検査院からこっぴどくやられた。そういう一企業のための専用の道路を公共事業にするとは何事かというので、補助金の返還命令があったんです。そういう場合に、この整備計画の公共事業として大採用できるのですか、できないのですか。これは建設省あたりの関係もあるでしょうけれども、あるいは運輸省の港とも関係があるでしょうけれども、これをひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○山形政府委員 いまの先生の設例でございますが、みさきの突端のところに発電所をつくる、そこには全然道路がない、こういう場合の道路は公共事業に絶対にならないと私は思ひます。これはいわゆる工事用道路でございますので、それは建設者の自己負担でやるのが筋であり、これを整備計画の対象の中に入れて交付金なり補助金の対象

にするようなことはおかしいと思ひます。

○細谷委員 そういふものは公共事業として採用しない、はつきりしてありますね。それではお尋ねいたしますけれども、いままで電力会社が島の突先等に発電所をつくるために所在町村、所在都道府県、所在県ですね、県が公共事業をやりました、そういうものの裏負担という名目で各自自治体に電力会社が寄付をしてあります。たとえば若狭湾一体の関西電力の原子力発電でありますけれども、その関西電力が各自自治体に寄付しておる額はどのくらいなのかおわかりでしょうか。私はある町に行つて予算書を見ました。ちゃんとその寄付採納というのがあるので、二億五千万。どこから来たかという、これは電力会社でございます。何に使うのです、裏負担や単独事業の経費でございます、こういうふう

に答えておりました。どういふことなんだいと言つたら、いややはり発電所に行く道路がありませんからその道路を整備するので、その裏負担も入っております、こう言つております。これはどうなんでしょうか。

○山形政府委員 先ほどの設例のとおり、みさきの突端につくるような場合、これはほかの省の関係もございまして、これが公共事業になつてゐるという例は聞いておらないわけでございます。電力会社から従来発電所の建設に伴ひまして地元へ寄付金とか協力金というふうなことがいろいろと行なつておることは聞いておるわけでございますけれども、詳細は私はずりここにつかんでおるわけではございません。ただ、主として地元住民の意向に沿つて、いろいろとお話を伺ひまして可能な限り地域開発に役立たせるといふ観点から、道路の舗装、環境の監視などの地域開発計画につきまして協力を行なつておるやに聞いております。その額は、いまちょっと先生のお話にもございましたように一地点、これは平均でございますが二、三億程度ではないかと聞いておるわけでございます。いまお話に出ました関西電力に聞きましたところによりまして、原子力発電所の

立地に際しまして、道路の舗装、環境監視装置の設置、公民館の建設、防犯灯の設置等のため大体二、三億程度、いわゆる協力をいたしておるといふお話でございます。

○細谷委員 私もせんだつて見に行つた。去年の秋深く、もう紅葉が済んだころ、町の中心から島に移るのに、ずっと湾がありますからだいぶ距離は遠いのです。そこに大きな橋をかけました。橋は会社がやつてゐるのです。橋から半島の山のところに道をつくるのは、これは公共事業でやつてゐるのです。橋は全部電力会社が持ちました。それから橋をつくつて発電所までの道路の整備は間違いなく公共事業でやつてゐるのです。こういうことでありますから、整備計画といつても何が一体会社のものであつて何が一体公共事業なのか、これはなかなか問題があります。

私はお尋ねしたいのでありますが、旧条文の二項、三項がなくなつたのでありますから、これはもう訓示規定といへば訓示規定かもしれまけんけれども、第六条は新条文では第一項しか残つておらぬわけでありまして、まさしく形骸化してゐると思つてあります。そうなつてまいりまして、いままで裏負担分として二億とか三億、電力会社から自治体に寄付しておつた金というのは入らなくなる。それはひとつ交付金でやつてくださる、電力会社は二重のもうけじゃないですか。そうなりませんか。いかがですか。

○山形政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、交付金の規定を設けましたことで、これは電気事業者が納付するわけでございます。旧条文にございまして一部の経費の負担といふものは、その当時は、旧条文によりまして補助金の補助率のかさ上げ等が法律の一つのたてまえでございまして、電力会社が当然に負担いたします。コストに入ります要素を法律上明確にいたしましたわけでございますが、今回は交付金の規定もございまして、これははずしたわけでございます。しかしながら、先ほど来出ておりましたように、

電力会社というのはその地方におきます代表的な企業でございます。かつ大きな施設をつくる行為をいたすわけでございまして、当然のことながら自分の工事に関係することにとどまらず、適正なる防犯灯の設置等の地元との協力関係といふものは今後とも当然に行なうべきであらうかと考へるわけでございます。その線に沿ひまして行政の運営をはかつてまいりたいと思つてござい

○細谷委員 大臣いかがですか。この第六条の二項、三項を除いたということは、電力会社にとつてはまことに都合であります。いづれにしても協議するわけでありまして、場合によっては通産大臣があつせんをするわけでありまして、強制義務規定じゃないわけでありまして、これを削除する必要はないでしょう。大臣いかがですか。これはそうでない、いよいよ交付金を国民大衆、消費者から取つて、そして電力会社に二重三重のメリットを与えてゐるのがこの法律だといふ誤解が生まれますよ、いかがですか。

○中曾根国務大臣 今回は交付金という制度を新しく設置いたしました、それでその前提としては整備計画というものがあつて、それが住民のためになるといふふうに確証を得て初めて整備計画は実施される、そういう関係になつて、非常にオフィシャルな性格を持つてきてゐるのであつて、きちんと折り目筋目を正したといふことが言えると思ひます。それで寄付金というふうな場合はややもするとルーズで恣意的な性格があつて、そういう面から見まして、私は交付金というふうな折り目筋目を正したやり方でやるほうが筋としてはいいんじゃないか。ただし、電力会社も地域の会社でございますから、地域の住民や市町村と融和していくということが大事であつて、その辺は、地域の要望に応じて妥協と思つて、その協力はやはり条文の有無にかかわらず必要がある、そういう意味もありまして第六条の中に追加した。念のために入れたようなところがあ

るわけで、協力的規定というものは。そういうようなことで地域との調和、融和ということも若干考慮しておりますけれども、整備計画というようなことに関するようなものにつきましてはやはりきちんとしておく、そういうことが大事ではないかと思っております。

○細谷委員 第六条、旧条文はきちんとしておられぬ、今度は交付金をやるからきちんとしたんだ。整備計画に基づく事業で、全部または一部を地方公共団体が負担する場合には、協議によってその一部を原因者に負担させてもよろしいという協力規定ですから、わざわざこれを削除するという必要はないかと思っております。この問題は、実はこれから質問します私の質問の中心である第七條に關係があるわけですね。

そこで、第七條について御質問に入るわけですね。まず第七條の二項、三項はどうか、三項で別表がついておられますけれども、この別表については、昨年この法案を出す際にどの程度の国の一般会計からの財政支出を見込んでおられたのか、これをお聞かせいただきたいと思っております。

○山形政府委員 旧条文といいますが、旧条文の場合には、いま先生もお話のとおりでございますが、国が補助率のかさ上げを行ない、また一般会計からの補助金の交付をするというふうなことであったわけでございます。したがって、旧条文の七条は、見出しも「国の負担又は補助の割合の特例等」ということに相なっておったわけでございます。今回、新条文におきましては、これを全部「交付金」ということに統一いたしました。先ほど大臣のお話にもございましたように、これを明確に整備計画に基づいて交付をするというようにいたしましたわけでございますので、その関係で、七条の旧二項、三項は補助金からんだ条文でございますので、それを整理いたしましたというところでございます。

なお、その旧条文の時代の補助率のかさ上げ、

それからその他施設につきまして一般会計からの補助ということでございますが、当時といたしましては、一般会計予算要求といたしまして、発電用施設周辺地域整備促進費補助金といたしまして六億五千万円を当初要求いたしておったわけでございます。

○細谷委員 別表に漁港法、港湾法、道路法、都市公園法、水道法とあるわけですが、たった六億五千万円。それは初年度ですか、平年度ですか。○山形政府委員 先ほど申し上げましたように、二つの問題がございます。いま先生のお話の道路とか港湾とかいうのは、ちょっと補助率のかさ上げの率を忘れておりました。恐縮でございますが、これは一般的な補助率のかさ上げでございます。いま私が申し上げました六億五千万円というのは、その他の、たとえば公民館の建設のための一般会計からの補助金というふうなものに即応いたします。分が六億五千万円であったわけでございます。

○細谷委員 出たり入ったりせぬで、私が聞いておるのは別表の五つについてどのくらいの補助金を予定しておったのか、それを初年度、平年度についてお答えいただきたい。いまは別表以外のものについて一年間に六億五千万円見込んでおったというのでしょ。出たり入ったりせぬでいいですよ、一べんに答えてもらえ。

○山形政府委員 別表の「事業の区分」でございますが、これは漁港法、港湾法、道路法、都市公園法、水道法とあるわけでございます。これがそれぞれ補助率のかさ上げが当時予定されておったわけでございますが、これは全体の公共事業といえますか、それぞれの各省の大きな中の問題でございます。いま先生、このそれぞれが何億であるかというふうなことは、積算が当時もなかつたわけでございます。当然に目的に適合した行為につきましては、それぞれ各省各つかさつかさでそれを法律の規定に基づいてかさ上げする、こういうことであったわけでございます。したがって、平年度であるかどうかということにつきましても、それはその補助率のかさ上げを行なうということをし

きめただけでございまして、金額がはっきりいたしておりません。年度の最初からか、途中から実施されるか、それに基づきましてそれぞれさういふかさ上げを行なうということであつたわけでございます。

○細谷委員 冗談じゃないですよ、あなた。こういう重要な法案を出して、そうして別表まで設けて、五つの事業について指定して、その補助率まできめておいて、そうして主管省である通産省の担当者が、各省の予算でありますから、漁港は農林省でございまして、港湾は運輸省でございまして、道路は建設省でございまして、都市公園は建設省でございまして、水道は厚生省でございまして、私は存じません。こんなばかなことはありませんよ。冗談じゃありませんよ。これを推進するにあたってどの程度の予算を要求したのか、これをばっきりしていただかなければ、そんな無責任な法案の提案じゃ困りますよ。審議できませんよ。

○山形政府委員 従来この補助率のかさ上げを行ないます場合の取り扱いでございますが、これは財政当局が中心になりました。関係省とも打ち合わせいたしました。その自主的なるあり方でございますが、対処のしかたを自主的にきめるわけでございます。その金額が具体的に幾らであるかというところは、従来慣例からいいますと積算を行なわないで行なうというのが従来慣例であるわけでございます。

○細谷委員 そんなばかなことはありませんよ。それはあなた、かさ上げかさ上げと言わなければならない。これははつきり補助率の特例なんですよ。たとえば産炭地域振興等における場合には、地域開発方式による補助率のかさ上げが行なわれていくという方式をとっておりますけれども、これは補助率の特例でありますから「以内」と書いてありますように、びしゃつとしております。この金額がどのくらいあるかわからぬで法案を審議しろなんて、そんなばかなことはありませんよ。それで、私はあなたのはうの人に一応聞きまし

たら、大体六十五億円ぐらいだったろうって言うんですよ。これはどうですか。○小野説明員 先生の御指摘の六十五億というのは、従来私どものほうでは道路等について具体的に整備計画ができた段階ではある程度金額はつかめるところまでいきましたけれども、まだ整備計画作成のところまでいっていません。先生おっしゃった数字はつかんでおりません。先生おっしゃった数字というのは、ちょっとはつきりわからないのですが、先ほど長官のほうからお答えいたしました公民館ですとか、診療所とか何かに出す補助金の六億五千万、これの十年分といったような数字ではないかというふうに思っています。

○細谷委員 私が聞きましてところが、きちんとした数字でありませぬけれども、こういうことだつたのじゃないか、こういうふうなお答えでありましたから、この数字を私は深く追及するつもりはありません。けれども、租税法定主義である問題については、法律が通らぬのに法律が通るだらうという形できめてしまつて、租税法定主義を無視してやっておきなごらぬ、こういう法律を出すなら予算の裏づけがあるわけでしょう。その場合に、補助率の特例によつてこの五つの事業について四十八年度、九年度、どのくらいになるのか、そのくらいの概算がなければどうにもなりませんよ。予算要求もしたのではありません。どうなんですか。あなた、とほけるのにもほどがあるよ。要求したはずですよ。予算要求しないでこんな法律案を出しているはずはないわけだから。お答えできませんか。

○小野説明員 予算要求いたしましたのは、先ほどの病院等に対する補助金の六億五千万円だけでございます。その他の道路等につきましては、それぞれ事業所管省のほうにはお願いしてございまして、予算要求という形では要求しておりません。○細谷委員 それは去年の法律で新しい法律には書いてないのだから、きれいに忘れ去つたのでし

よう。だから善意に解釈して次に進みます。

そこでお尋ねしたいのですけれども、一体第七条の交付金というのはどういうふうなきめるのですか。エネルギー庁から出たこの資料によりますと、水力発電所についてはキロワット当たり百二十円、五年間。火力発電所第一種地域については三百円、第二種地域については二百円、三年間。原子力発電所については三百円、五年間。原子力発電所連原子力施設三百円、五年間。これはどういふ根拠ですか。どうしてこれは差がついているのですか。火力発電所の第一種地域、第二種地域についてはわかりませんが、おそらく交付期間というものが、このくらい建設期間がかかるというその期間でしょう。どうしてこう差をつけたのですか。キロワットとかキロワット時というのは、電気に変わりはしないのですよ。これが原子力発電所の電気でございまして、これは水力発電所のキロワットアワーでございまして、こうなると電気の区別はないのですよ。どうしてこんな差をつけたのですか。エネルギーにしたら同じでしょう。

○小野説明員 たいだいまの計算につきましましては、たとえ同じ百万キロワットでございまして、原子力発電所の場合ですと一年間たんに運転しているわけでございまして、それから、水力のうち、特に揚水発電所のような場合には稼働率が非常に低いということで、発生する電力量が非常に少ないわけでございまして、したがって、同じ百万キロワットの設備能力でありましても、そこでつくられる電気の量がかなり違うといったようなことと、そういう年間稼働率といったような問題ですとか、それから各地域でどの程度きざらわられていると、いまいしよか、電源立地が非常に困難であったその度合いですとか、そういうようなものを勘案してきめたわけでございまして。

○細谷委員 水力発電百二十円、火力発電の第一種地域というのは過疎地域、第二種地域というのはその他の地域、そして追い出し地域にはやらないのですか、はつきりしていただきたい。追い出し地域はどうなんですか。

○山形政府委員 追い出し地域には当然のことながらありません。

○細谷委員 「原子力発電所連原子力施設三百円（ただし、原則として同等の建設費を要する軽水型原子炉の電気出力に換算して算定）」これはどうやるのですか。御説明いただきたい。

○小野説明員 これはたとえば動燃事業団が現在実験用の原子炉等を開発しておりますが、こういう実験用の原子炉等は、発電出力が非常に低いわけでございますが、建設費は非常に高い金額になっております。したがって、そういうふうな発電所等につきましては、実際の出力ではなくて、その建設単価といったようなもの、それと同じ金額で商業用の炉が建設をされたとすれば、このぐらゐの出力の原子炉ができたであろうといったような原子炉の出力に応じて金を出す、こういうこととございまして。

○細谷委員 さらにお尋ねいたしますが、いまの単価でキロワット当たりで計算をしまして、その次に、それぞれの施設の完成時における固定資産税の四分の一、「①所在市町村の（基準財政需要額×二・二一基準財政収入額）の三分の一」、これ少ないほうを頭打ちの額とする。これはどういうことですか。

○小野説明員 この頭打ちの額につきましましては、市町村に対して非常に多額の金額がいくというところとは、その地方にとりまして財政上混乱を来たすのではないかと、いふふうなことで、ちょうど固定資産税の場合でございまして、そういうふうな考えから固定資産税に対して頭打ちがつくられておられるわけでございまして、先生先ほど御指摘になつておられましたように、課税権が市町村から都道府県の方に移るといったような大規模償却資産の特例措置などが講ぜられているわけでございまして、私も考えておりますのは、今度の交付金が終わりましたからあとでは固定資産税にそのまま引き継ぎたいというふうな考えております。したがって、固定資産税に引き継ぐときに、その市町村に入るであろう固定資産税の額、それ

をもつて頭打ちとすればちょうどその交付金から固定資産税への移行がスムーズに行くのではないかと、こんなふうな考えをたわけてございまして。

○細谷委員 何を言っているかわからない。五年過ぎて固定資産税をもらえるから、だから四分の一だ、それは何ですか。その次に②のところ、

「所在市町村の（基準財政需要額×二・二一基準財政収入額）の三分の一」、これは何ですか。そんな説明では納得できませんよ。自治省説明できま

か。

○近藤政府委員 これはおそらく交付税は御承知のように市町村段階におきましては七五〇方式をとっておりますので、税金がかけられる段階になりますと、この発電所からの税がまるまる入るわけでございます。その間もそれだけの額を保障するということになりまして、交付税のいわゆる遊び分と申しますか、二五〇相当額、四分の一でございます。それを限度として加算するという形をとらうというのではないかと、いふことと、

○細谷委員 通産省どういふことですか。自治省は、ないかと思ひます。こんな公式の場でないかと思ひます。では進めなさい。どういふことなんですか。いま自治省が言ったことではないですか。

○小野説明員 たいだいまのとおりでございます。

○細谷委員 たいだいまのとおりなら、自治省の助けを得ぬですぐ答えたらいいじゃないの。そういうことになると、おっしゃる通りに五年間して発電所が稼働してきまして、固定資産税が入ってまいります。固定資産税が十億入ったといたしますと、そのうちの七五〇というものは基準財政収入額として見られるわけですから、交付税の対象になるのは二五〇だけでしょう。その次、所在市町村の基準財政需要額かける二・二というものは、さっきの三百四十九条の四と五の規定だ。百分の二十というものでこれは頭打ちだ。それ以上は県が取りましますとやっつたんだ。その二・二をかけた基準財政収入額を引いているのでしよう。交付税そのものじゃないですか。地方交付税そのものの性格を取り入れてあるのですよ。それで頭打ちさ

しているのです。交付税以上はやりませんよ、そこで頭打ちしますよ、こう言っているのです。それでしよう。ここでははつきり言いなさいよ。

○小野説明員 先生のおっしゃっているのとおりでございます。

○細谷委員 交付税の性格は、発電所周辺が発電所建設のときからいろいろな金が必要なので、交付税のつとめて二五〇を補償するということでございまして、ということはいま確認されました。そうだといたしますと、新聞等によりまして、こう書いてある。この「交付金を受ける市町村は整備計画を策定しなければならぬが、対象となる事業は国の補助金がつかない市町村単独の保育所、廃棄物処理施設」その他単独事業だけしかこの交付金は使つちやなりませんよというのですよ。それでしよう。国の補助金がつく、補助金のやつはこの交付金を使つちやならぬですよ、こういうことと、この新聞は読売の一月十八日の記事ですが、エジプト時代とは申しませんが、こういうことと、古い話が出ておるのです。こういうことと、

○小野説明員 いま先生おっしゃいましたように、補助裏には使えないようにしたいと思つております。

○細谷委員 自治省にお尋ねいたしますが、四十九年度の地方財政計画の中で、電源開発促進対策交付金九十一億と出ております。これはひもつきですか。単独事業しか使えない、基本整備計画に基づく補助裏については使えない、こういうこととですか。それならば、この地方財政計画でもつとはつきりしておいていただきたい。

○近藤政府委員 この交付金の使途につきましましては、今後政令あるいは交付要綱によつて固まってくるんだと思ひます。われわれといたしましては、この交付金の性格からいたしまして地方団体が弾力的に使えるようにしたい、そういう基本線を持っております。そういう線で今後通産省あるいは大蔵当局とも折衝してまいりたいと思つております。

○細谷委員 大臣、通産省と自治省は違うのですよ。一方は補助費に使えない制限された財源であります。一方は自主財源だ、交付税的なものに乗りかかっているのですから、その間の財政需要に対応する意味において周辺整備の交付金をやるのだから、これはやはり自主的財源、交付税的な性格を持たせる、こういう意見で対立しております。どっちですか、大臣。

○山形政府委員 通産省といたしましては、今回のこの交付金は、発電所等の設置の促進に資しますため、本法で交付されるものでございます。各個別事業の施設別に負担または補助をしておりますが、国庫補助の体系とは別個の助成措置だと考えておりますので、一応補助費には使わないでこれを運営しているほうが妥当ではないかと考えておるわけでございます。

○細谷委員 補助金の特例、補助率の特例は、従来あったのは切った切っておいて、別表であったものは切っておいて、そして今度は、交付金はやりませうけれどもこれは単独事業で補助費には使えませんが……過疎地の町村で、公共事業をどんどんやらせて、その裏負担ができませんか。しかも、先ほど私が確認したように、交付税の基本的性格にのっとって頭打ちまでさせているでしよう。それなのにこれが補助費には使えない、使途が制限されています、そんなばかげたことありませんよ。大臣、どうですか、これは。それはもう部下がそうおっしゃっていますけれども、補助率の特例もぶった切っておいて、そしてわざかに九十一億円を配るのに、これはひもつきでございませうと、補助事業のほうは幾らうんとあってもあなたのほうでひとつ別に金をつくり上げない、こんなことでこれは促進できませんか。周辺整備ができますか。地方財政は今日そんな甘いものじゃありません。大臣、これはあなたの部下、思い直していただきたい。いかがです。

○中曾根国務大臣 こういう特別の法律をつくった趣旨からいたしますと、やはり本法の目的である電源開発促進に合うように使っていたらいいと

いうことが本旨であろうとは思いますが。しかし、市町村にはまた市町村のいろいろな都合もあるでしょうから、その辺は財政当局ともよく相談をして、調整するように検討してみます。

○細谷委員 それはここでやりますか。当初行なうのは、これはもう補助事業へ重点が置かれる、これはあたりまえです。こういうことでは、これはどうにもならぬです。ですから、大臣は、かなり前向き——いま自治省ははつきり、地方財政の現状から、これにひもをつければ困る、こういうことを言っているわけですが、何か聞きます、大臣は、補助金の裏金としてはだめだ、こういうことを言っているそうであるが、これはきょうおいでいただいていますけれども、あす詳しくやりませう。しかし、交付税的な手法をとりながら、それで頭打ちさせておきながら、二五%あるいは三分の一というの——三分の一というのを具体的にいいますと七十五分の二十五というところで、基準財政収入額に織り込まれる七五、織り込まれない二五、七十五分の二十五というの、二・二マイナスの基準財政収入額の三分の一というの、三分の一というのではなくて、七十五分の二十五なんです。そういう基本性格からいって、これはもう裏負担はまかりならぬ、こういうことではいかぬので、それはやはり周辺整備ができるように、市町村はむだづかいするわけではありませぬから、合理的にこの金を生かしていただく、重点的に生かしていく、こういう必要があると私は確信します。大臣は、そういう点で、前向きにやるというのであります、通産大臣、大蔵大臣の一言で参っちゃだめですよ。あなたはそういうことにはないと思うのだけれども、せつかくやるのならば、やはり市町村が福祉に貢献できるように金を使わせる。その金は整備計画全体で明らかになつてくるわけで、めっちゃくちゃに使うわけじゃないのですから、アトラダムに使うわけじゃありませんから、これはひとつ大臣、もう一度その線で実現するように努力する、そうします

と云っていただければいいわけです。いかがです。

○中曾根国務大臣 この電源開発促進法を設けた法案の趣旨に合うように市町村の考え方も尊重して適当に調整するようにしたいと思っております。

○細谷委員 この問題についてはさらにあるのですけれども、もう時間が来ましたから、あと九条についてちょっとお聞きしておきたいと思いが、「財政上及び金融上の援助を与える」というのはどういう内容ですか。その内容について準備がございませうか。お答えいただきたい。

○山形政府委員 九条の財政上及び金融上の問題でございますが、財政上の援助として考えられますのは、整備計画に基づきます事業につきまします、一般会計または他の道庁特別会計等によりまして、すなわち補助制度のあるものにつきまします。該事業、本事業を優先的に採択していただくというところでございまして、この辺は政府内部の思想の統一が行なわれておるわけでございます。それから金融上の援助として考えられますのは、特に地方債のいわゆるワクの確保の問題でございます。まして、この辺につきましましては、本法の重要性に基づきまして、これを適切に配慮するというのが一番大きな優先的配慮の内容でございます。ともに各省及び財政当局とも話し合ひの進んでおるものでございます。

○細谷委員 自治省、九条は準備はありますか。

○近藤政府委員 ただいまお話のございましたように、整備計画が出てまいりますと事業が特定いたしましたして、地方債等必要な場合が出てまいると思っています。その場合におきましては、所要の地方債を確保したいと思っております。

○細谷委員 その適当な地方債を確保するというのは、地方債計画のどこに載っておりますか。

○近藤政府委員 これから整備計画ができてまいりますので、計画ができて、事業が特定して、その後の問題になるかと思っております。したがって、具体的に明年度以降の問題にな

ろうかと思っております。

○細谷委員 明年度以降で、税金は四カ月分取られるのですよ。まさしくこれだけの法律を出しておきながら、全く準備してないじゃないですか。地方債計画のワク外ですか。

○近藤政府委員 本年度的場合、法律が通りましますならば、ことしの地方債計画のワク内、必要に応じて処置をいたします。

○細谷委員 ワク内であるというので、あらかじめこのワク内でどこへ、どんなところに準備してあったのですか。

○近藤政府委員 事業の内容によると思っています。学校ならば義務教育債、その他いろいろな施設でございます。一般単独債等々、地方債計画全体の中で操作してまいりたいと思っております。

○細谷委員 四十九年度はどのくらい見込んでおるのですか。

○近藤政府委員 これは主管省のほうでもわかりませんので、われわれのほうでは、まだいまのところ見当が付きません。しかし、まだ初年度でございまして、それほど膨大な額になるといふことは予想されないう思っています。したがって、いまの地方債計画のワクの中でできるのではないかとと思っております。

○細谷委員 私はいままで地方財政というサイドから主としてこの問題を質問したわけでありませうけれども、遺憾ながらこの法案に対する準備というのにはきわめて粗雑である、こういうふうにして電力会社と国は、その負担をすべて消費者にかぶせて、交付税という名において、乱雑に乱雑な形で、しかも交付金の体系を乱すような形で、ことばを言っています、地方財政を混乱させるという形でこの法律が出たことをまこと遺憾とします。残念ながら私は、この法律はひとつ出直していただきたい。周辺整備について、私は冒頭申し上げたように、電源所在市町村及びその周辺に対してやるべきことは、現在の体系の

中において特例なんてはずしてやれば、数億の金が出る。固定資産の問題にいたしましたも、あるいは電気税にいたしましたも、特例措置だけでも数百億ですよ。やるべきものから先にやるべきである。そういう形で、私はこの法律はひとつ出直していただきたい。私はそういう意味において強く反対の意を表明して、きょうの質問を終わっておきます。

○濱野委員長 瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私は原子力発電所をおもに対象にいたしました質問をいたしたのでありますが、先立つて、基本的な問題について大臣にお伺いをしておきたいと思ひます。

今日、電源開発計画でつくられている目標に対して、実際の発電所の建設状況は芳しいものではありません。これは御承知と思ひます。われわれが受けております説明でも、目標に対する達成率は、四十七年が三二%、四十八年が四四%と聞いております。そこで、高度成長に見合つてつくられた電源開発計画そのものについて、無理があると考えておられるのかおられないのかということが一つと、また、いま審議されております法案が通ると、このおくれは取り戻せると考えていらっしゃるのかどうかをお尋ねいたしたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 日本のエネルギー需給計画のつとりまして、ある程度の計画性をもつて進めておるわけですが、最近の情勢を見ますと、お答え申し上げましたように、電調審の答申を経たものの中で、すでに許可済みで着工できないものといふのが三百五十万キロワットばかりある。そういうような情勢から見まして、需給関係を想像いたしますときわめて苦しい状態にあります。たしか昭和五十三年に予備率がマイナスイ・八になるといふ計算になつていふと思ひます。そのとおり電力の伸びがあるいは少なくなる、それほどいかにいふまでも大同小異そういう線に近いところはいくんどではないかといふことをおそれるものであります。

○瀬崎委員 では、あとのほうで質問申し上げました、いま御提案になつていふこの法案が通るとそういうギャップというものは解消するといふお考えなのですか。

○中曾根國務大臣 一挙に解消するとは思ひません。やはり原子力発電に関する御理解を深めて、安全性の問題であるとか、あるいは公害問題であるとか、そういう住民の皆さんの心配していらつしやる問題についてわれわれは強力に政策を推進しつづつ、またこういう住民に利益を還元するといふ方策も推進していかなければならぬと思つております。

○瀬崎委員 無理はあるけれども、結局電力の需給関係を考えればやらなければならぬというお答えのように受け取るわけなんです。エネルギーも発電所の立地が地元住民の反対で難航しているといふことを認めておられて、その理由として、第一には発電所立地に伴う環境保全に住民が不安感を持つていふこと、第二に発電所が建設されても雇用効果等が少なく、必ずしも地元住民の福祉向上に役立たないことをあげていふわけなんです。これらに対処しようとする場合、第一義的に解決しなければならぬ問題は二つあつていふうちのどちらの問題だと考えていらつしやるのか、これをお答えいただきたいと思ひます。

○山形政府委員 いま電源開発が進んでおられるのは、いま御指摘の二つだと思ひますが、まず何よりも大事なことは地元の不安、いわゆる公害安全上の不安を解消する、ここに全力を傾けるといふことであらうと私は存するものでございませう。これは政府の一部局でなく、政府全体の問題、国民全体の問題としてそれに取り組むべき大問題であらうかと思つてございませう。一方本法案で提案しております地元の不満を解消するといふことも大事なことでございませうので、両方の効果、相互相まってこれを進めるべきだと思ひますが、やはり住民の不安の解消、これがまず何よりも配慮すべき問題であらうと考えるわけでございます。

○瀬崎委員 そういたしますと、二つあげられまして困難な理由のあとのほうに対処する法案がいま出ている。当然それに優先すべき第一の問題解決のための対処は政府としてとられておるといふ前提があるわけですか。

○中曾根國務大臣 この点は、原子力発電にいたしましても、原子力委員会を拡充強化して安全性の審査あるいは審査基準等について国際的基準を比較して日本の場合はさらに厳格な基準を設けておられますし、審査にいたしましても最近是非常に厳重になつてきておられます。そのほか、いわゆる廃棄物の処理あるいは何といふかウエーストデイスポーザル、それからもう一つは再生のためのいろいろな処理等につきましての国産技術を進めつづつ、外国技術を導入しつづつ、いま最善の環境問題を考えながらの技術開発をまたやらしておるところでもあります。

〔委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席〕

特に大事なことは、ウエーストデイスポーザルの問題でありまして、ドラムかん等に詰めてあるものの処理あるいは将来出てくるであろう海中投棄とか、そういうものに対する準備、そういうようないろいろな問題につきましてもいろいろ検討を進めておるわけでございます。

○瀬崎委員 万全を尽くすべく努力をしておるといふお話のようでありませうが、現在ここに出ておられます法案については、公共施設を整備してやるから発電所を立地させる、言いかえしますと、幾らかの公共施設に対する財政援助で原子力発電所等の立地の取引を住民に迫るものとの批判が出ていふことは政府側も十分御承知だと思つておられることではございませう。いま大臣が言われましたような内容は当座のことで、住民を納得させるような内容のものなのか、ほんとうに根本的な問題解決で誠意をもつて民主的に住民の納得を取りつづけようとしておられる中身のあるものなのか、一体そのどちらなのか、お答えをいただきたいのです。

○中曾根國務大臣 やはりわれわれの努力の中心は安全問題や環境問題に関する住民の皆さんの立

地的な理解を深めて協力していただくということが第一でありまして、いま出しておる法案は、どちらかといへば、住民に還元すべき福祉を還元しなかつた、そのおくれを取り戻すという意味も多分にあると私たちは考えております。

○瀬崎委員 それでは、その根本的な問題である原子力発電所に対する住民の不安がほんとうに解消できるような実のある施策がとられていふかどうかといふ点に移るわけでありませうけれども、その第一といつたしまして、原子炉の工学的な安全性についてお尋ねをしたいと思ひます。

現在運転中の原子力発電所については、原電の東海第一及び敦賀それから東電の福島第一の一号機、関電の美浜一号機、二号機、そして中電の島根のたしか六基、二百二十八万キロワットだと思ひます。そうですね。この運転中の原子力発電所六基のうち、今日まで事故を起こしたところのある発電所はどこですか。

○井上説明員 御指摘の東海、敦賀、福島一号、美浜一号、美浜二号、島根でございますが、東海から美浜二号につきましてはいづれも事故を起こしております。島根につきましては、まだ運転開始後事故を起こしていません。

○瀬崎委員 六基の原子力発電所が運転されておつて、いづれもまだ日は浅いわけでありませうが、そのうち五基までは事故を起こしておる、こういう事実があるわけですね。さらに現在この定格出力を下回つて運転せざるを得なくなつていふ発電所は幾つありますか。

○井上説明員 定格出力に対して現在の運転出力はそれぞれ幾らになつていませうか。

○井上説明員 東海発電所が定格出力十五万六千キロに対して約十四万キロでございます。それから美浜発電所一号機が定格出力三十四万キロに対して二十万キロでございます。

○瀬崎委員 原電東海は、定格出力は十六万六千キロワットのはずです。

○井上説明員 東海一号炉はちょっと間違いました。十六万六千キロでございます。

○瀬崎委員 この出力ダウンは一時的なものでか、それとも長期的に及ぶものなのでしょうか。

○井上説明員 東海一号炉につきましては、これは長期にわたるものだというふうに考えております。

美浜一号機につきましても、目下のところ当分の間は出力アップは望めないというふうに考えております。

○瀬崎委員 もうこれ以上私説明する必要はないと思っております。現在にもかくにも運転中の原子力発電所原子炉は六基であります。そのうちごく最近に運転を開始した島根を除いて、すべて事故を起こしております。かつ六基のうち二基はいずれも長期にわたって出力ダウンをせざるを得ない。むしろ定格出力に戻す見込みはほとんどない、こういうふうな状態なのであります。

今度いろいろ問題をばらみながらも原子力委員会並びに総理大臣は、東電の福島第二原子力発電所の設置許可をいたしました。これに先立ちまして、まことに不十分な公聴会ではありますけれども、初めて政府が主宰して公聴会を福島で開きました。そこで述べられました意見に対する検討結果の説明書が、これまた出し方も非常に非民主的で、原子力委員会の答申と同時にこの検討結果の説明書を出し、これに対してはもう反論の機会を許さないという形で出されておりますが、その中でたとえばアメリカにおけるLOFT計画の一つであるアイダホにおける小規模ブローダウン実験について、「このアイダホ実験の結果については、加圧水型の実用炉に適用すべきか否かについても、議論のあるところ」と述べております。また、ビンホールとかクラックなどの燃料棒の損傷についても「多数の被覆管の中のごく一部のものが損傷に至ることがある。」と認めております。そして前者につきましては「加圧水型原子炉の安全審査における評価においては、この実験結果を織り込み」と述べ、後者につきましては「これ

らの損傷によりある程度の放射性物質が燃料棒から漏洩することを前提とし、平常運転中に放出される放射線量として従来の先行炉の運転実績に比べてかなり高い値を仮定して、「云々と述べているのであります。つまり、新しい実験だとか、新しい事故等の事実から新しい評価を必要としたことをこれは認めておるものであり、日本で現在使用されております原子炉が、安全性についていえば完全な科学的評価の上に立って建設されたものでないこと、しばしば政府は実証炉だといわれまされども、実験的な状態にあることを示しているとは私には考えが、いかがですか。

○中曾根国務大臣 原子力発電の場合は、新しい科学であり技術でありますから、ある安全圏内においてある意味における事故と思われるようなものが起こることはやむを得ないと思っております。これはディーゼルエンジンの場合でも、あるいはほかの火力発電の場合でも、当初においては起きておる。ただし、それはある安全係数の範囲内において起こることだけならば、これは科学的に安全とはいえない。それがその許容量の中で起こることであるならば安全と一応みなしていいのではないかと思っております。いまの場合でも、たとえばビンホールが出て一次冷却水と二次冷却水の間に混雑が起こったかもしれないというような場合は、検知機によって検知が出てくる、それで直ちにとめて手当てをする、そういう検知が行なわれるということが大事なことでありまして、検知が行なわれるということが出たからといって危険であるというふうには断定できない。それはちやうどヒューズがあつて、ヒューズが飛んだから電気が危険だというのではないので、安全装置が作動するということが非常に大事な意味を持っておる、そういうふうに思うのであります。ECSの問題にいたしましても、そのほかの問題にいたしましても、大体同じであるだろうと思っております。

それで、最近いろいろ起こっている従業員の事故といわれるものを見ておりますと、わりあい

不注意によるようなものがあります。たとえばバルブの問題にせよ、そのほかの扱いにいたしましても、しかし、それらはいずれもその一定の安全圏の中に、予想される事故率の中において起こっておるという問題でありまして、それがために一定の安全率を越えた危険のある事故であるというところまで至っているものではない。もとよりわれわれとしては、そういうことも起こさないように細心の注意を払って安全の確度を高めていく必要があるとは思いますが、それがゆえに科学的に危険であると断定することは早いと思いません。

○瀬崎委員 安全か危険かということを論ずる場合に、やはり私は一つは事実を見る必要があると思ふ。だから現在日本で運転中の原子炉の状態をまずお尋ねしたわけでありまして、これが、長期的にわたって運転した結果先ほどのようなことになっているとか、あるいはいはいずれ近く出力は回復できるんだというふうな話なら別ですが、もう約半分に出力を低下せざるを得ないし、回復の見込みが非常に薄い、こういうふうな事実は、何と説明されても、国民の側から見てこれで安全性の立証された原子炉と思えといわれても、これは無理な話だと思ふ。

それと、いま一つ、ヒューズという安全装置とECSなるものとの比較を出されましたけれども、化学物質による人体への影響ですらやはりわれわれの予測のし得ないような重大な結果が生まれてきているのであります。こっちは放射性物質であります。大臣は、この化学性物質と放射性物質の人体に与える被害を同列に置いて論じられるつもりですか。

○中曾根国務大臣 もとよりおのおのその特性があつて、われわれとしては細心の注意をもって当たつていかなければならぬと思つております。

○瀬崎委員 私は、そういう放射性物質を科学的な物質と同列に置いて安全性を論じておられるような大臣のお話については、誠意をもって国民の誤解を解くんではなしに、何といひますか、むしろ

る国民にごまかしを注入するような論議ではないかと思ふのです。そこはやはりもう少し科学的に厳密な区分が必要ではないかと思ふ。

もしも先ほど大臣が言われたように、政府に確信があるとおっしゃるならば、私はこういうことを取り上げるべきだと思ふのです。といひますのは、公聴会のときに相当専門的な意見が出ておるわけでありまして、ですから、これを普通一般の国民や国民が聞いても、なかなか討議の仲間に入りにくいという問題がある。こういうことについては専門科学者間で公聴会を開くようにしては、こういう希望が出たわけでありまして、ところが、この公聴会に対する検討結果の説明書では、「今後とも原子力の安全性に関し、必要に応じ、広く専門家の意見を聞くこととして、必要に応じて、必要性は述べながら、しかし専門家間の公聴会については拒否をしていられしやうなわけなんです。私たちはこころが理解をできないのであります。ほんとうにいま中曾根大臣の言われたように安全圏内だと言われるならば、大いに専門科学者間の公開の論争の場をつくつて、そのことによつて科学者間の意見の一致も促進し、そして国民の安心が得られるようにすべきではないかと思ふのです。が、いかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 それも一つのお考えであると思ふますが、公聴会という場合にはやはりパブリックでありまして、民衆に、主権者である国民にわかりやすいような形で行なわれることが望ましいと思ふのであります。学者間のこととは学会その他で専門家で論争していただくとか、論文の応酬をやるとか、そういうことによつて広く客観的に冷静に科学的にもを処理するほうが好ましいのではないかと思ふ。

○瀬崎委員 私は、きょうは担当大臣がおられませんが、あえて深い議論は避けまされども、せんだつて科学技術の委員会には原子力潜水艦の放射能監視の問題について学者をお呼びしたところが、その参考人である学者の御意見に対して、本来ならば直接大臣があれこれ干渉すべき

立場にないのではありませんが、俗なことばでいえば、学者づらをして政治論を吐いている、森山大臣のいわくによれば、技術論をもって政治論にすりかえている、こういう話があったのです。こんな態度で、いま大臣のおっしゃっているような、ほんとうに真理を求めるといふ科学者の態度、冷静な論争ということになるでしょうか。もしそういうのがほんとうに政府の態度であるとするならば、われわれにとつて不愉快な場面がこの間あったことについては一度閣議等で御注意もいただきたいし、検討もいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○中曾根国務大臣 参考人や公聴会における意見の聴取というものは静かにわれわれは聞くべきでありまして、その内容がわれわれの意見に合うか合わないかということによって感情を出すことはまずい、そういうふうに思います。

○瀬崎委員 第二は、環境に対する放射能の影響であります。またこの検討結果説明書を引用いたしますが、陸水、土壌、農畜産物、海水、海産物、海底土等の環境試料を定期的に採取し、放射性物質の濃度を調査することとしている。これらの値は公表され、周辺住民の原子力発電に対する理解と協力を得るための一助となっている。現在運輸中の原子力発電所についてこれらの調査を行なった機関はどこですか。

○伊原政府委員 原子力発電所周辺の環境調査につきましては、第一義的には原子力施設の設置者がその義務を持っております。しかしながら、周辺住民、地域住民の安全、環境保持の責任を持つ機関としての地方公共団体、地方自治体がさらにその立場におきまして環境調査をいたすというのが通例でございます。なお、原子力施設者と地方自治体との間で一般の場合は話し合いをいたしまして、協定を結ぶというようなことをいたしまして相互に協力をして実施をいたしております。

○瀬崎委員 なるべく簡単に答弁をさせるように努力するから短く終わってほしいという要望を受けているのですが、伊原次長、私の質問に答えて

ください。私が引用しておりますのは、この検討結果説明書のⅡの二五ページに当たるわけでありまして、もう一べん読みますと、「陸水、土壌、農畜産物、海水、海産物、海底土等の環境試料を定期的に採取し、放射性物質の濃度を調査することとしている。この分析調査は一体どこがやっていたのか、こう聞いているわけなんです。端的に答えてください。

○伊原政府委員 先生御指摘の点につきまして、従来原子炉設置者としての東京電力、それがみずからある程度分析を行ないますとともに、これを外に委託ということ、日本分析化学研究所にその業務の一部を委託しております。

○瀬崎委員 これはおかしいですね。この前お聞きしたのは、九電力会社中七電力会社のいま申し上げました環境の試料調査は、分析研で行なつたと聞いたわけなんです。一部とおっしゃいましたね。大多数のですか、一部のですか、どちらですか。

○伊原政府委員 その一部を委託いたしております。

○瀬崎委員 その一部というそのとは何をさすのですか。

○伊原政府委員 試料の分析でございます。○瀬崎委員 具体的に申し上げますが、東電福島の場合、結局これらの追跡調査というのは運輸前の濃度と比較検討することになりますね。この福島の場合、それからもう一つあげましょう、島根の場合、日本分析化学研究所以外のどこかで核種分析をやった実績がありますか。

○伊原政府委員 環境分析の方法は幾つかございますが、その中で特に先生御指摘の核種分析につきましては日本分析化学研究所に委託しております。

○瀬崎委員 この検討結果説明書では、周辺住民の理解と協力を得る助けになっている、こう述べているわけなんです。わが党の不破議員及び一連の共産党の追及で明らかになりました日本分析化学研究所のたらめぶりを知っております国民

が、はたしてこういった値によって安心するでしょうか。これでもなお理解や協力が得られると思っております。

○伊原政府委員 環境試料の分析は、先生御高承のとおり、原子力施設の運転開始前と運転開始後に有意の差が出てくるかどうか、すなわち環境に影響を及ぼしたかどうかということを知るのが目的であります。そのための調査でございます。しかしながら基本的には、原子力施設から排出される放射性物質につきましては、排出口、排気口において厳正なるチェックが行なわれておるわけでもございます。したがって、環境への影響というものは、実際問題といたしまして十分施設側で制御をいたしております。

なお、環境調査につきましてはいろいろの数値につきまして、多少の計算違いなどがあったことはなはだ遺憾でございますが、それをもちまして直ちに原子力施設の安全性がそこなわれたということではないと理解いたしております。

○瀬崎委員 私は、安全性がそこなわれたのかどうかを聞いているのじゃないのです。あなたたちが発表いたしました検討結果の説明書によれば、あれこれ言っているのではなくて、先ほど申し上げましたような陸水、土壌等のサンプリング調査についてこの値が公表され、住民の理解と協力を得る一助になっている、こう書いてあるから、こういうものを日本分析研ですべて分析調査しておつて理解や協力が得られることになるかということをお聞きしておるわけなんです。

なお、一部の訂正と言われましたけれども、東電福島に関して、いま言われた運転後のそのときどきの測定結果と常に比較されるはずの運転前のバックグラウンドの放射能測定値については、二十二カ所の書きかえがあった。むしろ理解を得るどころか疑惑を得るような事実が出てきているわけでありまして。科学技術庁はこれについて、転記ミスとか、小数点以下の四捨五入の誤りとか、プラスとマイナスの見誤りとか、平均値の見誤りなど、これ自体許されるものではないけれども、単

純ミスに見せかけようと努力はされておつた。しかし、関係の少ない委員の方には、細部にわたつて恐縮ですが、細谷川が二・九ビコキュリー、パー・リットルが四・三ビコキュリー、パー・リットルに、竹田宅井戸水が〇・四ビコキュリー、パー・リットルに、七ビコキュリー、パー・リットルに、橋本宅井戸水が二・四ビコキュリー、パー・リットルに、橋本宅井戸水が七・六ビコキュリー、パー・リットルに訂正されたことについては、明らかにこれは分析研における分析か、または計算過程に誤りがあったために起こつたことじゃないのですか。

○伊原政府委員 ただいま先生御指摘のような間違いがありましたことは事実でございます。この点につきましてはまことに遺憾なことであると思つております。

○瀬崎委員 しかもこれについて原票を出してほしいと言つたら、もう四十六年度は焼き捨ててない、結局推測で計算過程あるいは分析過程に誤りがあったらどうというふうな資料が出されていくわけなんです。つけ加えておきます。しかもあなた自身が私の質問にこう答えられたでしょう。「分析研が行なつております放射能分析に關しましてデータについては、信頼性が失われたというのは事実でございます。」これは原子力発電所についてです。そのほとんどが、分析研で調査されてきた陸水、土壌、農畜産物、海産物、海底土等の放射性物質の濃度の値は結果だけが公表されたにしろ、住民の原発に対する理解と協力を得る助けになるはずがないことは明確だろふと思つております。ですから、少なくともこういうことを書いた以上は——私たちは間違ひは間違ひと、そのこと自身も公表することが政府としては信頼を得る唯一の道だと思つております。ところが逆に、電力会社と分析研の関係は私契約だということにして、がんとしてその資料提出を拒否していらつしやるのがいまの事実でしょう。これはひとつ私は大臣に答弁を求めたいのです。先ほどは、非常にフェアな科学者間の論争が望ましいとおつしやつた。今日このように政府自身も疑いが

かけられてあたりまえだといひ、かつまた誤りのある事実は認められ、そしてわれわれが国民にこういう形で間違いが起こっているんだということを示そうとしても、原票等証拠になるものは出さなない、こういうことでほんとうにまじめに国民の安心を考えているということになるのでしょうか。

○伊原政府委員 たいま先生御指摘の点につきましては、科学技術振興対策特別委員会におきましての御説明にもございますように、電力会社と分析化学研究所との間の私契約であるという観点もございまして、資料の提出につきまして果次先生に御説明申し上げたとおりでございます。

なお、私もいたしましては、分析化学研究所に立ち入り調査もいたしまして十分チェックをいたしましたので、その誤りなども十分確認いたしました。また、発電所関係につきましても資料の信頼性は一応あると考えております。なお、電力会社相互間におきましてこの関係の総点検もいたしております。

○瀬崎委員 くだいようですが、私、これは大臣にぜひ見解を求めたいのです。伊原次長自身が、信頼性が失なわれた、こう国会でも言い切っているわけなんです。現に結果だけが公表されて、その結果には間違いも起こっているのです。なるほど科学技術庁が立ち入り調査もされたでしょう。しかし、その科学技術庁のやること自身が今日信頼されていないわけですね。これは昨年九月に山原議員が指摘されて、それ以後のやってきたことを考えられれば信頼しろというほうが無理だろうと思つております。だから、ほんとうに国民の理解と協力を得ようと思つたらば、この際、そのもとなつて原票だとか、あるいは波高分析チャート等を示すことによつて間違いは間違い、こういうことでむしろ理解と協力を得られるのじやないかと思つております。ぜひひとつこれは大臣の御助言もいただいて、資料の提出に従うように御尽力いただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 科学技術庁所管の研究施設でありますから、通産省の私がとやかく申し上げることは差し控えたいと思つておりますけれども、ともかく一般の皆さんの御理解を得るのに最善の努力を尽くすようにお互いに努力していきたいと思つております。

○瀬崎委員 念のために申し上げますが、われわれが求めている原子力発電所関係の資料というのは、予算委員会でも不審委員並びに金子委員が要求された資料なので、当然大臣も関係していらっしゃるわけでありまして、ひとつ遠慮なさらずに資料の提出のために尽力いただきたいと思つております。

第三に温排水の影響の問題であります。再び検討結果説明書に戻りますが、環境庁においては、温排水に対して、排水基準の設定等による何らかの規制措置を可及的速やかに実施すべく、中央公害対策審議会に温排水分科会を設置して、目下検討が進められているところ」としております。この「可及的速やかに」とは一体いつをめどにしているのですか。

○井上説明員 現在、先生御指摘のように、環境庁におきましては水質汚濁防止法によります基準の検討をしておるわけでございますが、環境庁の目標としては四十九年度内ということを目標にやっておりますに聞いております。

○瀬崎委員 これは答申の基礎になつた検討結果の説明書なのです。ですから、少なくとも審査をパスする条件として可及的すみやかに実施するということを前提にしているわけですね。そのことについて、この説明書を出した原子力委員会がめどが言えないというふうなことは、結局住民をだましたことになるじやないですか。これはひとつ科学技術庁のほうからも答えてください。もう少し責任のある答弁を……。

○伊原政府委員 温排水の問題につきましては、環境庁におきまして可及的すみやかに基準を作成するということ御検討いただいておりますと理解いたしております。なお、基準が作成されていない

段階におきましては、個々の事案につきまして専門家にあります十分の討議をいたしまして、安全性の確保に万遺漏なきを期しておる次第でございます。

○瀬崎委員 いまいろいろ専門家の意見を聞いておられるというお話ですが、実際の調査などを含めた意見でこの答申は出されているのですか。

○伊原政府委員 温排水の影響につきましては関係各機関におきまして各種の調査が行なわれております。その調査の結果をもとにいたしまして、たとえば原子力発電所におきましては、通産省におきまして専門家にあります御検討が行なわれ、その御意見を原子力委員会がいただきまして、さらに原子力委員会といたしまして環境関係の御専門の方も加えまして十分検討をいたしました結果、安全上支障がないということで施設の設置の許可をいたしておるわけでございます。

○瀬崎委員 そうすると、原子力委員会での温排水問題に関する審査のもとには通産省にある、こういうことなんでしょうね。その通産省の場合は、どうもこの文書によりますと環境審査顧問というのがいらつしやうって、その御意見が基礎になつておるようなんです。この温排水に関する環境審査顧問というのはどういう方で、また実際どういうふうな調査をした上に立つて意見を述べられておるか、私お聞きしたいのです。

○井上説明員 御質問の点でございますが、私も通産省におきましては、電気事業法に基づきまして、かねてから火力発電所、原子力発電所の規制をやつておるわけでございますが、この許可に際しまして、環境に対する影響を十分検討しなくてはならない、こういうことでございます。私もただでは知識が非常に不十分でございますので、昨年十月だつたと思つておりますが、環境に閉じまする顧問をそれぞれ専門の先生方をお願いをいたしまして、実際の環境に閉じまする電力会社から出てまいりました調査資料に基づき調査並びに現地におきます調査等に基づきまして御意見を伺い、それに基づいて環境のアセスメントをやつておる、こういうことでございます。

○瀬崎委員 通産省のおつしやることは信じていたものであります。こういう新聞記事もあるわけなんです。「温度差めぐりホットな争い」という見出しの最近の新聞記事であります。ここでは「環境庁が、新たな熱汚染源として取り組んでいる温排水の環境基準づくりは、思うように進んでいない。」これは排水口の話であります。振氏七度に抑えるのが「冷却塔」と「冷却塔」など設備をつけられ、もつと下げられるはず」という水産側の主張が大きく隔たつているためだ。そして、この中の記事を読めば、この電力側の主張をエネルギー庁が主張していらつしやる、そういうふう書いてあるわけでありまして、こういうのを聞いておられますと、「可及的速やかに」ということをよく聞いておかないと、非常にこれは先になるのではないかと心配が起るものであります。同時に通産省としては、こういう対立が実際あるときに、電力会社側の言い分に従おうとする姿勢なのか、それとも水産資源と環境を守る側の意見に味方しようと考えていらつしやるのか、どちらなんでしょうか。これは通産のほうにお聞きします。

○井上説明員 環境問題に閉しましては、なるべく環境に対する影響を少なくしながら発電所の建設を進めていくという方針でやっております。第四に、これは時間の関係で一括して申し上げ

○瀬崎委員 そうしますと、水産側の主張等は十分に聞き入れる、こういうことですか。

○井上説明員 先ほどの、私どものほうでお願いしております環境顧問の中には水産関係の方も大ぜいいらつしやるわけでございます。当然水産側の意見も聞きながら審査を進める、こういうことでございます。

○瀬崎委員 結局この温排水の問題にいたしましても未解決のままであるというのが実情であります。

ます。

原子力発電所の全体システムを考へるならば、まず燃料であるウランは日本はなきにひとしい。いまなおウラン濃縮は日本ではできない。運輸中及び建設中の軽水炉はすべてGEまたはウエスチングハウス製である。使用済み核燃料の、つまり燃えがらの再処理工場については、大臣のお話がある。いろいろありましたが、現在日本に運輸中のものはなくて、外国へ持ち出して処理をしてもらつておる。東海に建設中の再処理工場は原子力発電所に換算すると五十基以上のクリプトン、トリウム等の放射性物質を排出する状況のまま運輸の処理方法等もまだ確定しないまま発電所の構内に積み上げたままである。また、これらの未解決の重要な問題について研究開発の体制はどうか、こういうことになりますと、森山長官が二言目に自慢されるのでありますが、百億円の安全性研究費をつけたと言われるのですが、その中心的な役割りを果たさなければならぬ日本原子力研究所は、人員がわずか四名しかふえていない。それも政府の安全審査協力に十二名もとられるので、実質は八名の減員になるといふありさまだ。

ですから、この原子力発電所システム全体のどの部分をとつてみても、これまたほんとうに誠意を持って安全性の確立のために努力が払われているとは言いがたい。結局直接電気を起こす部分だけ最も手軽な方法で推進して、まああとは何といたしますか、たれ流しにひとしいような状態になっている、こういうふうな点もわれわれは指摘をせざるを得ないのであります。

次の第五番目に、通産省で編集されております「電気事業の現状」を見ますと、「発電所といへども今後は地域社会との共存共栄を図らなければ円滑な立地はあり得ないという認識のもとに、国としてもその建設にあたっては地域開発、地元住民の生活福祉の向上、地域産業の振興等に貢献するものとして地元から歓迎されるよう電気事業者の指導を図つていこうである」と書いておるの

です。これは四十七年版ですから、もちろん現在審議中の法案とは全く無関係であります。地域開発、地元住民の生活福祉に貢献するよう、具体的にはどんな指導を通産省は行なつてこられたのですか。おもな点だけ言つて下さい。

○井上説明員 発電所を建設いたします場合には、発電所に関連いたしますいろいろな工事があつたわけでございますから、これらの工事あるいは地元とのいろいろなお話し合いにおきましていろいろな公共施設についての建設に御協力をなさるというふうな点、あるいはこれは現在あまりございませんが、温排水を利用して魚の養殖を行なうとか、あるいは蒸気あるいは温排水その他を利用して野菜の栽培その他のことをやるとかいうような、まあ地元の福祉を増進する方向の協力というふうなことをいろいろ指導して考へておるわけでございます。

○瀬崎委員 たったそれだけのことで「地域開発、地元住民の生活福祉の向上、地域産業の振興等」と言えるような内容なんでしょうか。

○井上説明員 従来のところでは御指摘のよう十分だとは考へておりませんが、本法案等によりましてそういう面を強化を大いにはかつていきたい、かように考へております。

○瀬崎委員 たとえば関西電力と福井県及び大飯町が四十七年七月に締結しております「健康で豊かなるおいのある大飯町を建設するための振興計画ならびに大飯原子力発電所の建設に関する協力協定」というものがありますね。名前はたいへんけつこうなものでありますが、こういうものも多少やはり先ほどおっしゃつた精神にのつとつて通産省が指導にあつた結果生まれたものでしょうか。

○井上説明員 大飯町におきます福祉のいろいろな計画につきましても、われわれのほうから大いにやるようにということでも電力会社を指導していろいろございまして。

○瀬崎委員 そうしますと、その情報等についてはとつていらつしやると思ふのですが、あの中に

幾つか盛り込まれている計画ほどの程度進捗いたしておりますか。

○井上説明員 協定に基づく振興計画事業の内容でございますが、交通通信施設、それから保健衛生施設、教育文化施設、保健衛生施設といましては診療所でございますが、教育文化施設といましては総合体育館、テニスコート、バレーコート、それから防犯施設といまして防犯灯の施設というふうなものがございまして。それから交通通信施設の中の町道大島一、二号線がまだかかつたばかりでございますが、その他の計画につきましてはそれぞれ九〇ないし一〇〇%の進捗率を示しているように聞いております。

○瀬崎委員 こういう協定形式でいまままで——われわれはこれがいいと思つておるのではないですが、けれども、電力会社が自治体に協力するという形態は、いま提案されている法案がもし成立した場合にはどういふ関係になるのか。また、こういう法案ができた後の、電力会社と自治体が住民に關係ある施設等の建設をこういう協定方式でやることについては一体どういふことになるのか、お聞きしたいのです。

○井上説明員 従来電力会社が、先ほど御説明しました例にも見ますように、いろいろ地元開発に對しまして協力をなつておるケースがあるわけでありまして、これらは多くの場合、本来は電力会社が設置する工事用道路等について地域住民の意向を尊重し、可能な限り地域開発に役立ち得るものとする観点からの協力がそもその起こりというふうなことでございまして。これに對しましては、この法案では電源周辺地域の福祉向上をはかるため特に必要があると認められる公共用施設を交付金の対象とするということでございまして、国や地方自治体が積極的にそういう施設を整備を行なうということもございまして。したがって、今後は電源立地に伴う地元住民の福祉向上のための公共用施設の整備は主として本法案による交付金により整備されることになりま

すが、電力会社も先ほど申し上げました工用道路等の建設にあつては地元住民の意向を十分反映させる等いたしまして可能な限り協力をすべきものであるというふうな考へております。

○瀬崎委員 いままで話だけでいきましたと、電力会社がたいへん地域住民に協力しているような受け取り方がされるのであります。しかし実は全くまた逆の面もあるわけなんです。特に問題が起ころのは一次冷却水等に必要になつてくる淡水の取水でむしろ住民に犠牲を強いるというふうなケースがあります。

中電の島根原子力発電所の原子炉設置許可申請書では、敷地内溪流水の集水日量六百トンに加えまして松江鹿島広域水道から日量三百トンの受け入れをすることにしていただけておる。ところが、中電は四十四年の十一月に文書で生活用水を除いてはその供給を断つたわけなんです。設置許可申請内容の変更について原子力委員会は承知していたのか、また、その理由はどうなつてい

○伊原政府委員 島根の発電所につきまして当初計画は先生御指摘のようなこととございましてが、その後地域住民に御迷惑をかけないという趣旨でもちまして溪流水から淡水を採取するという計画を追加いたしております。

○瀬崎委員 地域住民に御迷惑をかけないというのはどういふことですか。

○伊原政府委員 当初予定の水量に對しまして市からもらう分を減らしまして、それで周辺の水道用水に對して過大の負担をかけない、こういうことにはいたしている次第でございます。

○瀬崎委員 それでは、事前にもつと十分な調査をしておれば、わざわざ上水道から三百トン送つてくれといわなくて済んだものを、いいかげんな調査といひますか、最も安易な方法ということでは安全審査の申請にあつては外部供給を受けるといふことにはいたわげなんでしょうか。

○伊原政府委員 当初の予定取水の計画につきまして多少余裕を見て計画をしたということはあるいはあるかもしれませんが、実際の計画の実施と

路等の建設にあつては地元住民の意向を十分反映させる等いたしまして可能な限り協力をすべきものであるというふうな考へております。

○瀬崎委員 いままで話だけでいきましたと、電力会社がたいへん地域住民に協力しているような受け取り方がされるのであります。しかし実は全くまた逆の面もあるわけなんです。特に問題が起ころのは一次冷却水等に必要になつてくる淡水の取水でむしろ住民に犠牲を強いるというふうなケースがあります。

中電の島根原子力発電所の原子炉設置許可申請書では、敷地内溪流水の集水日量六百トンに加えまして松江鹿島広域水道から日量三百トンの受け入れをすることにしていただけておる。ところが、中電は四十四年の十一月に文書で生活用水を除いてはその供給を断つたわけなんです。設置許可申請内容の変更について原子力委員会は承知していたのか、また、その理由はどうなつてい

○伊原政府委員 島根の発電所につきまして当初計画は先生御指摘のようなこととございましてが、その後地域住民に御迷惑をかけないという趣旨でもちまして溪流水から淡水を採取するという計画を追加いたしております。

○瀬崎委員 地域住民に御迷惑をかけないというのはどういふことですか。

○伊原政府委員 当初予定の水量に對しまして市からもらう分を減らしまして、それで周辺の水道用水に對して過大の負担をかけない、こういうことにはいたしている次第でございます。

○瀬崎委員 それでは、事前にもつと十分な調査をしておれば、わざわざ上水道から三百トン送つてくれといわなくて済んだものを、いいかげんな調査といひますか、最も安易な方法ということでは安全審査の申請にあつては外部供給を受けるといふことにはいたわげなんでしょうか。

いたしまして十分合理的な調整を行なったということでございます。

○瀬崎委員 松江鹿島水道議会の議事録によりますと、設置許可申請者による日量三百トンの供給につき、これは正式に文書で供給願いが出ているわけですが、地元改良区、県当局とずいぶんと努力を費やして検討した結果、柿原水源地の堰堤一メートルかさ上げ必要との結論に達しました。その概略設計まで行なって、その工事費約一億円とほじぎ出たものでありますから、その経費負担について中電側の意向を打診したところ、中電側は断わったという経過が記録されているわけですが、これは地域住民に対してまことに無責任といえますか、電力会社のでまねがたてな態度ではないかと思つてすね。いまいわれるように、合理的な計算の上で立て地域住民に決して迷惑をかけるまいという趣旨ではなしに、一億円余分な金がかかる、この費用負担を中電はどうするのかといわれて、そんなに金がかかるのだらうやめなさい、こういう形になった。それまでの松江鹿島水道組合の努力といふものは、こういう意味では全くむだになつてゐる、こういうわけですね。

○伊原政府委員 一般的に申しまして、原子力発電所におきます淡水の使用はいわゆるボイラー水と申しますか、原子炉の冷却水のほかに雑用水が相当量あるわけでございます。なお、その使用量につきましては数百トンと推定されますが、これは施設の規模等によって当然変わってくるわけでございます。その必要な水量が供給できるかどうかということも十分検討をした上、全体の計画が進められる次第でございます。

○瀬崎委員 この敷地内の渓流水を集めるといいますけれども、この周辺の山といふのはきわめて奥行き浅い山で、その山合いの谷筋の水を集めて三カ所のプールにためておくというだけのことなんです。私が現地へ行きましたのは四月の初めでありましたが、プールは確かに満水になっていました。というのは、試運転しかやっていなかつたからです。ところが、谷筋の水は全然なかつたのであります。しかも島根地域は昨年の夏長期にわたつて異常干ばつが続き大被害を出したことは御存じのとおりであります。ああいう事態になつても、敷地内の渓流水の集水だけで一号機や、二号機は十分回せるのだろうか。二号機の段階になつて、一たんはお金がかかるということでも断わつた鹿島水道の水をもう一べんぐれというふうなことになるか。結局、そのことで水に困る住民に再度しわ寄せすることはないのであるか、こういう点についてお答えいただきたい。

○伊原政府委員 原子力発電施設の設置者は地域住民との十分な協力、調和のもとに施設を建設、運営するわけでございますので、そのような御迷惑をかけるようなことはないと考えております。

○瀬崎委員 伊原次長の答弁いかんにかかわらず、私が議事録で紹介いたしましたようないきさつが現に島根の原子力発電所についてはあつたわけでありまして、また、現状から推して、将来起こらないという保証はないような状態なんでありまして、それにもかかわらず、いまのような答弁でありまして、これではほんとうに住民の立場に立つて問題を考へているのかどうか、私はたいへん疑わしくなつておもうのです。

次に、国土計画協会という協会があるので、これについてお尋ねをしたいと思います。建設省の所管だということでありまして、ここには私の出身県である琵琶湖のことやら滋賀県のことやらがしばしば事業実績として載つておりますから、あえてこの協会そのものについてちょっと聞いておきたいのです。いつ、何を目的につくられた協会ですか。

○広瀬委員 国土計画協会は、国土計画並びに地方計画に關します調査研究あるいは計画策定の受託、指導などを行なつております民法上の公益法人であります。そのうちの財団法人でございます。昭和二十一年に、当時内務大臣のもとでございましたが、許可されて設立されております。

○瀬崎委員 この協会の事業と政府の行政との関係はどのようになつておりますか。

○広瀬委員 政府の行政あるいは地方公共団体あるいは民間その他広く調査研究等の委託を受けてまして、それに協力しておるといふ関係でございます。

○瀬崎委員 そういたしますと、何らかの形で政府や自治体の政策とか意思とかいうものがこの協会に伝つて、それに沿つた計画策定等の研究調査が行なわれている、こういう関係にあるわけですか。

○広瀬委員 いま申し上げましたようなものもろろの調査項目につきまして委託者のほうから御相談を受け、その内容を相談しながら、どのようなメンバーでもって研究を進めていくのがいいかも含めまして相談して持つていくということでありまして。

○瀬崎委員 その出されました計画等とか、あるいは研究の成果なるものは、再びまた政府とか地方自治体に取り入れられて政策策定等の要因になるということですか。

○広瀬委員 委託者からの委託の意を受けまして、学術的な面も含めまして十分なる調査をして、結果をまとめて報告するということでありまして、おそらくその結果は行政その他の面に反映されると思つておられますけれども、すべての面にそのとおりになるということではないかと存じます。

○瀬崎委員 福島県の企画開発部の依頼により四十三年の三月に原子力地区としての双葉地区の将来の開発ビジョンというものが国土計画協会で作つておられるわけですが、この文書の中で、「原子力地区としての立地条件」として次のように述べておられます。「一般に、火力発電所は電力消費の中心地に近く立地することが希望され、原子力発電所に於ても、この面からは明らかに都市立地が

要望される。しかし、「原爆被災国」としてのわが国の特殊な国民感情等を考慮すれば、現状に於ては、どうしても僻遠地立地を中心に考えざるを得ない。つまり、「送電コストを含めた発電原価の許す範囲で、人口密度、産業水準の低い地域を求めて立地する」ということである。」

これはひとつ大臣にお聞きしたいのであります。原爆被災国としての国民感情は、大都市住民については考慮し、僻地の住民については考慮しなくていいというふうなものでしょうか。

○中曾根国務大臣 全国民同じようにわれわれは扱わなければならぬと思つております。だた、原子力発電の立地の問題については、科学技術庁におきましても、あるいは原子力委員会におきましても、そういう基準、望まじき基準というものがありまして、人口稠密の地帯という場合は、公害やら安全保障やら、そういうふうなことを考へて万一の場合も考へてみて、万々の安全保障としてできるだけ避けるというのが世界の趨勢で、その世界の趨勢に日本も従つておると思つております。

○瀬崎委員 それは中曾根大臣の御見解であつて、私がいま申し上げましたこの福島県の双葉地区の開発ビジョンに述べているような、国民感情を大都市とそれから僻地とで差別して考へるといふこと自体が間違いだということなんですか。ひとしくそれは考慮しなければならぬということなんですか。

続きまして、こういうことも書いてあるのです。「県をはじめ地元一般が原子力発電所に対して極めて協力的であり、これが他の自然的、社会的条件にまさる最大の条件である。」

これは科学技術庁にお聞きしましょう。原子力発電所立地の条件の考へ方の基本は一体こんなことではないのか、また、そういう立場を政府はとつておられるのかということですか。つまり地盤とか気象条件、こういうものは二の次、三の次で、最大の条件は住民が反対しないことだ。いかがでしょうか。

○伊原政府委員 科学技術庁は、先ほど先生御指

摘の国土計画協会の報告書なるものを拝見いたして
おりません。そういう御意見があるかも知れませ
んが、科学技術庁といたしましては、あるいは
原子力委員会といたしましては、原子炉等規制法
の精神にのっとりまして原子炉施設の設置に対
しての審査その他の所要の措置をとっておる次第
でございます。

○瀬崎委員 科学技術庁にはもう一度あとで尋
ねずるとして、このビジョンづくりには、建設省
から渡部与四郎という人、それから磯中一、首
藤和正、この三人の方が調査委員として参加し
ていらつしやるのです。これは一体どういう立場
からこの原子力地区の開発ビジョンづくりに参加
されたんですか。

○広瀬説明員 協会が調査委託を受けまして選
びましたリーダーは、松井達夫早大教授でござい
ます。この先生のもとに、都立大学の左合先生、そ
れから原子力研究所の村上先生に御参画いただき
ました上で、いま先生お話しのごさいましたような
メンバーがお手伝いというふうに入つたやに
聞いております。

○瀬崎委員 一番建設省のメンバーが多いわけ
なんです。どうして建設省がこの双葉原子力地区の
開発ビジョンにかくもたくさん参画しなければな
らないのか、そこが私には理解できないのであり
ます。どういう立場で建設省はこういうのに参加
されているのですか。

○広瀬説明員 当時の経緯はつまびらかではござ
いませぬけれども、察しますに、原子力発電所が
立地いたしました場合に、そここの地域の地域開
発というものをどのようにつけていくかという場
合には、先ほど御答弁の中にもありましたよう
に、公共施設その他の面が大きく浮かび上がって
おります関係でおそらく加えられたものであらう
というふうに存じます。

○瀬崎委員 建設省は、原子力そのものには関係
がないようなお話であります。この調査員の中
には通産省からも参加しております。三輪公夫
という方です。通産省は、当然電気事業の主管官

庁であります。こういう主管官から公式に調査
員が参加しておいて、先ほど申し上げましたよう
な見地を原子力発電所の立地条件としてあげられ
るに至つては、これは一体どういうことかと言
たいのであります。もしこういう立場が誤りであ
るといふならば、一度公式にこれは否定してい
たが必要があるかと思つていますが、いかがで
すか。

○中曾根国務大臣 おそらく建設省も通産省も、
その人たちは個人として、大学の先生等々の関係
もあつて参加したので、それは純技術的に自分の
意見を述べる、地域開発ということは一つの
政策でもございまして、地方の強い要望もありま
すから、それに対して専門家としての意見を述べ
る、採用するかしないかは地方のつてである、
そういう技術を買われて、そういう意味で参加し
たのだらうと思つております。したがつて、そういう
純専門家としての意見を客観的に述べるといふ考
えに立つならば、あなたが否定すべきことでない
と思つていただけます。しかし、通産省の昔の公益事
業局系統の所管の關係に属する人がそういうとこ
ろへ入つてやるということ、個人でやることで
もあまり適當ではないと思つております。

○瀬崎委員 一つには、このメンバーにはちゃん
とどこの省庁に属する人かという省庁名がついて
いるわけでありまして、私たちが見た限りでは、決
して個人というふうな資格にはなつていない。そ
れからも一つ、なるほど、純技術的に自分の見
解をこへ反映されたというならば、先ほど申し
上げました、むしろ第一的にならなければなら
ない自然的条件が二の次であつて、住民が協力的
であるか反対しているか、このほうが条件として
は大事だなどというふうなことを述べるのは、全
くおかしいと思つておられます。ですから、そうい
う意味では、いま大臣の御趣旨からすれば、ど
こから見ても、この開発ビジョンなるものは非常
に地域住民を無視した文書であるといわなければ
ならないので、だから私は、さつき申し上げまし
たように、一応こういうものが出てくる以上は、

原子力開発はこういうものが基礎になつてはなら
ないというなら否定していただきたい、こうい
うわけなんです。いかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 諮問がどういふ諮問である
か、私よく存じませんのでお答えしにくいんです
が、やはり原子力発電の設置とか、原子力適地
あるかどうかとか、開発とかいふようなものは、
社会経済上の観点とか、あるいは科学技術上の観
点とか、そういうものがコンパインされて出てく
るもので、そういう一つの要件として地元住民
の協力があつたというところは、原子力開発という
から見ればそれは好ましくない条件の中に入ら
らうと、反対しているよりは賛成しているほうがや
りいといふ、そういう意味においては好ましくない
一つに、社会条件としては入ると思つております。し
かし、その岩盤であるとか気象、風象あるいは海
流、その他科学技術的な面からまたまたシビアに
所見が述べられておらなければならぬ。したが
つて、あくまでそういう条件の提示、エバリュ
エーションというふうなものは客観的に、公平に、
冷静に行なわなければならないと思つております。

○稲村(佐)委員長代理 瀬崎君に申し上げます。
たいへん恐縮ですが、申し合わせの時間が参り
ましたので、よろしく御協力を願ひします。

○瀬崎委員 先ほど伊原次長は、科学技術庁はこ
の文書を知らない、参画してないというお話で
ありますが、しかし原子力研究所の村上昌俊氏が
やはりこの調査員として参加してあります。

〔稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕
こういう方が参加してつて、特に原子力発電所
の安全性の問題などについては全然触れていない
という文書ができて上がつておる。むしろ先ほど
言いましたように、安全性の問題よりも住民の態
度のほうが優先するんだというふうな、こういう
結論づくりに参加してつておる。一体これで科学技
術庁の責任は済みますか。

○伊原政府委員 原子力研究所の職員も、個人と
して参加したのと思つております。

○瀬崎委員 冒頭に大臣から、住民の不安をなく

するようにならなければならないと思つておる。こ
ういふ限られた時間でありまして十分は言ひ尽
せませんが、現在運輸中の原子力発電所の
実情とか、あるいはまた政府が今日まで原子力
発電所の立地計画等に出してまいりました文書
あるいはその手法等々を見れば、むしろその逆であ
る、少々住民に不安を与えても要はつくること
が優先なんだというふうな事象ではないかと思
われるのです。そこへまた現在審議されている
法案が、しかもその財源については結局国民に
ツケを回すような形でつくられつたつあるとい
うことについて、たいへん私は遺憾だと思つて
おる。遺憾の意を表して、質問を終わります。

○濱野委員長 次回は、明二十二日午前十時理事
会、午前十分委員会議を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後七時十七分散会

原子力開発はこういうものが基礎になつてはなら
ないというなら否定していただきたい、こうい
うわけなんです。いかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 諮問がどういふ諮問である
か、私よく存じませんのでお答えしにくいんです
が、やはり原子力発電の設置とか、原子力適地
あるかどうかとか、開発とかいふようなものは、
社会経済上の観点とか、あるいは科学技術上の観
点とか、そういうものがコンパインされて出てく
るもので、そういう一つの要件として地元住民
の協力があつたというところは、原子力開発という
から見ればそれは好ましくない条件の中に入ら
らうと、反対しているよりは賛成しているほうがや
りいといふ、そういう意味においては好ましくない
一つに、社会条件としては入ると思つております。し
かし、その岩盤であるとか気象、風象あるいは海
流、その他科学技術的な面からまたまたシビアに
所見が述べられておらなければならぬ。したが
つて、あくまでそういう条件の提示、エバリュ
エーションというふうなものは客観的に、公平に、
冷静に行なわなければならないと思つております。

○稲村(佐)委員長代理 瀬崎君に申し上げます。
たいへん恐縮ですが、申し合わせの時間が参り
ましたので、よろしく御協力を願ひします。

○瀬崎委員 先ほど伊原次長は、科学技術庁はこ
の文書を知らない、参画してないというお話で
ありますが、しかし原子力研究所の村上昌俊氏が
やはりこの調査員として参加してあります。

〔稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕
こういう方が参加してつて、特に原子力発電所
の安全性の問題などについては全然触れていない
という文書ができて上がつておる。むしろ先ほど
言いましたように、安全性の問題よりも住民の態
度のほうが優先するんだというふうな、こういう
結論づくりに参加してつておる。一体これで科学技
術庁の責任は済みますか。

○伊原政府委員 原子力研究所の職員も、個人と
して参加したのと思つております。

○瀬崎委員 冒頭に大臣から、住民の不安をなく

